

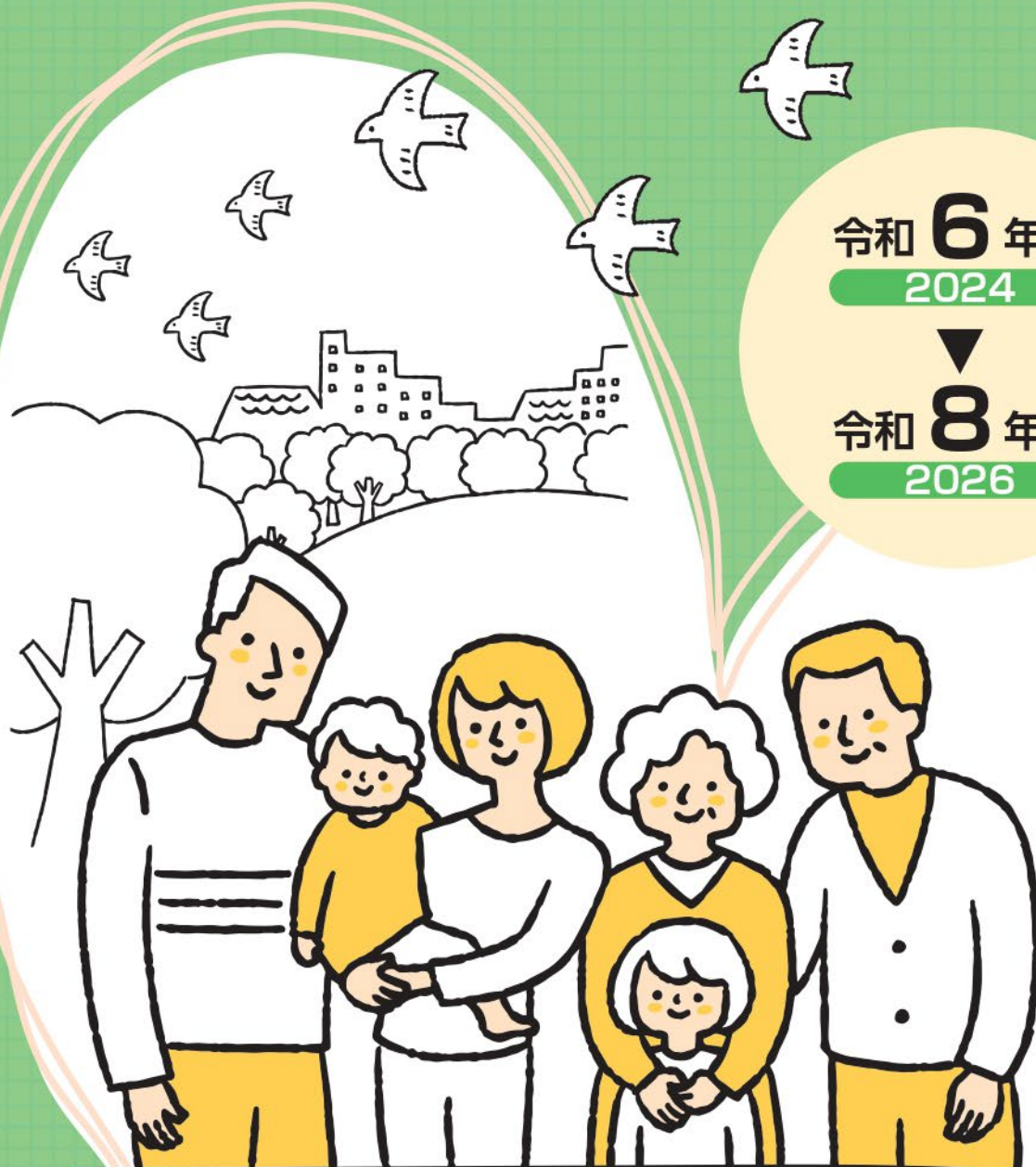
第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険事業計画

遠野ハートフルプラシ 2024

令和 **6** 年度
2024



令和 **8** 年度
2026



令和 6 年 3 月 岩手県遠野市

はじめに



令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「遠野ハートフルプラン2024」（第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険事業計画）を策定しました。

平成12年4月に介護保険制度が始まり令和5年度で24年が経過しました。この間、全国的に少子高齢化が一層進み、高齢化率の高い状況、あらゆる分野で働き手が不足するという状況が進んできました。また、本計画期間では、国の介護報酬の改定により、介護給付費の増加に伴う介護保険料の増額も必要となりました。

市（保険者）は引き続き適正な保険給付に努め、健全な制度運営を継続することにより、要支援・要介護者へ介護保険サービスを安定して提供する必要があります。

また、高齢福祉全般では個人や世帯を取り巻く環境の変化、それぞれが抱える暮らしにくさ、生活課題なども多様化、複雑化しています。

このことから、本計画では、これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本市における高齢者や介護サービスの実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉の更なる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進、住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される遠野型地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくこととしています。

本計画の実施にあたり、保健・医療・福祉の拠点である遠野健康福祉の里が中心となって取り組み、介護、福祉、医療関係機関・地域団体との更なる連携を図ります。併せて、地域共生社会の実現に向け、高齢者のみならず、あらゆる世代の皆様が心身ともに健やかに安心して生活できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際し、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様には深く感謝申し上げます。

また、計画の原案作成にあたり、多くのご提言・ご指導をいただきました計画策定委員の皆様をはじめ、地域課題の抽出とその課題解決に向けた方策の検討をいただいたワーキンググループの皆様、並びに多くの関係機関・団体の皆様には心から感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

遠野市長 多田 一彦

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の策定体制	4
4	介護保険法の主な改正内容	5
第2章	高齢者等の状況について	6
1	人口等の状況	6
2	高齢者と認定者の推移	8
3	介護保険サービスの利用状況	12
4	ニーズ調査結果	18
第3章	第8期計画の取組状況と課題	30
1	健康づくり・介護予防の総合的な推進	30
2	介護・福祉サービスの充実	32
3	安心して暮らせるまちづくりの推進	34
4	認知症にやさしいまちづくりの推進	36
5	介護保険制度の円滑な運営と質の向上	38
6	災害や感染症対策に係る体制整備	39
第4章	計画の基本的な考え方	40
1	計画の基本理念	40
2	施策展開の考え方	41
3	基本目標	43
4	計画における施策体系	46
5	重点的に取り組む事項	47
6	日常生活圏域の設定	51
第5章	施策の展開	52
1	健康づくり・介護予防の総合的な推進	52
2	介護・福祉サービスの充実	57
3	安心して暮らせるまちづくりの推進	65
4	認知症にやさしいまちづくりの推進	72
5	介護保険制度の円滑な運営と質の向上	77

第6章	介護サービスの見込み量と介護保険料	80
1	介護保険サービスの整備計画	80
2	介護サービス量の見込み	80
3	介護保険サービスの見込み量	82
4	介護保険サービスの事業費	95
5	第1号被保険者の介護保険料	98
第7章	計画の推進体制	101
1	計画の推進体制	101
2	計画に関する啓発・広報の推進	103
3	計画の進捗状況の把握と評価	103
資料編		105
1	計画策定委員会設置要綱	105
2	計画策定委員会委員名簿	106
3	計画策定ワーキンググループ設置要領	107
4	計画策定ワーキンググループメンバー名簿	108
5	計画策定の経過	109

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は大幅に増加しており、本市においても、令和5年10月1日時点で41.8%と高齢化率は年々上昇しています。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者が更に増加することが見込まれております。

そのような中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する「地域包括ケアシステム」をより一層推進・深化させる必要があります。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護の連携強化などの介護サービス基盤の整備や、介護人材確保及び介護現場の生産性の向上のための取組が必要となっています。

本市では、「福祉で夢のあるまちづくり・健康で明るく暮らせる住みよいまちづくり」を基本理念に、「遠野ハートフルプラン 2021（第八次遠野市高齢者福祉計画・第8期遠野市介護保険事業計画）（以下「第8期計画」という。）」を策定し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めてきました。

これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本市における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉の更なる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、「遠野ハートフルプラン 2024（第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険事業計画）（以下「本計画」）」を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」（以下「高齢者福祉計画」）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

高齢者福祉計画は、地域における高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めたものです。

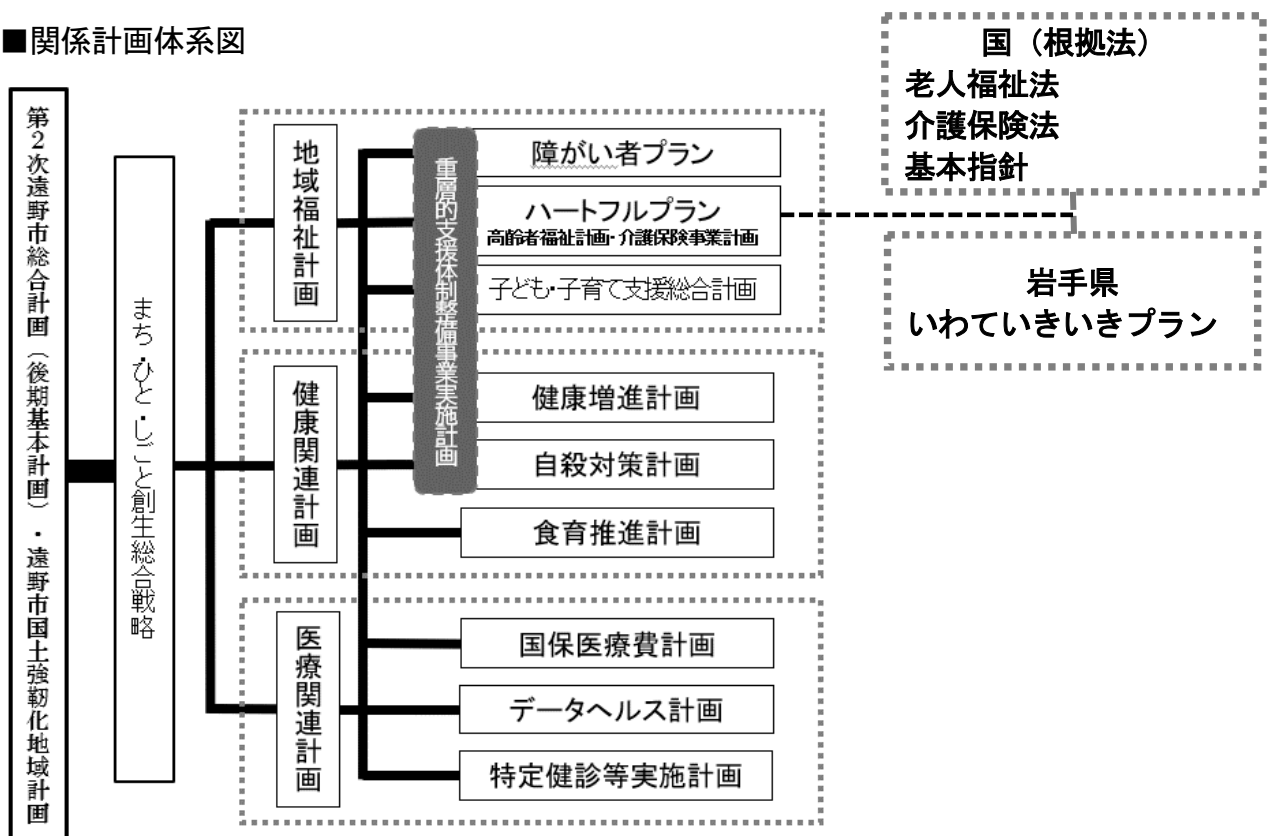
介護保険事業計画は、介護保険の対象サービスの種類やサービス見込み量を推計し、介護保険料を算定するなど、同保険事業の円滑な実施を確保するために定めたものです。

なお、本計画策定後に、社会状況（物価高騰に伴う計画期間中の報酬改定など）の変化等に伴い計画の見直しが生じた場合は、必要な変更を行うものとします。

(2) 他計画との関係

本計画は、国の定める策定指針を踏まえ、岩手県の「いわていきいきプラン」、本市のまちづくりの総合的指針である「遠野市総合計画」、遠野スタイル創造・発展総合戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び遠野市総合計画の部門別計画としての「遠野市地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図ります。

■関係計画体系図



■市関係計画と計画期間

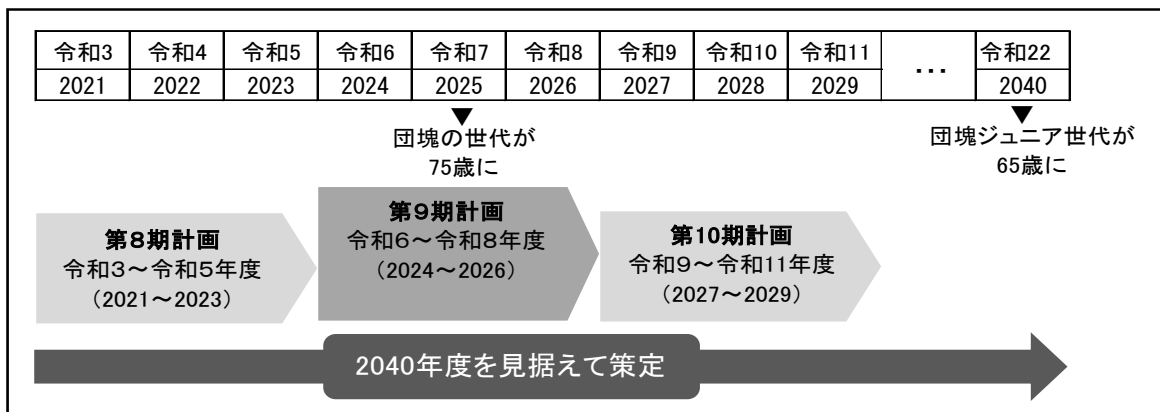
年度 計画名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市総合計画	第2次総合計画基本構想前期基本計画					後期基本計画					
市国土強靱化地域計画						当初計画(R2～)					
まち・ひと・しごと創生総合戦略	当初計画(H27～)					第2期計画					
地域福祉計画	第3期計画					第4期計画					
重層的支援体制整備事業実施計画						第1次計画					
ハートフルプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)	第6期計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画			
障がい者プラン(基本)計画	障がい者プラン2015(第3期障がい者、第4期障がい福祉計画)	障がい者プラン2018(第4期障がい者、第5期障がい福祉、第1期障がい児福祉)				障がい者プラン2021(第5期障がい者、第6期障がい福祉、第2期障がい児福祉)			障がい者プラン2024(第6期障がい者、第7期障がい福祉、第3期障がい児福祉)		
障がい福祉計画											
障がい児福祉計画											
健康増進計画	第3次計画					第4次計画					
自殺対策計画						第1期計画			第2期計画		
少子化対策・子育て支援総合計画(遠野わらすっこプラン)	第1期計画					第2期計画					
食育推進計画	第2次計画					第3次計画					

(3) 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、地域包括ケアシステムの推進・深化と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。

■計画の期間



3 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、高齢者等を対象に日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、策定の基礎資料、今後の保健福祉施策に生かすため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「地域の実態把握調査」のアンケート調査を実施しました。

(2) 計画策定の体制

①策定委員会の設置

幅広い視点での協議を行うため、市民、介護保険事業所の職員、関係機関・団体の職員からなる策定委員会を設置し、計画の協議・検討を行いました。

②ワーキンググループの設置

計画の分野ごとに実務上の協議及び検討を行うため、市民、介護保険事業所の職員、市職員からなるワーキンググループ（WG）を設置し、テーマに基づき地域の現状や課題を検討しました。

ワーキンググループ（WG）名	検討事項
① 基盤整備WG	新しい介護サービス施設の整備と保険給付と介護保険料の見込み、介護人材の育成と確保
② 介護予防WG	既存の在宅福祉サービスの見直し、総合事業の新たなサービスの創設
③ 地域包括ケアWG	「地域包括ケアシステム」に係る人生の最終段階を自分らしく生きるためのACP（アドバンス・ケア・プランニング）の推進

ACP = 将来の変化に備え、医療や介護について、本人を主体に家族や近い人、医療・介護チームが話し合い、本人による意思・決定を支援する取り組み

③パブリックコメントの実施

本計画の内容について市民から広く意見や提案をいただくため、市公式ホームページに掲載したほか、遠野健康福祉の里及び市内各地区センターにおいて、令和6年1月16日から1月26日までパブリックコメントを実施しました。

4 介護保険法の主な改正内容

令和5年5月12日に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険制度改正の大きなポイントは以下のとおりです。

1. 介護情報基盤の整備	<p>介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け ○市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
2. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化	<p>介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け（※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項） ○国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表
3. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務	<p>介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など
4. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化	<p>看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など
5. 地域包括支援センターの体制整備等	<p>地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

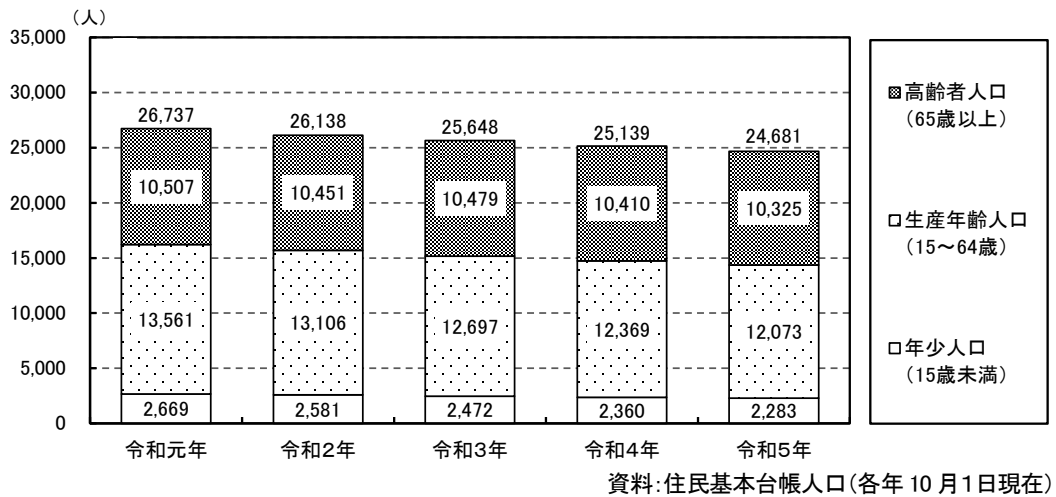
第2章 高齢者等の状況について

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

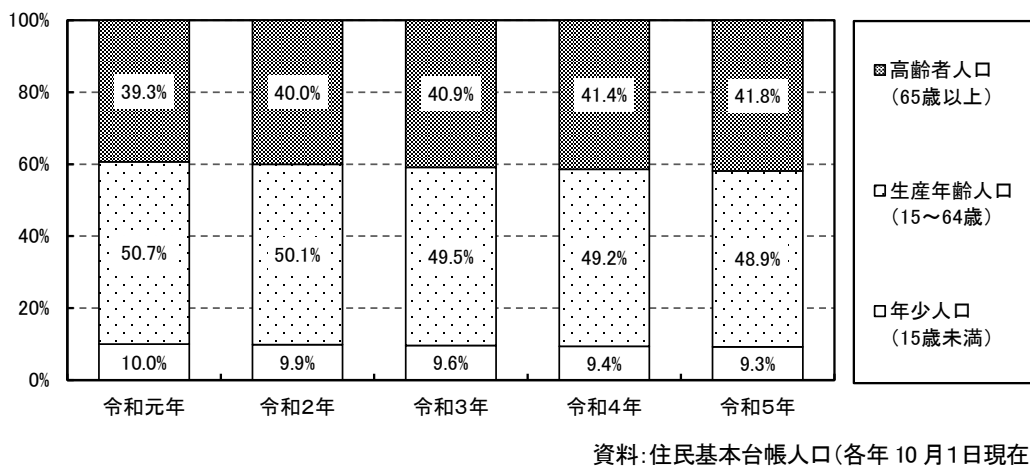
総人口は減少傾向で推移し、令和元年は 26,737 人、令和5年は 24,681 人となっており、4年間で2,056人減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合をみると、総人口に対する高齢者人口の割合は増加傾向で推移し、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

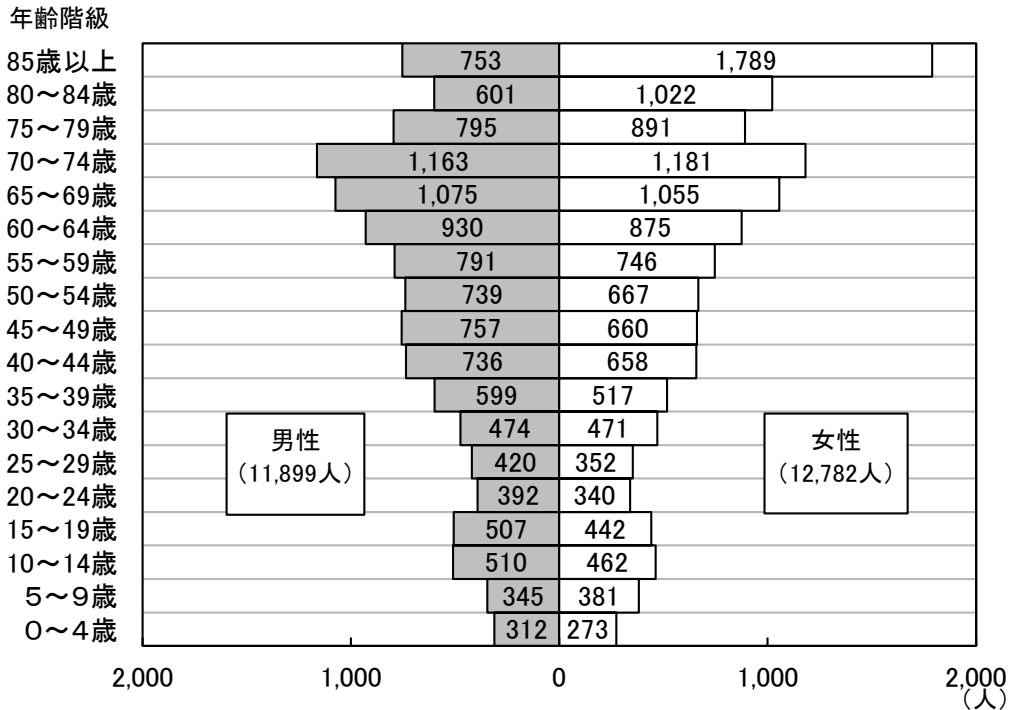
■年齢3区分別人口割合の推移



(2) 年齢階層別人口構成

令和5年10月1日現在における本市の住民基本台帳の人口構成を5歳階層別にみると、男性、女性ともに「70～74歳」の構成が最も多く、「65～69歳」以下の人口は少ないことから、今後、徐々に高齢者数も減少していくものと予測されます。

■年齢階層別人口構成



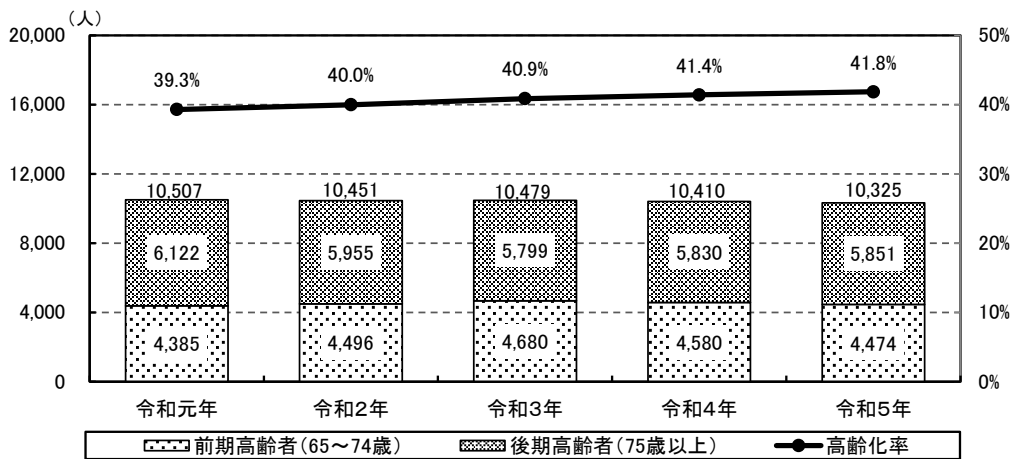
資料:住民基本台帳人口(令和5年10月1日現在)

2 高齢者と認定者の推移

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口は減少傾向で推移していますが、総人口の減少幅のほうが大きいため、高齢化率は増加しており、令和5年で41.8%となっています。

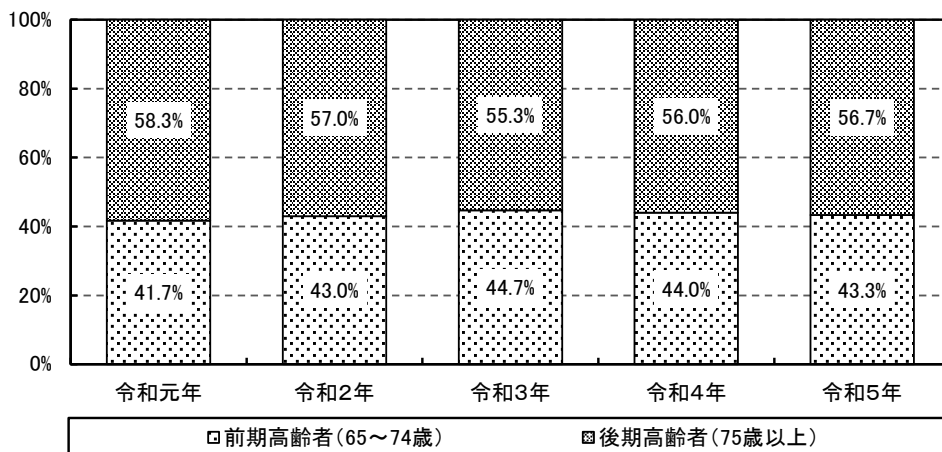
■前期高齢者、後期高齢者の人口の推移



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

前期高齢者と後期高齢者の割合は、令和元年では後期高齢者が16.6ポイント上回っていましたが、令和5年にはその差は13.4ポイントと後期高齢者の割合が徐々に減少しています。

■前期高齢者、後期高齢者の人口割合の推移

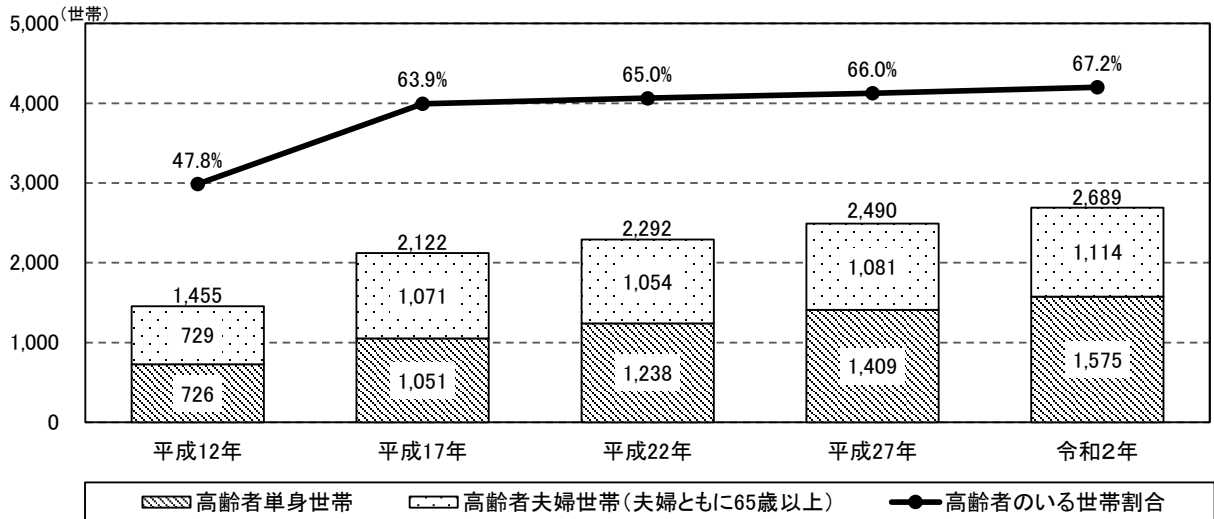


資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

(2) 高齢者世帯の状況

平成12年の高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数は同程度となっていました。令和2年には高齢者夫婦世帯の1,114世帯に対して、高齢者単身世帯は1,575世帯と高齢者単身世帯が461世帯多くなっており、高齢者単身世帯が増加しています。

■ 高齢者世帯の状況



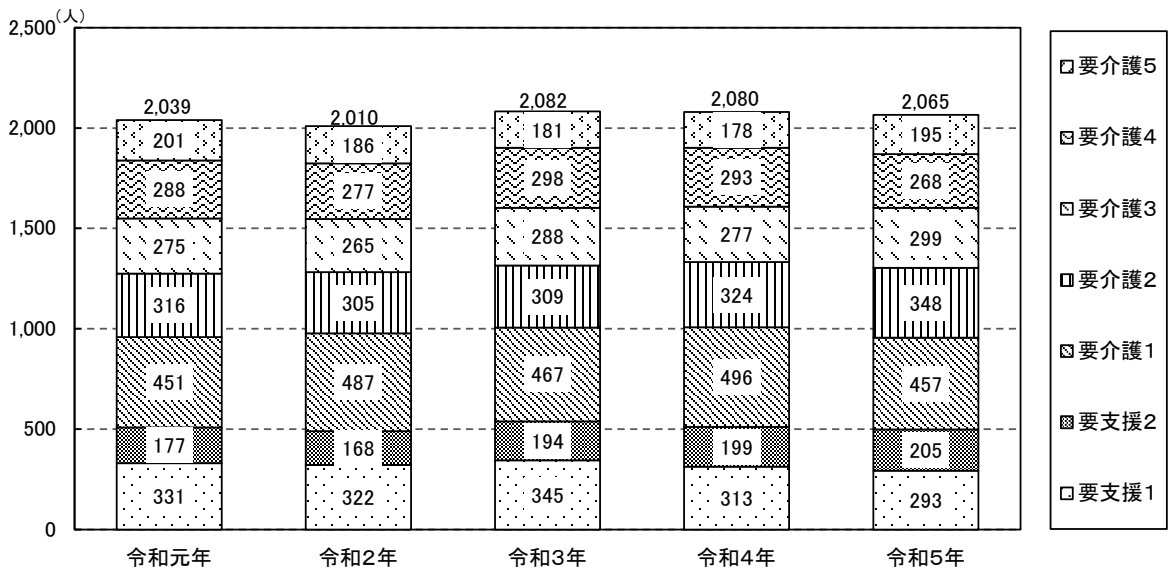
資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 認定者の推移

①要支援・要介護者数の推移

要支援・要介護認定者数は横ばい傾向で推移し、令和5年は2,065人となっています。

■要介護度別認定者数の推移

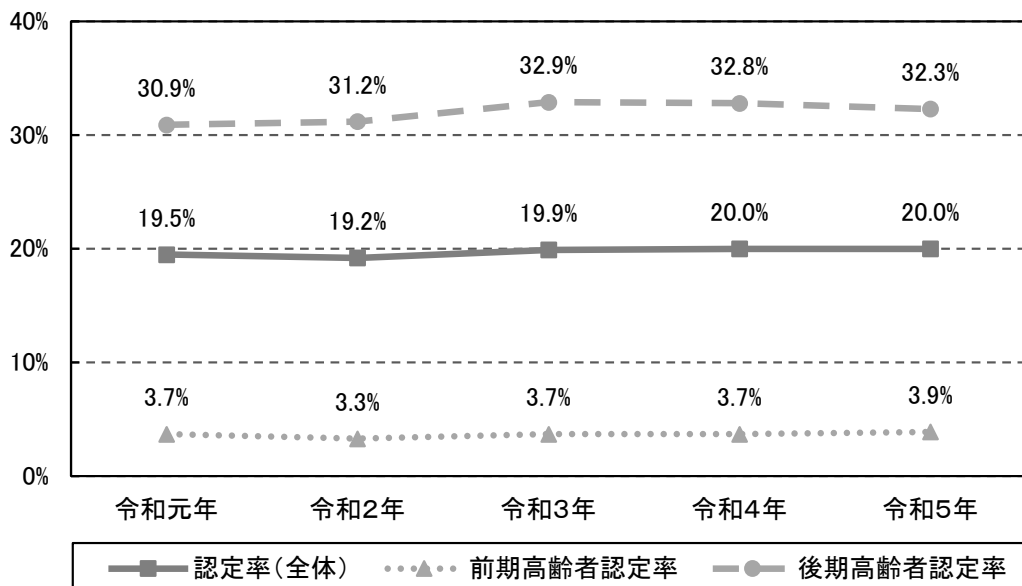


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

②要支援・要介護認定率の推移

要支援・要介護認定率は、ほぼ横ばいで推移しています。

■要支援・要介護認定率の推移



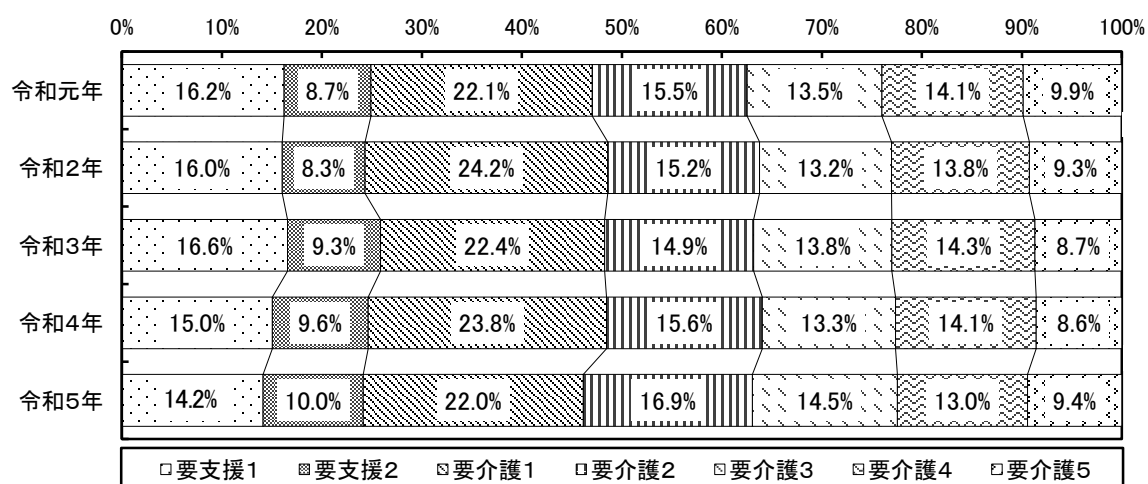
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

③要支援・要介護認定者割合の推移

要支援1から要介護1までの軽度者の割合は、令和元年度から令和4年度まで上昇傾向で推移してきましたが、令和5年度においては全体の46.2%と若干の減少に転じています。要介護4及び要介護5の重度者についても減少傾向にあり、令和5年度においては22.4%と令和4年度と比べ0.3ポイント減少しています。

一方、要介護2及び要介護3の中度者は28.4~29.0%で推移してきましたが、令和5年度は31.4%と前年度よりも2.5ポイント伸長しており、介護予防・日常生活支援総合事業による重度化の抑制を更に図るとともに、中度以下の利用者に合わせた介護保険サービスの充実を図る必要があります。

■要支援・要介護認定者割合の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

3 介護保険サービスの利用状況

(1) 給付費の推移

令和3年度の総給付費は3,095,004,042円（対計画比101.3%）、令和4年度の総給付費は3,096,916,060円（対計画比100.3%）となっており、計画を若干上回る結果となっています。特に施設サービスの実績額については年々増加しており、新型コロナウイルス感染症による影響、若しくは居宅系から施設系へのニーズの移行が推測されます。

■給付費の推移

	7期			8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数(A) (人)	10,536	10,507	10,451	10,479	10,410	10,325
要介護認定者数(B) (人)	1,960	2,039	2,010	2,082	2,080	2,065
要介護認定率(B/A) (%)	18.6	19.4	19.2	19.9	20.0	20.0
総給付費						
実績額 (円)	2,900,590,853	2,964,248,720	2,983,680,115	3,095,004,042	3,096,916,060	—
計画額 (円)	3,036,623,000	3,039,352,000	3,078,040,000	3,054,870,000	3,086,306,000	3,270,929,000
対計画比 (%)	95.5	97.5	96.9	101.3	100.3	—
居宅サービス						
実績額 (円)	1,397,192,582	1,455,469,462	1,463,064,781	1,346,050,597	1,307,080,963	—
計画額 (円)	1,294,090,000	1,295,400,000	1,319,300,000	1,345,437,000	1,350,022,000	1,337,593,000
対計画比 (%)	108.0	112.4	110.9	100.0	96.8	—
地域密着型サービス						
実績額 (円)	224,529,406	216,907,789	186,166,083	345,563,032	384,787,872	—
計画額 (円)	420,827,000	421,654,000	442,828,000	371,973,000	381,523,000	433,008,000
対計画比 (%)	53.4	51.4	42.0	92.9	100.9	—
施設サービス						
実績額 (円)	1,278,868,865	1,291,871,469	1,334,449,251	1,403,390,413	1,405,047,225	—
計画額 (円)	1,321,706,000	1,322,298,000	1,315,912,000	1,337,460,000	1,354,761,000	1,500,328,000
対計画比 (%)	96.8	97.7	101.4	104.9	103.7	—
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	275,303	282,121	285,492	295,353	297,494	—

資料:「第1号被保険者数」は住民基本台帳、「要介護認定者数」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」について、平成30年度～令和4年度は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報。

(2) 令和3年度のサービス別給付費

令和3年度実績において対計画比増減の大きかったサービスは、合計7サービス(居住系サービス1、在宅サービス6)となっています。

区分	サービス名	実績額(円) (A)	計画額(円) (B)	差(円) (A-B)	対計画比 (A/B)
居住系	認知症対応型共同生活介護	122,783,304	155,178,000	▲ 32,394,696	79.1%
在宅	訪問入浴介護	13,390,010	16,932,000	▲ 3,541,990	79.1%
	訪問リハビリテーション	15,701,796	10,559,000	5,142,796	148.7%
	居宅療養管理指導	5,124,259	6,120,000	▲ 995,741	83.7%
	短期入所生活介護	171,120,157	155,230,000	15,890,157	110.2%
	特定福祉用具購入	3,721,634	2,466,000	1,255,634	150.9%
	看護小規模多機能型居宅介護	345,852	0	345,852	—

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(3) 令和4年度のサービス別給付費

令和4年度実績において対計画比増減の大きかったサービスは、合計11サービス(施設サービス1、在宅サービス10)となっています。

区分	サービス名	実績額(円) (A)	計画額(円) (B)	差(円) (A-B)	対計画比 (A/B)
施設	介護療養型医療施設	1,484,586	0	1,484,586	—
在宅	訪問入浴介護	12,850,008	17,213,000	▲ 4,362,992	74.7%
	訪問リハビリテーション	13,674,998	10,128,000	3,546,998	135.0%
	通所リハビリテーション	116,684,324	132,735,000	▲ 16,050,676	87.9%
	短期入所生活介護	171,942,091	155,011,000	16,931,091	110.9%
	特定福祉用具購入	3,145,531	2,466,000	679,531	127.6%
	住居改修	6,692,366	9,584,000	▲ 2,891,634	69.8%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,244,970	0	1,244,970	—
	地域密着型通所介護	38,587,246	48,153,000	▲ 9,565,754	80.1%
	小規模多機能型居宅介護	152,919,001	132,082,000	20,837,001	115.8%
	看護小規模多機能型居宅介護	281,835	0	281,835	—

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(4) サービス別給付費の推移

■介護サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(円)	194,251,348	184,067,176	179,461,000
	回数(回)	5,782.5	5,324.5	4,964.8
	人数(人)	193	180	184
訪問入浴介護	給付費(円)	13,390,010	12,814,341	19,266,000
	回数(回)	91	85	127
	人数(人)	20	19	33
訪問看護	給付費(円)	36,797,909	35,756,652	41,496,000
	回数(回)	666.3	636.9	702.3
	人数(人)	106	103	114
訪問リハビリテーション	給付費(円)	12,892,151	11,572,398	13,585,000
	回数(回)	361.5	329.2	391.4
	人数(人)	30	31	37
居宅療養管理指導	給付費(円)	4,480,966	5,892,581	6,297,000
	人数(人)	44	56	62
通所介護	給付費(円)	386,431,711	366,481,020	364,101,000
	回数(回)	4,265	4,100	4,034
	人数(人)	462	446	425
通所リハビリテーション	給付費(円)	120,854,212	104,524,824	114,874,000
	回数(回)	1,111.6	964.8	1,041.7
	人数(人)	137	129	130
短期入所生活介護	給付費(円)	169,027,302	169,547,911	176,471,000
	日数(日)	1,728.6	1,734.5	1,776.2
	人数(人)	164	159	162
短期入所療養介護(老健)	給付費(円)	50,424,481	54,234,728	48,142,000
	日数(日)	355.1	388.2	346.0
	人数(人)	42	46	42
短期入所療養介護(病院等)	給付費(円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(円)	82,987,227	79,975,656	82,629,000
	人数(人)	517	493	509
特定福祉用具購入費	給付費(円)	2,903,739	2,263,675	3,910,000
	人数(人)	9	6	9
住宅改修費	給付費(円)	6,800,727	4,258,102	3,658,000
	人数(人)	5	4	3
特定施設入居者生活介護	給付費(円)	66,547,129	71,513,959	81,108,000
	人数(人)	34	40	44

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	給付費(円)	0	1,244,970	1,373,000
	人数(人)	0	1	1
夜間対応型訪問介護	給付費(円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(円)	45,104,137	38,587,246	74,869,000
	回数(回)	464.0	417.3	801.4
	人数(人)	58	57	93
認知症対応型通所介護	給付費(円)	37,451,658	35,987,980	32,982,000
	回数(回)	261.7	256.6	240.1
	人数(人)	27	28	24
小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	131,755,554	149,500,428	149,701,000
	人数(人)	59	63	58
認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	122,783,304	152,454,552	167,136,000
	人数(人)	42	52	57
地域密着型特定施設入居者生活 介護	給付費(円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	給付費(円)	3,395,610	3,312,288	3,620,000
	人数(人)	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	345,852	281,835	0
	人数(人)	0	0	0
複合型サービス(新設)	給付費(円)			
	人数(人)			
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(円)	686,101,426	685,617,279	741,978,000
	人数(人)	208	209	221
介護老人保健施設	給付費(円)	717,288,987	717,945,360	758,350,000
	人数(人)	219	220	223
介護医療院	給付費(円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(円)	0	1,484,586	0
	人数(人)	0	1	0
(4) 居宅介護支援	給付費(円)	156,816,167	157,248,236	155,635,000
	人数(人)	839	814	818
合計	給付費(円)	3,048,831,607	3,046,567,783	3,220,642,000

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

資料:令和3年度及び令和4年度の「給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、
その他の項目は地域包括ケア「見える化」システム。

■介護予防サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(円)	0	35,667	0
	回数(回)	0.0	0.3	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(円)	5,248,916	7,284,898	6,374,000
	回数(回)	144.3	197.9	177.5
	人数(人)	22	30	27
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(円)	2,809,645	2,102,600	2,054,000
	回数(回)	86.2	66.8	66.4
	人数(人)	9	8	8
介護予防居宅療養管理指導	給付費(円)	643,293	615,645	348,000
	人数(人)	6	7	5
介護予防通所リハビリテーション	給付費(円)	10,206,327	12,159,500	13,915,000
	人数(人)	29	33	35
介護予防短期入所生活介護	給付費(円)	2,092,855	2,394,180	1,922,000
	日数(日)	32.6	33.1	25.9
	人数(人)	4	5	4
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(円)	145,395	122,922	0
	日数(日)	1.2	1.8	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(円)	7,470,017	8,970,903	10,243,000
	人数(人)	105	115	127
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(円)	817,895	881,856	1,527,000
	人数(人)	3	3	3
介護予防住宅改修	給付費(円)	2,586,884	2,434,264	1,069,000
	人数(人)	2	2	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(円)	1,359,126	1,103,688	649,000
	人数(人)	2	2	1

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(円)	518,211	0	0
	回数(回)	4.8	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	4,208,706	3,418,573	3,327,000
	人数(人)	7	5	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(円)	8,065,165	8,823,581	8,859,000
	人数(人)	146	160	163
合計	給付費(円)	46,172,435	50,348,277	50,287,000

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

資料:令和3年度及び令和4年度の「給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、
その他の項目は地域包括ケア「見える化」システム。

4 ニーズ調査結果

令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果を抜粋して掲載します。

(1) 調査対象・調査方法・調査実施時期

①調査対象

調査票種別	対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の高齢者	800人	596人	74.5%
在宅介護実態調査	在宅で介護を受けている 要支援・要介護認定者	1,000人	701人	70.1%

②調査方法

郵送による配布・回収

③調査の実施時期

令和5年1月～2月

④図表の表記について

○図表の数値(%)は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。

○複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 (判定結果)

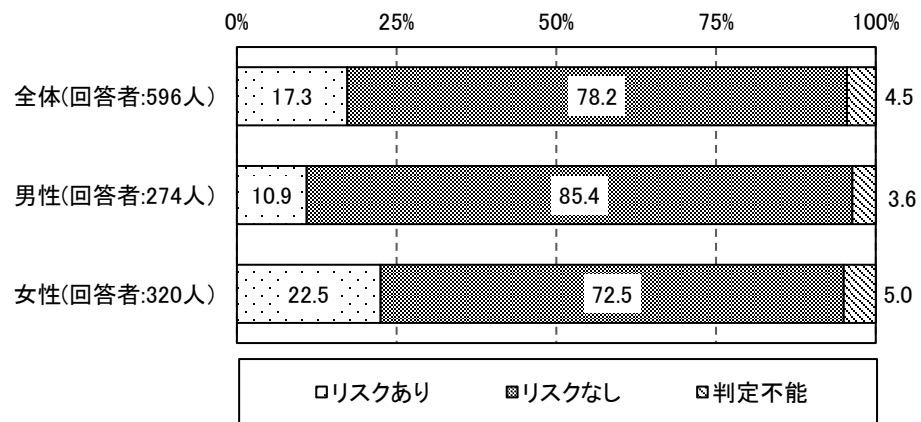
①運動器の機能低下について

運動器の機能低下のある高齢者は、全体の17.3%となっており、男女別にみると女性が22.5%と男性の10.9%の2倍以上となっています。

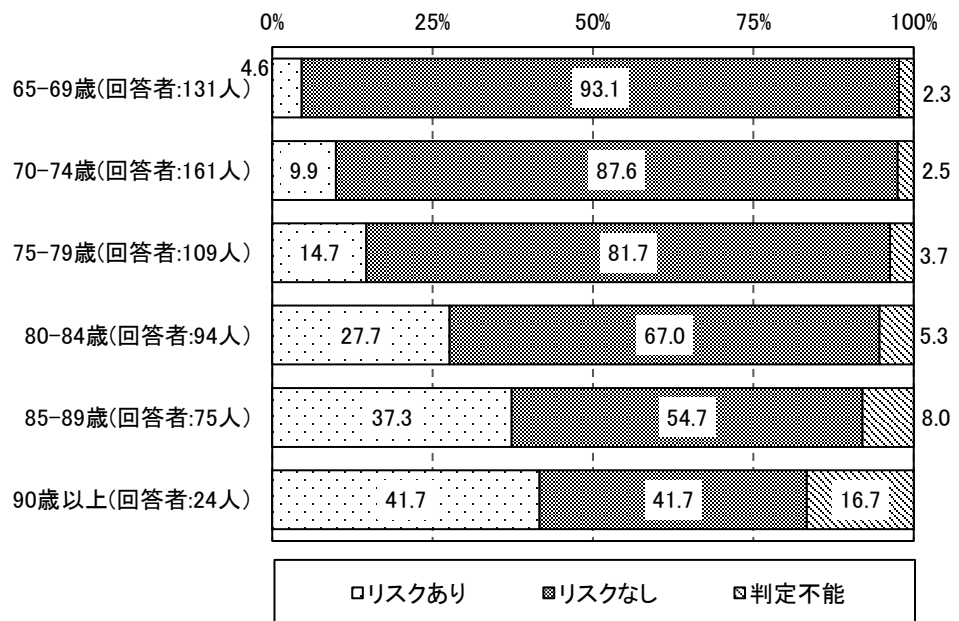
年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて機能低下した者の割合が高くなる傾向となっています。

■運動器の機能低下のある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別



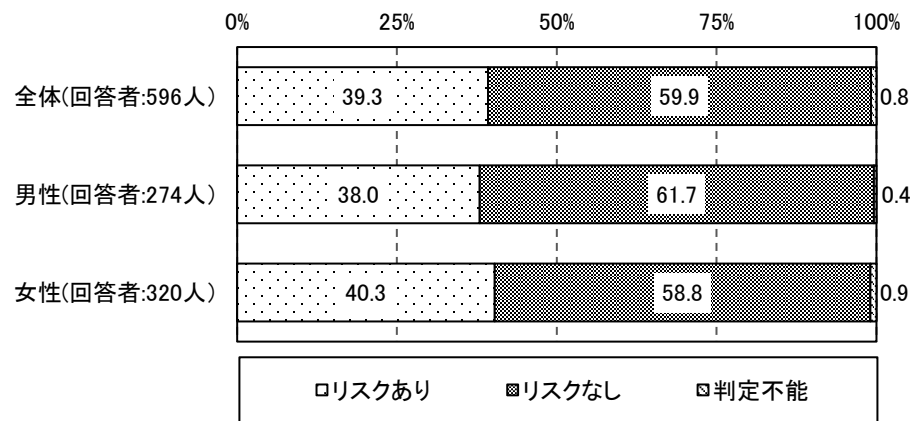
②転倒リスクについて

転倒リスクのある高齢者は、全体の39.3%となっており、男女別にみると女性が40.3%と男性の38.0%を2.3ポイント上回っています。

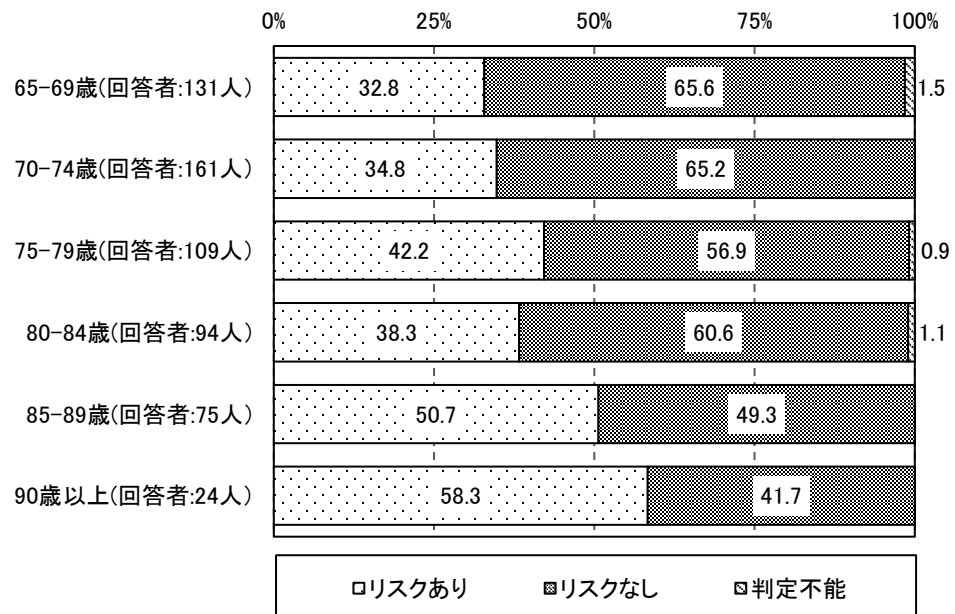
年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて転倒リスクのある高齢者の割合が高くなる傾向となっており、90歳以上で58.3%となっています。

■転倒リスクのある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別



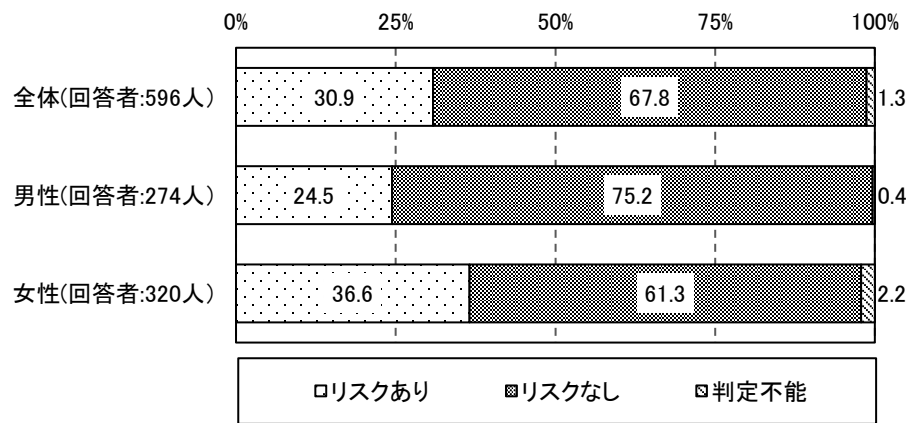
③閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向のある高齢者は、全体の30.9%となっており、男女別にみると女性が36.6%と男性の24.5%を12.1ポイント上回っています。

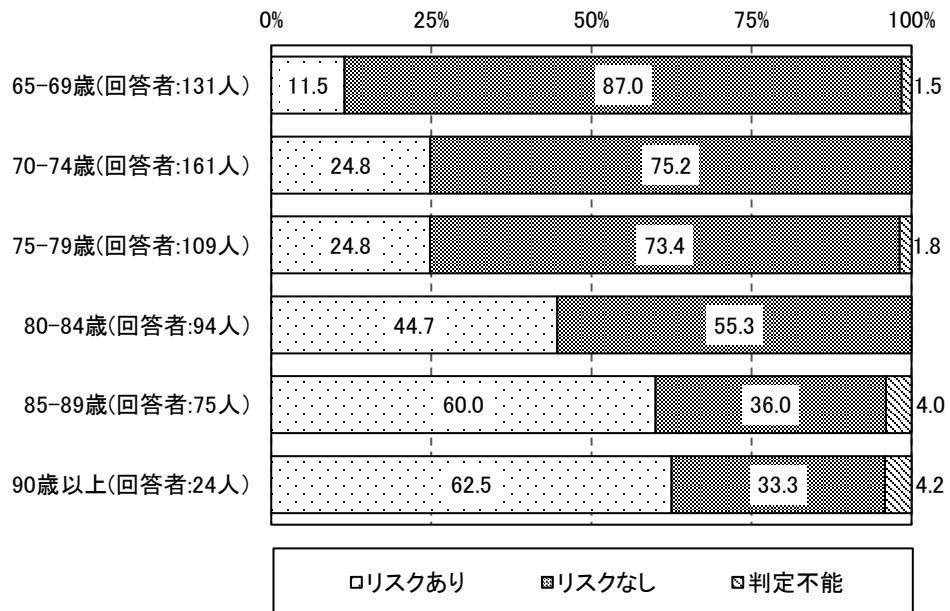
年齢別にみると、90歳以上が62.5%と最も高く、次いで85歳～89歳が60.0%となっています。

■閉じこもり傾向のある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別



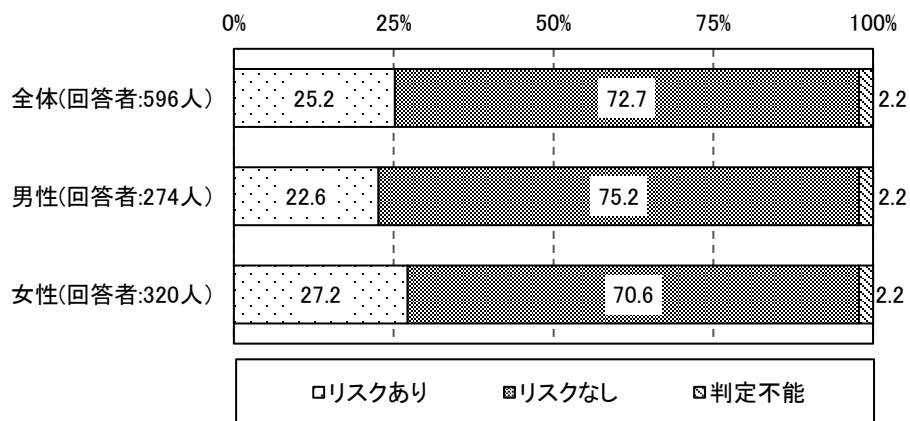
④口腔機能の低下について

口腔機能の低下のある高齢者は、全体の25.2%となっており、男女別にみると女性が27.2%と男性の22.6%を4.6ポイント上回っています。

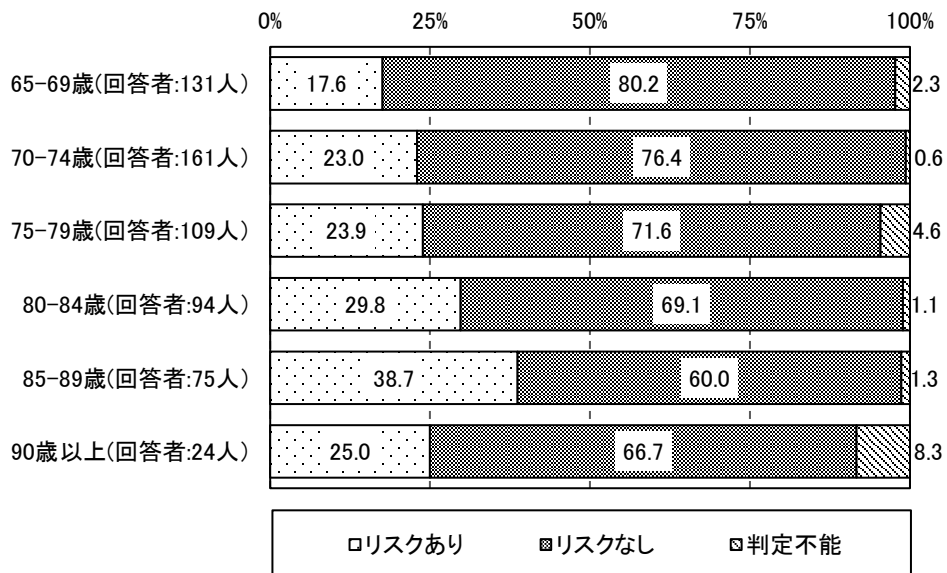
年齢別にみると、85歳～89歳が38.7%と最も高く、次いで80歳～84歳の29.8%となっています。

■口腔機能の低下のある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別



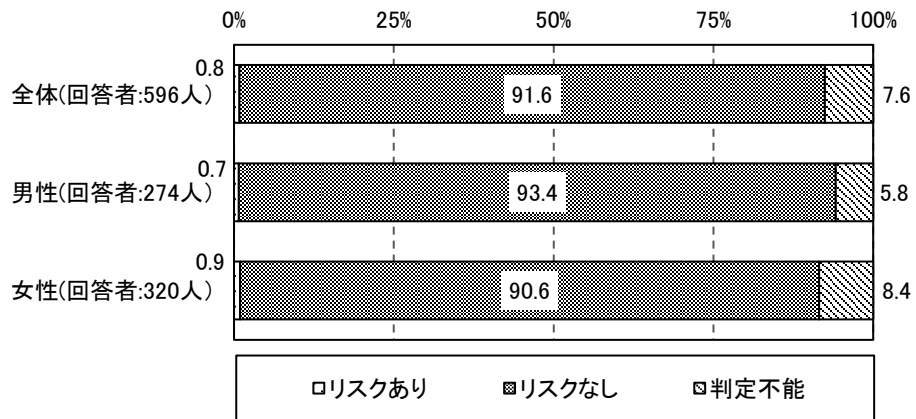
⑤低栄養傾向について

低栄養傾向のある高齢者は、全体の0.8%となっており、男女別にみると女性は0.9%、男性は0.7%となっています。

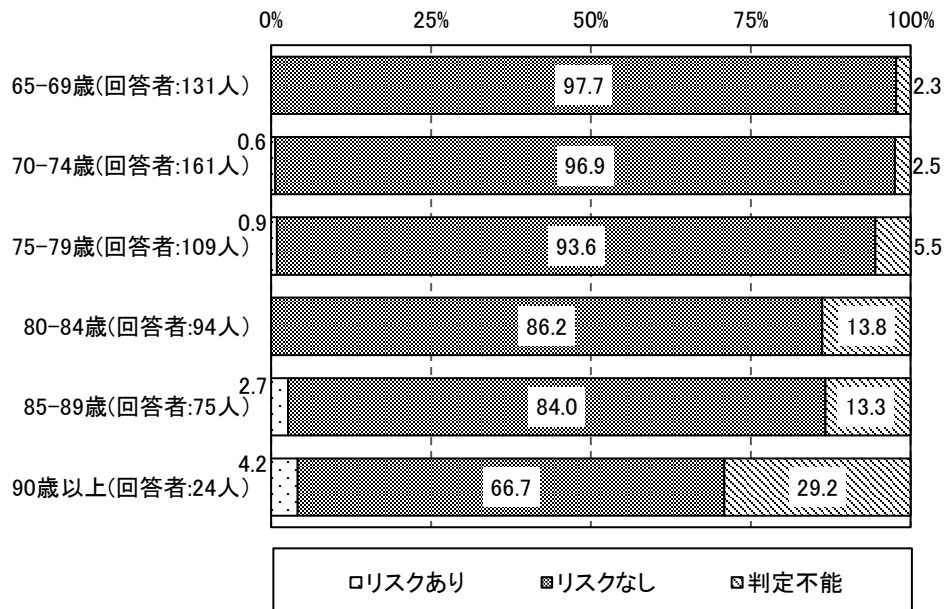
年齢別にみると、90歳以上が4.2%と最も高く、次いで85歳～89歳が2.7%となっており、84歳以下は1.0%以下となっています。

■低栄養傾向のある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別



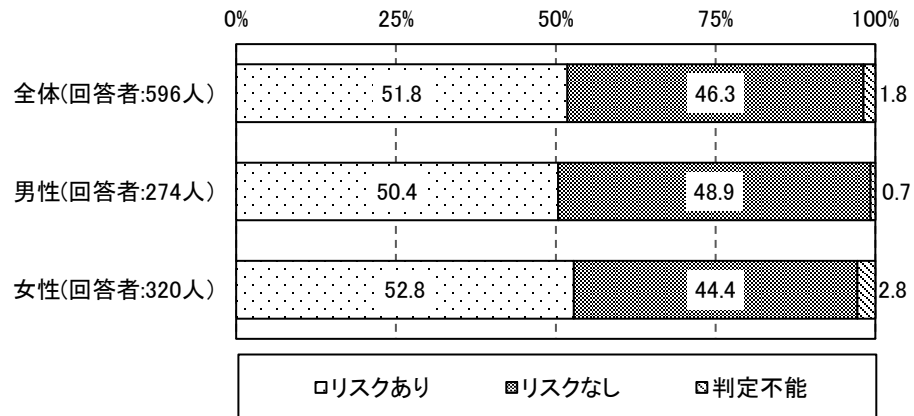
⑥認知機能の低下について

認知機能の低下のある高齢者は、全体の51.8%となっており、男女別にみると女性は52.8%で男性の50.4%を2.4ポイント上回っています。

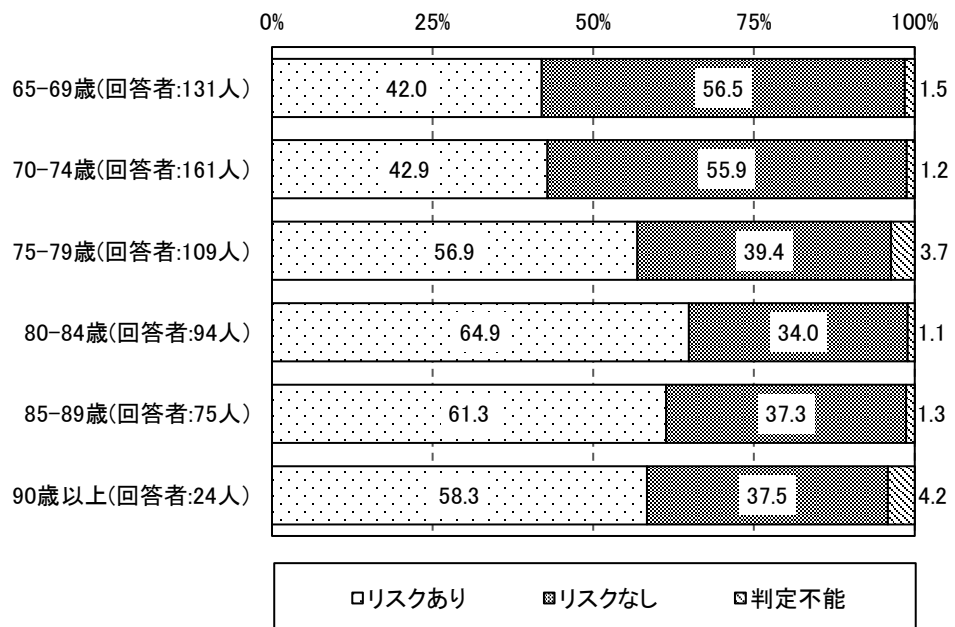
年齢別にみると、80歳～84歳、85歳～89歳で60%以上となっています。

■認知機能の低下のある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別



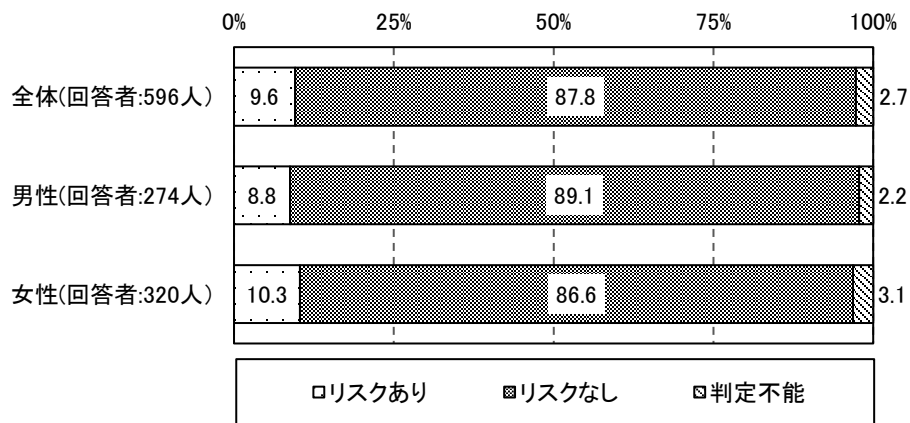
⑦ IADLの低下について

IADLの低下のある高齢者は、全体の9.6%となっており、男女別にみると女性が10.3%と男性の8.8%を1.5ポイント上回っています。

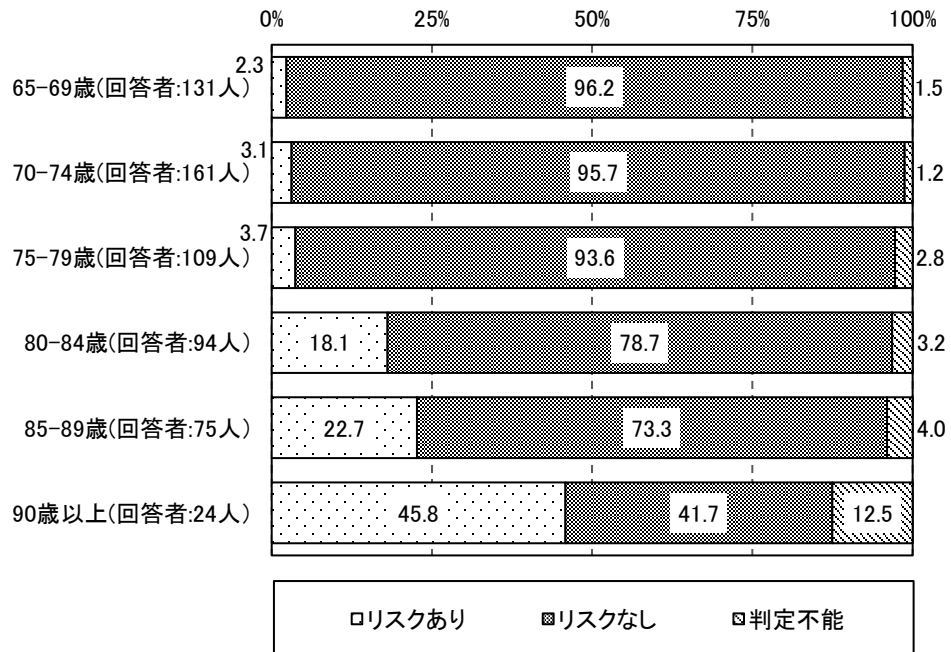
年齢別では、80歳～84歳が18.1%、85歳～89歳が22.7%と79歳以下から急激に増え、90歳以上では45.8%と高くなっています。

■IADLの低下のある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別



IADL: 買い物、調理、洗濯、服薬管理など ADL より一段階複雑な行動

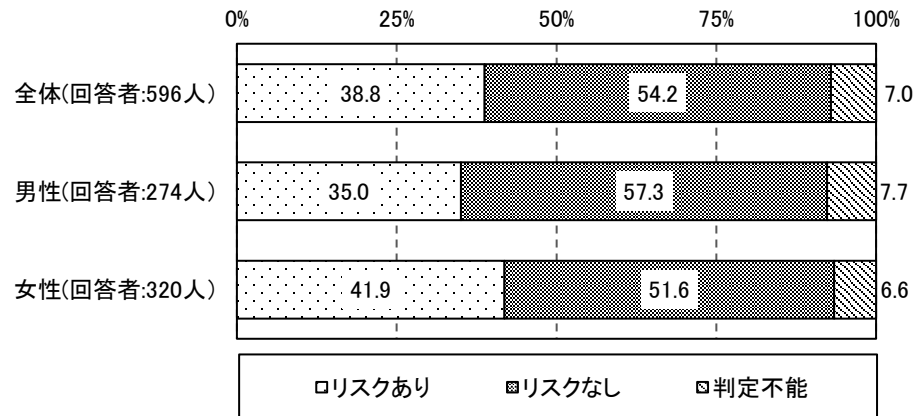
⑧うつ傾向について

うつ傾向のある高齢者は、全体の38.8%となっており、男女別にみると女性が41.9%で男性の35.0%を6.9ポイント上回っています。

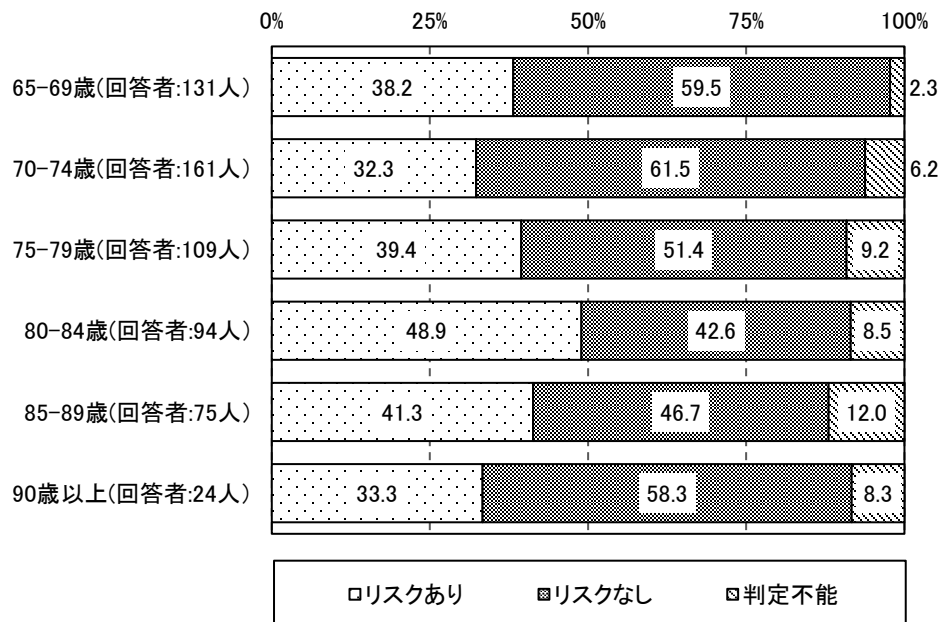
年齢別にみると、80歳～84歳、85歳～89歳で40%以上となっています。

■うつ傾向のある高齢者の状況

◆男女別



◆年齢別

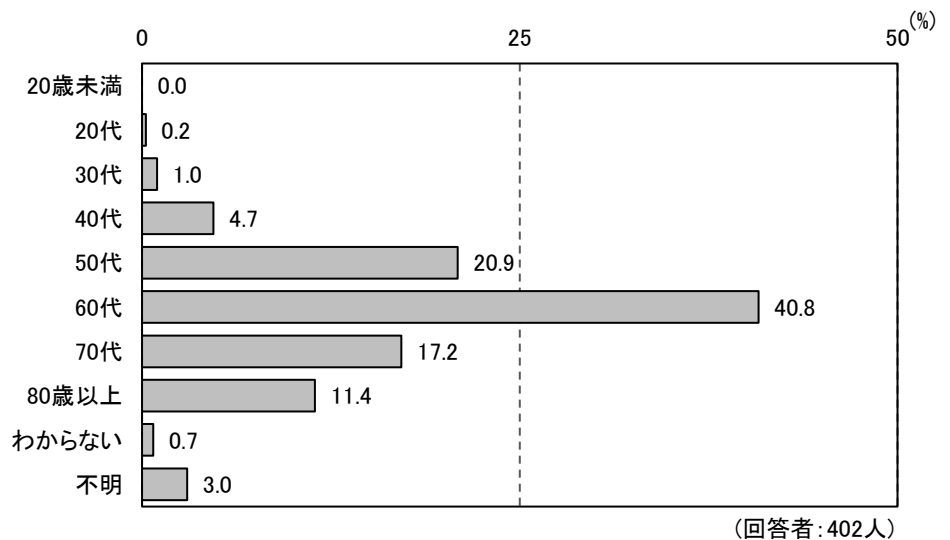


(3) 在宅介護実態調査結果

①介護者の年齢について

介護者の年齢は、60代が40.8%で最も高く、次いで50代20.9%、70代17.2%、80歳以上11.4%で、70代以上は28.6%となっています。

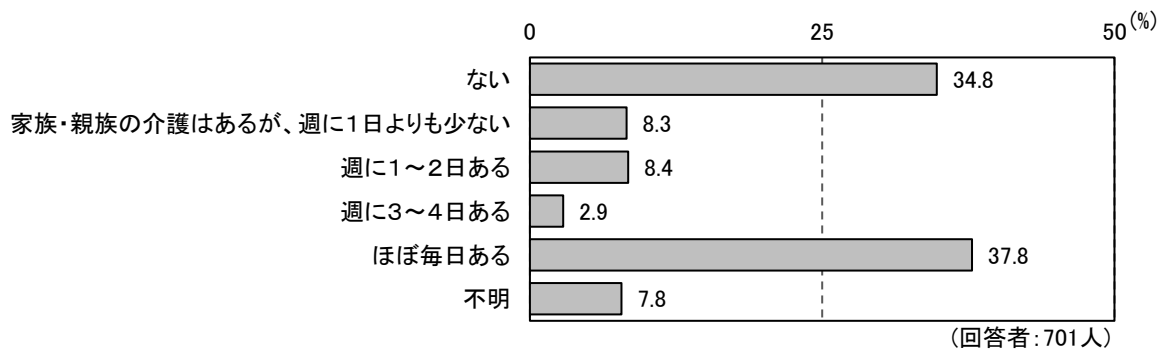
■介護者の年齢



②家族からの介護の状況について

家族からの介護の状況は、ほぼ毎日あるが37.8%となっています。

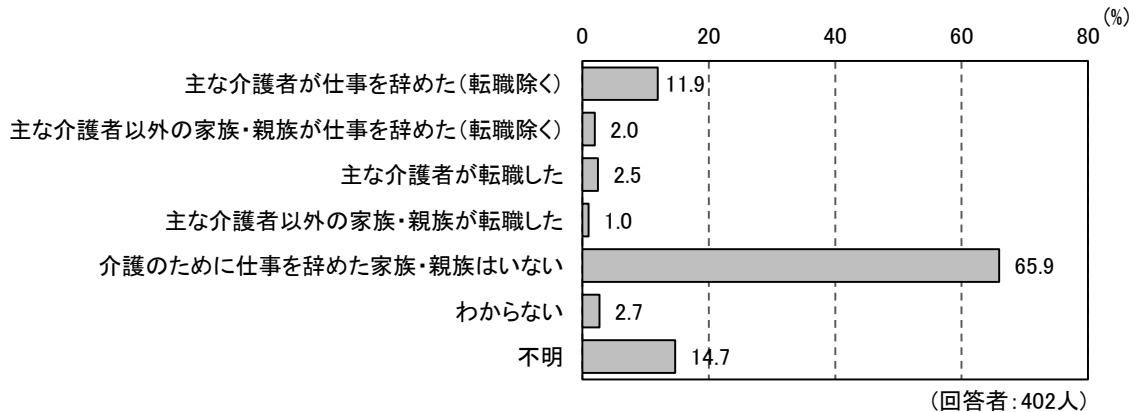
■家族や親族からの介護



③介護を理由とした退職の状況について

介護を主な理由として、過去1年の間で、主な介護者が仕事を辞めたが11.9%、主な介護者が転職したが2.5%など、離職や転職をした割合は17.4%となっています。

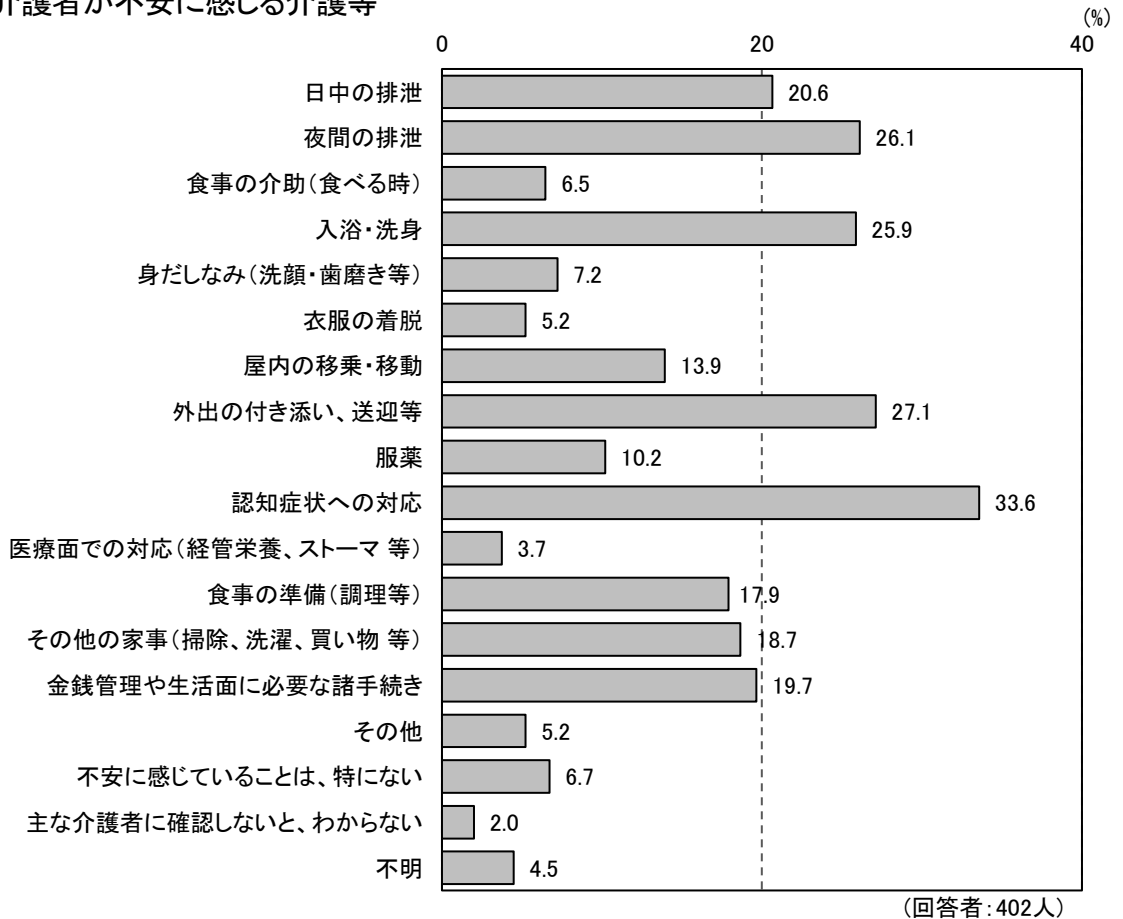
■介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか



④介護者が不安に感じる介護等について

介護者が不安に感じる介護として、認知症の症状への対応が33.6%、外出の付き添い、送迎等が27.1%、夜間の排泄が26.1%、入浴・洗身25.9%となっています。

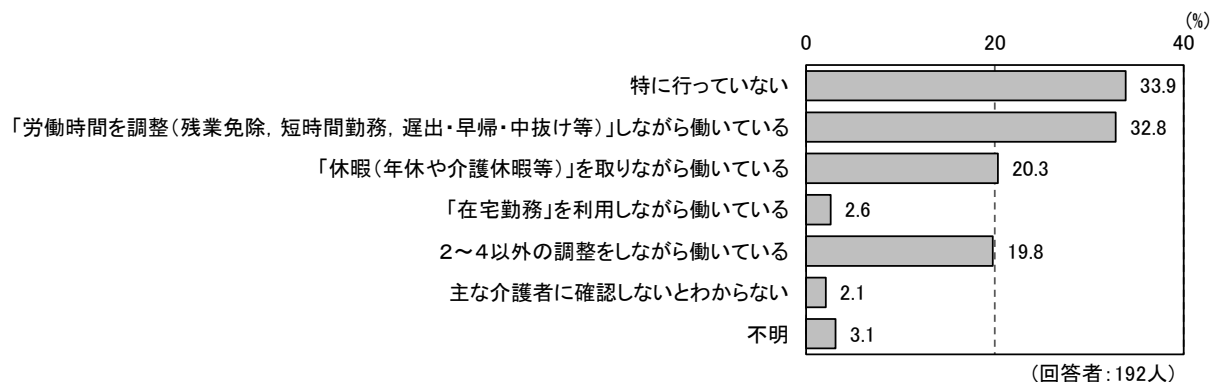
■介護者が不安に感じる介護等



⑤主な介護者の働き方の調整について

介護にあたっての働き方の調整の有無については、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら働いているが 32.8%、休暇（年休や介護休暇等）を取りながら働いているが 20.3%など、働き方を調整している割合は 75.5%となっています。

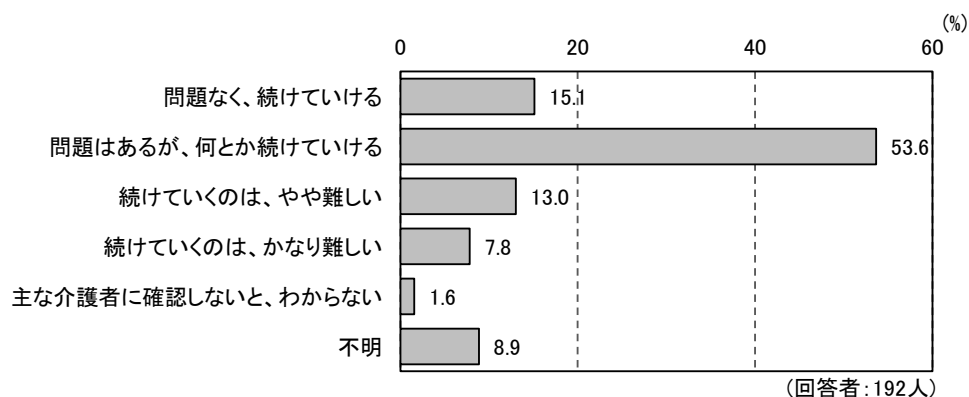
■介護にあたっての働き方の調整の有無について



⑥働きながらの介護の継続性について

今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、問題なく続けていけるが 15.1%、問題はあるが何とか続けていけるが 53.6%と、続けていける割合は全体で 68.7%となっています。

■働きながらの介護の継続性



第3章 第8期計画の取組状況と課題

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

現 状

第8期の取組の振り返り

■健康づくり・介護予防の総合的な推進

- 疾病の予防、早期発見・治療のため、各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を実施しました。また、脳卒中や心疾患、人工透析など要介護状態を招く要因ともなる疾病の重症化を予防するため、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業により対策を講じました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら、ICT健康づくり事業による地域での計測会や運動教室の開催、自殺予防対策のためのゲートキーパーの養成や傾聴ボランティア等の育成などにより、心身の健康づくりを推進しました。

■介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）における訪問型サービスA～C、通所型サービスA～Cの実施については、内部での検討を進めましたが第8期計画中の整備には至りませんでした。
- すべての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できるよう、「住民主体の通いの場」の立ち上げ支援、継続支援を実施し、団体数・参加者数ともに計画値を上回るペースで増加しました。また、「ふれあい・いきいきサロン」の運営については、継続して支援することができました。新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が減少した時期もありましたが、感染予防対策を講じながら取組を継続したことで、徐々に参加者の増加が見られています。

●介護予防に資する「住民主体の通いの場」の実施グループ数の実績

（単位：団体、人）

	実績(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	16	22	30 (計画値)
参加実人数	281	365	300 (計画値)

■生きがいがづくりや社会参加の推進

- 老人クラブのより一層の活性化を図り、健康・生きがいがづくりを促進しました。
- シルバー人材センターに対し運営費補助を行い、高齢者個々が意欲と生きがいを持って地域の担い手として就労することのできる雇用機会の創出、雇用促進への取組を支援しました。
- 長年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、長寿を祝うため、各地域において実施される敬老会の開催、又は代替の慶祝事業に要する経費の一部を負担しました。また、喜寿、米寿、百歳への到達者には記念品を贈りました。令和5年度から、個人情報保護法の改正に伴い、実施団体において対象者を調査し祝賀会を実施する方法に変更となりましたが、19 地区、3 施設で敬老会が開催されました。また、コロナ予防対策として祝賀会を行わず代替行事を実施した地区は6 地区と、ほぼすべての地区でこれまでのように慶祝事業が実施されました。

課 題

- ▶ ニーズ調査の結果から、転倒に不安がある割合は 56.4%と半数を超えています。また、生活機能調査でも転倒リスクのある方が約4割との結果で、運動機能の維持・回復が必要となっています。しかし、一方では、ICT健康づくり事業や生きがい活動通所事業などの健康づくり活動に参加していない方が約6割もおり、この無関心層への積極的な働き掛けが必要です。
- ▶ ニーズ調査の結果から、幸福度を高く感じている人は 18.1%と少なく、更に、生活機能評価ではうつ傾向リスクが 38.8%、閉じこもりリスクが 30.9%と、メンタル系にリスクを持つ人の割合が高いことがわかります。併せて、心身の不活発に伴う認知機能低下リスク者も 51.8%となっており、楽しみや生きがいを持てる多様な社会参加の機会や他者との交流が望まれます。
- ▶ 生活スタイルの変化や寿命の延伸などによる高齢者の多様化、生産年齢人口の減少による介護人材の不足、新興感染症の流行など、社会情勢の変化に応じた高齢者施策の検討が必要です。
- ▶ 市内の60歳以上の人口12,205人に対し老人クラブへの加入者は1,827人で、加入率は15.0%となっており、高齢者数は増加するものの会員数は減少しています。(R5.4.1現在)

2 介護・福祉サービスの充実

現 状

第8期の取組の振り返り

■相談・支援体制の強化

- 地域包括支援センターを市直営で1か所、更に地域の相談窓口として令和4年からは在宅介護支援センター機能、生活支援コーディネーター機能、コミュニティソーシャルワーカー機能を持つ『丸ごと相談員』を市内9人11か所に配置しました。これにより、地域の困り事や相談を包括的に受け止め、関係機関と連携のもと支援ができる仕組みが強化されました。
- 地域ケア会議では、主に要介護者の支援方法の検討と介護支援専門員の後方支援を行う「地域ケア個別会議」の開催、要支援認定者及び総合事業対象者の支援方法を検討する「自立支援型ケア会議」の開催、地域に共通する課題の解決に向け政策的検討を行う「地域ケア推進会議」の開催、地域課題を丸ごと相談員が主となって関係者や住民等と検討を行う「小地域ケア会議」の開催の4つの分野に分けて行いました。
- 「地域ケア推進会議」では、ボランティアの活用やACPなどテーマを設定し、多職種での意見交換や研修会を開催しました。課題解決に向けて共通認識を図る取組や、市内を3エリアに分けて地域特有の課題を検討するなど、新たな視点での会議の開催も行いました。
- 近年の多様化・複雑化する相談に対応するため、令和3年度から開始した重層的支援体制整備事業と一体的な相談体制を整え、多職種・多機関によるチームアプローチが展開できるよう努めました。

■高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、定期的な見守り機能を兼ねた配食サービスや、医療機関等への移動支援、冬期間の安心安全な生活を支える生活支援ハウスの提供などの高齢者福祉サービスを提供しています。

■介護に取り組む家族等への支援の充実

- 高齢者を介護している家族又は援助者を対象に、介護者間の交流等を目的とした教室を令和3年度は11回、令和4年度は14回開催しました。
- 介護者を一時的に介護から解放しリフレッシュを図ることを目的とした介護者交流事業（元気回復事業）は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

○介護者の経済的負担の軽減及び精神的支援のために家族介護用品支給事業を継続し、紙おむつ等を支給しました。

■介護・福祉人材の確保及び育成の支援

○第8期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学生を対象とした福祉・介護の仕事に触れる機会を設けることができませんでした。各種研修会や行事等も同様に自粛や中止としました。

課 題

- ▶ 地域ケア会議は、課題の内容に応じた4つの分野の地域ケア会議を設けました。しかし、「小地域ケア会議」については、3地区で数回開催するにとどまり、全地区での開催までには至りませんでした。会議の内容についても、課題の共有までにとどまり、課題解決のための新たな仕組みの構築や、地域資源の創出までには至りませんでした。丸ごと相談員に対する研修等を充実させ、生活支援コーディネーター機能の強化を図りながら、地域力を育成していく必要があります。
- ▶ 「自立支援型ケア会議」については、包括支援センターで個別対応を行ったことから、同会議開催までには至りませんでした。令和3年度から重層的支援体制などが加わったこともあり、組織横断的な多機関協働支援が可能になったため、他の機能でその役割を担うことができたのが要因です。今後、現状に合わせた、会議や機能の整理、見直しが必要となっています。
- ▶ 市内全体において必要な資格を持つ介護人材が不足しており、介護保険サービスの提供において法律上の基準を満たすことが極めて難しい状況にあります。また、軽度要支援者の増加やケアマネジャー等の人員不足により、介護予防ケアマネジメント業務（包括的支援事業）の1人当たりの業務量が多くなっています。併せて、地域包括支援センターの専門職種も不足していることから、地域の関係法人や機関等と連携し、充足について検討を図る必要があります。
- ▶ ニーズ調査の結果から介護・介助が必要になった主な要因に「認知症（アルツハイマー病）12.1%」、在宅介護実態調査の結果から介護者が不安に感じることで「認知症への対応33.6%」があります。認知症の方が自宅で生活をするために介護者教室を開催してきましたが、参加者の固定化が見られることから、より効果的な事業とするため実施方法や周知方法を検討する必要があります。
- ▶ 家族介護用品支給事業は、本計画期間をもって国の交付金対象事業から計画的に除外されます。介護保険特別会計の運営健全化を図る意味でも継続、縮小、廃止も含めて検討が必要になります。

3 安心して暮らせるまちづくりの推進

現 状

第8期の取組の振り返り

■地域支え合い活動の推進

○高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため「生活支援コーディネーター」を市内9人11か所に配置し、地域活動のネットワークづくり、支えられる側と支える側とのマッチング、地域に必要な資源の創出（開発）を進めました。

■高齢者の権利擁護の推進

○認知症や精神障がい等により、判断力・意思決定能力が不十分な高齢者等に契約行為や財産管理等の権利を擁護する必要がある場合は、地域包括支援センターと釜石・遠野地域成年後見センター（以下「成年後見センター」）が連携し、成年後見制度の相談や手続の支援など、成年後見制度の利用促進を図りました。

○高齢者の虐待（疑い例を含む）の通報があった際は、警察や保健所、医療機関、介護保険サービス事業所等と連携し、適切な介入、事後フォロー、再発防止等に努めました。

■地域の医療・介護連携の推進

○地域包括ケアシステム推進のため、地域の医療と介護連携の促進を目的に平成31年3月に発足した「新しい地域の医療と介護を考える会（以下「考える会」）」において、各機関や職種で生じている課題の抽出、課題解決に向けた方策を検討しました。令和5年度に開催した考える会では、これまでの検討事項をまとめ、施策への反映や実践に移すことを確認しました。

○考える会で積極的に取り組むべき事項としたACPについては、普及啓発の一環として「私の未来ノート（ACPノート）」を作成しました。令和5年度は、市民健康講座でACPについて医師会の協力により講演いただいたほか、医療・福祉関係者向けの研修会を開催し、ACPを深く学びました。



作成した
ACPノート



医療・福祉関係者
向け研修会の様子

■安心できる住まいの確保

○老朽化した市営住宅の建替事業を進め、高齢者等が安心して生活できる住戸の供給や環境上の理由及び経済的理由等により、在宅で養護を受けることが困難な高齢者等の養護老人ホームへの入所措置を行いました。

■災害に対する備えと支援体制の強化

○遠野市地域防災計画及び遠野市国土強靱化地域計画に基づき、地震や水害等の災害に備えるとともに、発生時には市災害対策本部と連携した対応をすることとなります。なお、第8期計画期間中は大きな災害はありませんでした。

課 題

- ▶ ニーズ調査では、地域包括ケアシステムに沿った「住み慣れた地域で安心して住み続けたい」と願う市民が多く、「施設等へ入所せず、在宅生活を継続したいという意向」が45.5%という結果になっている。一方で、「介護が必要となっても住み慣れたまち（地域）に安心して住み続けるためのサービスや条件があるか」の問いに対して、「緊急時も含め、必要なときに必要な介護サービスが受けられる」が56.0%と最も多く、「訪問診療の充実など、在宅で十分な医療を受けられる体制が整っている」(52.7%)と「ショートステイやデイサービスが充実し、利用したいときに利用できる」(52.3%)が続くなど、居宅系サービスの充実が課題として示されています。
- ▶ 高齢化が進むと一般的に認知症等により、判断力・意思決定能力が低下してしまう場合も多く、自身の財産管理や契約行為等が難しくなっていきます。在宅介護実態調査でも主な介護者が不安を感じる介護等について、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」は19.7%という結果となっています。また、社会的に、高齢者を狙った振り込め詐欺や架空請求、インターネットやSNSに関連するトラブルなど詐欺被害や犯罪被害が依然として発生しています。高齢者の権利を守るために、広く成年後見制度などの制度の周知と利用の推進を図ることが必要です。
- ▶ 人生の最終段階まで自分らしく生きていくためにACPの推進は重要であり、計画的に推進できるよう事業計画を具体化していく必要があります。
- ▶ 市営住宅において、入居が長期になっている住戸は、入居者の高齢化から既存の住宅仕様（階段、段差等）では生活に不便となっています。また、改修を計画するには、住宅本体の耐用年数が間もなく超える住宅が多く、建替えと合わせて検討が必要となっています。

4 認知症にやさしいまちづくりの推進

現 状

第8期の取組の振り返り

■認知症の正しい理解の促進

○認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする「認知症サポーター」や、認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトの養成を実施しました。



	実績(年度)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規サポーター数	261	181	368	288	240
累積サポーター数	3,519	3,700	4,068	4,356	4,596
新規メイト数	3	1	2	4	3
累積メイト数	85	87	89	66	69

○「世界アルツハイマーデー」等に合わせた認知症に関する啓蒙活動として、市内商業施設での認知症劇場の開催や、めがね橋を認知症支援の色であるオレンジ色にライトアップするなど、認知症への理解を呼び掛けました。



■地域における医療・介護の連携の推進

○認知症の人に対し個別事例への対応は、それぞれチームアプローチで支援ができたものの、認知症ケアパス（認知症の発症から進行状況に合わせてケアの流れを示したもの）の普及や、認知症サポート医を含めた認知症初期集中支援チームによる対応は、コロナ禍での制限、専門職の不足などにより計画的にはできませんでした。

○認知症の人やその家族・介護者等への支援等を専門的に行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターへ配置し、認知症の早期発見・治療のための医療との調整、地域住民や関係機関との連携に努めました。

■認知症の人と介護者への支援

○認知症になっても暮らしやすい地域づくりを実現するため、事前登録された認知症高齢者等が行方不明になったときに、警察署や消防署、遠野市社会福祉協議会（以下「遠野市社協」）等と協力し、早期発見・保護につなげるための「認知症高齢者SOSネットワーク事業」を実施しました。

○認知症の人を介護している家族等を対象に、アドバイザーを招いての交流事業、認知症の人やその家族が悩みや相談などを気軽に語り合える認知症カフェの開催を支援しました。

○チームオレンジの活動や若年性認知症への取組は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を優先し中止しました。感染の重症化が抑制されてきた令和4年度以降は、地域住民や保健推進委員、学校や企業等に対し、認知症の理解を普及啓発するため、認知症サポーター養成講座を再開しました。

○認知症サポーター養成講座の講師となる「認知症キャラバン・メイト」については、活動状況等に関する調査を実施しました。

課 題

- ▶ 在宅介護実態調査において、主介護者が介護する上で不安に感じることの第1位に「認知症状への対応」（33.6%）という結果が出ており、認知症への理解と正しい対応方法の学習機会を広く提供する必要があります。
- ▶ 認知症の人を介護している家族の交流事業や認知症カフェでは、メンバーの固定化や新規参加者が少ない等の状況にあることから、実施方法や周知の工夫を図る必要があります。
- ▶ 認知症キャラバン・メイトの養成が進んでいないため、認知症サポーター養成講座を担当するキャラバン・メイトが固定化し、負担となっています。
- ▶ ニーズ調査で、「認知症に関する相談窓口を知っているか」という問いに対し、「いいえ」が66.3%となっています。家族の認知症を疑ったときの相談窓口として「地域包括支援センター」「丸ごと相談員」の存在が浸透していないことから、市民への周知活動が不足しています。

5 介護保険制度の円滑な運営と質の向上

現 状

第8期の取組の振り返り

■介護保険事業の適正な運営

- サービス受給者の適切な認定と事業者が適切なサービスを提供するよう努めました。主にケアプラン点検の実施、住宅改修及び福祉用具の購入・貸与の調査、介護給付費の通知、住宅改修と福祉用具購入への市特別給付等を実施しました。

■福祉・介護サービスの質の向上

- 第8期中は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策等のため、実地指導の実施を見合わせました。
- 市民へのわかりやすい情報提供の一環として、市公式ホームページへ制度案内、関係様式等を公開しました。令和3年度には集落単位の高齢者団体の研修会に介護保険と介護サービスについての出前講座を行いました。

課 題

- ▶ 市が指定権限を有する事業者に対する運営指導及び集団指導の計画的な実施により各種介護サービスの質の向上、維持のため努めていく必要があります。
- ▶ 介護保険制度の変更や介護サービス・介護報酬等の改正の都度、市公式ホームページ掲載の情報を更新していますが、即応性に欠けることも多く、最新情報の提供に関して課題があります。

6 災害や感染症対策に係る体制整備

現 状

第8期の取組の振り返り

■災害や感染症対策の基盤整備

- 国、県等からの災害・感染症対策の情報について入手し、所管事業所への周知を徹底しました。併せて、集団指導の際に市の土砂・浸水ハザードマップ等を活用し、急傾斜地危険エリアや浸水想定区域内に設置されている事業所等を対象とした避難確保計画策定に係る研修を実施しました。また、市内における感染症の感染拡大防止に係る集団指導も行いました。
- 災害や感染症が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、遠野市地域防災計画等に基づき県、他市町村及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害・感染症拡大の抑止に努めるため、県内市町村、県外都市等と相互応援協定を締結しました。（災害時支援新規協定締結数：令和3年度 3件、令和4年度 3件）

課 題

- ▶ 高齢者をはじめ市民の命を守るため、今後も防災協定都市（相互応援協定を締結した都市）や民間事業者との連携を強化し、迅速かつ適切な災害対応を図っていく必要があります。

その他

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により第8期計画から「災害や感染症対策に係る体制整備」を基本目標6として盛り込みましたが、感染症法上の取扱いが2類相当から5類へ引き下げられたことから、本計画から基本目標3「安心して暮らせるまちづくりの推進」へ統合して整理することとします。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

福祉で夢のあるまちづくり・健康で明るく 暮らせる住みよいまちづくり

- 1 共に生きるため、自立と参加をめざして
- 2 共に生きるため、個人の尊厳と人間性の尊重をめざして
- 3 共に生きるため、理解と共同の輪の広がりをめざして
- 4 共に生きるため、新しい遠野福祉文化の創造をめざして

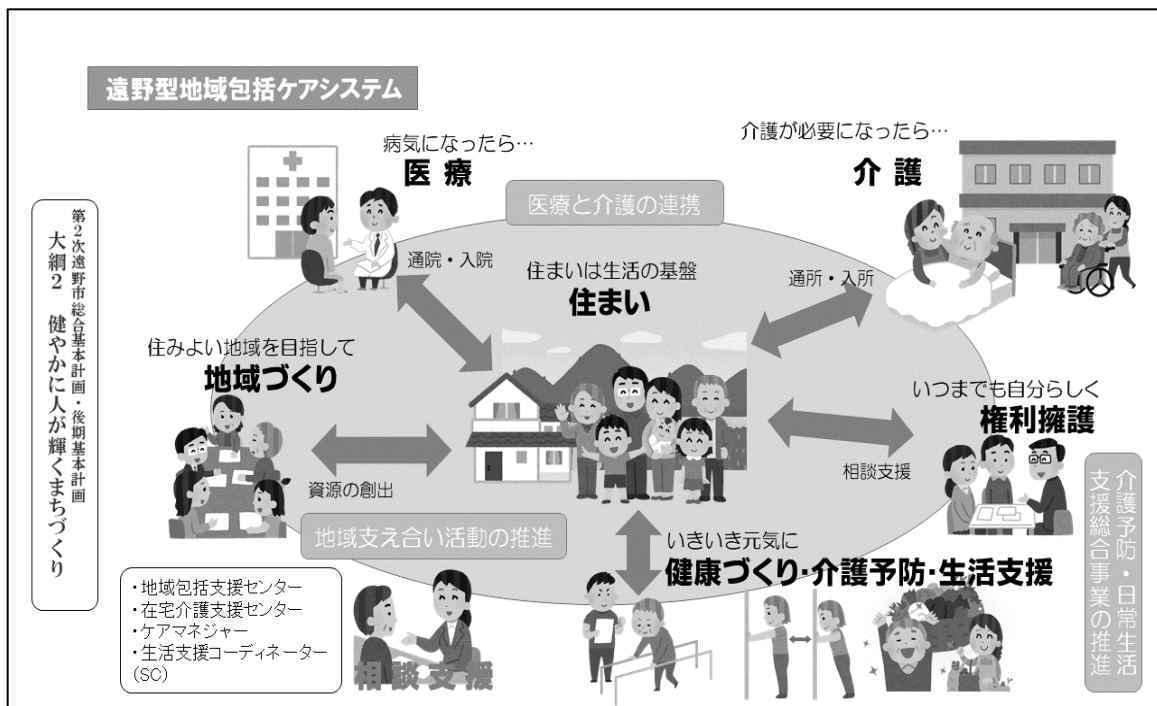
本計画は、中長期的な視点での介護サービス基盤の整備を見据えて、第8期計画の施策を更に充実・展開し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められます。

このため、本計画の基本理念は、第8期計画の4つの基本理念を継承するとともに、その上で目指すべきまちの姿を掲げます。

2 施策展開の考え方

遠野型地域包括ケアシステムの実現を目指して

本市においては、国が示す「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の5つの分野に、地域を主体とした支え合い活動を市民自らが取り組んでいく「地域づくり」、認知症になっても家族などに支えられながら自らが望む人生を送ることができるよう人権や財産を守る「権利擁護」、そして市民一人ひとりが地域の中で健康で豊かな人生を送るための「健康づくり」を加えた8つの分野としたものを「遠野型地域包括ケアシステム」とし、その実現に向けた施策を展開しています。



要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するには高齢者のほか、障がい者、子育て、生活困窮などの相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める包括的な支援体制の充実が必要です。

本市では、令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、相談支援（包括的相談支援）、参加支援、地域づくりを一体的に行っています。

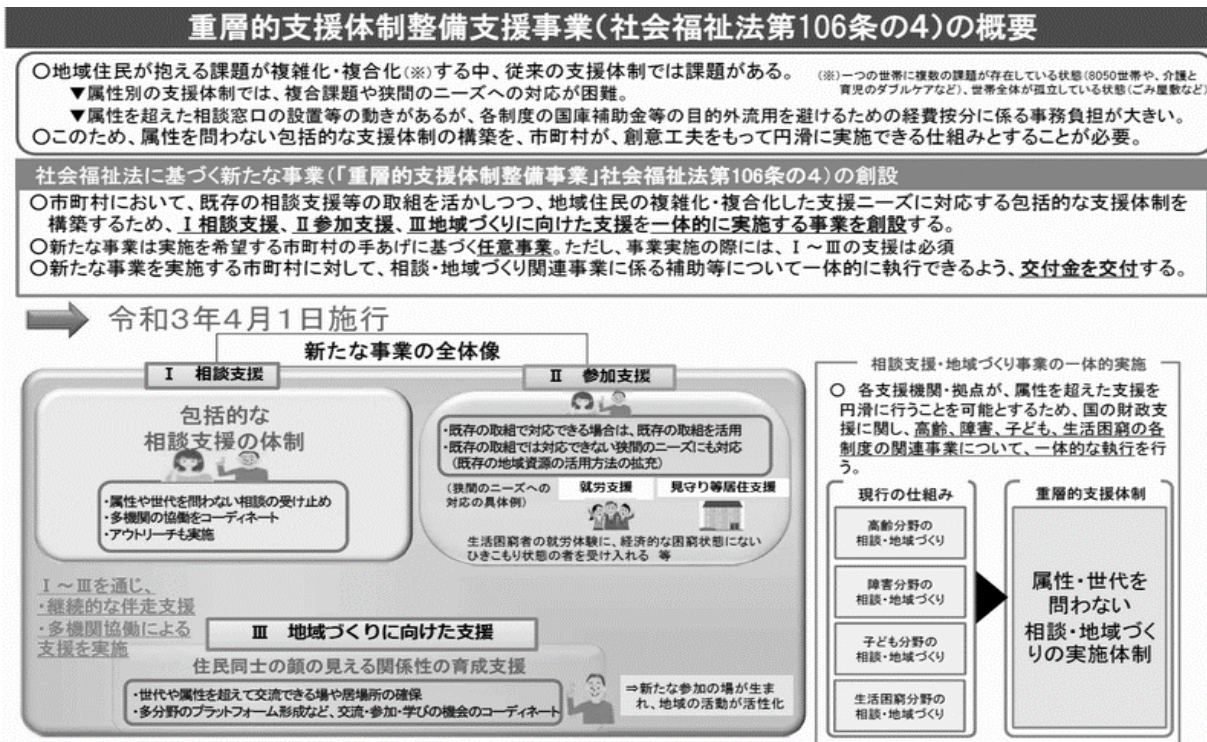
相談支援では、相談を各地区に配置する「丸ごと相談員」が受け止め、内容に応じて適切に支援機関につなげるほか、支援機関の役割分担が必要な場合は、専門機関が対応することになっています。

参加支援事業では、公的支援では対応しきれないニーズに対して、地域の社会資源（地域における居場所、社会福祉施設など）を活用するなど、その人にあった資源と

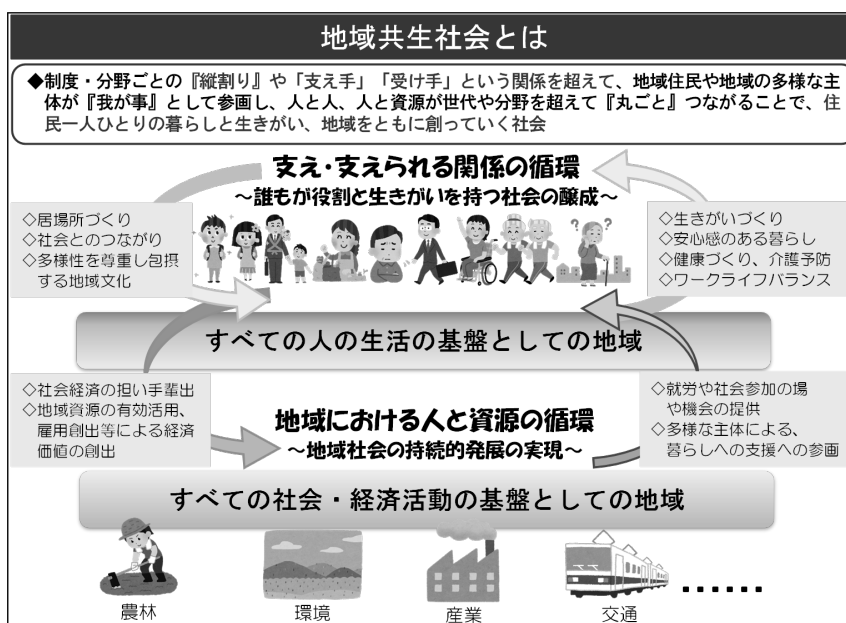
マッチングさせ社会とのつながりに向けた参加支援を行います。

地域づくりに向けた事業では、既存の地域づくり関係の事業の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。

このことから、包括的な相談支援体制を構築しながら、社会参加、地域づくり支援と広範囲にわたる事業の組立てとなっています。



住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、誰もが望む共通の願いです。このような遠野型地域包括ケアシステムの下で、地域で暮らす人々が、それぞれの個性や価値観を認め合い、共に支え合う「地域共生社会」を引き続き推進していきます。



3 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の5つの基本目標を設定し取組を推進します。

基本目標1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

人生100年時代を迎え、誰もがより長く元気に活躍し豊かな人生を送るためには、「健康寿命の延伸」が重要となります。国が示す「健康寿命延伸プラン」の骨子である「次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣の形成」「疾病予防・重症化予防」「介護予防・フレイル（健康と要介護の中間の状態）対策・認知症予防」を主軸に、健康増進・介護予防・重度化防止など予防を重視した取組を推進します。

具体的には、インセンティブ（行動変容を促すための刺激、動機づけ、報奨）を活用した健康無関心層を含む多くの市民の健康づくりを応援する健幸ちゃれんじ応援事業、「住民主体の通いの場」の支援や運動教室、関係機関と連携した介護予防の普及啓発等を行う一般介護予防事業等、また、後期高齢者健康増進介護予防事業として保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康づくりの推進、生きがいつくりや社会参加の推進に取り組みます。

健康づくりの推進／総合事業の推進／生きがいつくりや社会参加の推進

基本目標2 介護・福祉サービスの充実

相談支援では、より身近なところで相談ができる環境を整え、高齢者や介護をしている家族の困り事や悩みなどの相談からニーズ把握を行い、それに合わせた情報提供やサービスにつなげ、暮らしを支えていくことが大切です。

地域包括支援センターは、介護支援専門員、介護サービス事業所、在宅介護支援センター（丸ごと相談員）などの多様な機関と連携し、訪問や相談でのニーズ把握並びに自立支援・介護予防の観点を踏まえ、地域ケア会議等を活用し、多職種との連携のもと、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

また、地域住民の複合・複雑化した問題に効果的に対応するため、その問題に主体的に取り組む機関とその問題に関係する他の機関が協働で対応し、素早い解決に向けた支援を行う「重層的支援体制整備事業」の取組を継続します。

更に、地域の介護を担う介護職の人材不足も続いていることから、人材確保はもとより、介護ロボットの活用、生産性の向上に資する取り組み、業務効率化に向けた取り組み、介護職として長く勤めることができる人材育成・職場環境の改善支援を進めていきます。

高齢者福祉サービスについては、利用者の求めるニーズと介護予防に効果的なサービスの在り方の視点で既存サービスの見直しを進めるとともに、介護予防・重度化防止に関する取組についても併せて見直しを検討します。

そして、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けていくことができるよう、遠野型地域包括ケアシステムの推進・深化を図ります。

相談・支援体制の強化／高齢者福祉サービスの充実／介護に取り組む家族等への支援の充実／介護・福祉人材の確保及び育成の支援

基本目標3 安心して暮らせるまちづくりの推進

いつまでも安心して暮らすことのできる地域を実現するためには、地域住民の手による支え合い活動の充実と新たな支え合いの創出が必要です。各地区に配置する「丸ごと相談員」が、地域活動への関わりを通して、地域に必要な社会資源の創出支援やネットワークの構築を推進します。

高齢者虐待や消費者被害など、高齢者を取り巻く権利侵害は複雑化・多様化していることから、高齢者の権利擁護について広く理解を求めていくほか、必要と判断される場合は成年後見制度につながります。

医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、在宅医療と介護の連携を一層強化していく必要があります。疾病を抱えても住み慣れた地域で療養しながら生活を送ることができるよう、医療と介護に関わる全ての者が協働で支援することができる体制を維持します。

高齢者が安心して暮らすことのできる住まいのあり方については、住宅改修などによる機能の充実、住み替えや施設入所により新たな住まいを提供するなど、個々のニーズに応じた支援を提供します。

東日本大震災や台風などの自然災害からの教訓や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、地域で支え合う仕組みづくりの推進、介護事業所等での研修や想定訓練の実施、必要な物資の備蓄・調達・輸送についての連携などが重要です。このことから、市では遠野市地域防災計画や遠野市国土強靱化地域計画に基づき、県、関係市町村、関係団体と連携した災害・感染症対策の支援・応援体制の構築に努めます。

地域支え合い活動の推進／高齢者権利擁護の推進／地域の医療・介護連携の推進／安心して暮らせる住まいの確保／災害や感染症対策の基盤整備

基本目標4 認知症にやさしいまちづくりの推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、「認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる」、「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味の「共生」や、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味の「予防」の2つの取組を推進することが重要です。

認知症の早期発見や介護する家族への支援だけでなく、誰もが認知症についての理解を深め、地域で見守り、支え合う「認知症にやさしいまちづくり」を推進します。

認知症の正しい理解の促進／地域における医療・介護の連携の推進／認知症の人と介護者への支援

基本目標5 介護保険制度の円滑な運営と質の向上

介護や支援が必要になった高齢者が自らの意思でサービスを選択し、尊厳を持って住み慣れた地域で最期まで生活できるよう、ニーズに応じた各種サービスの量的確保と介護人材の育成による質的確保を図ります。

また、高齢者やその家族が安心して相談できる支援体制や適切な介護サービスを受けることができるよう、介護保険事業の持続可能な運営と円滑なサービス提供に努めます。

介護保険事業の適正な運営／介護・福祉サービスの質の向上

4 計画における施策体系

本計画は、以下の施策体系に基づき取組を推進します。

基本目標	施策
1 健康づくり・介護予防の総合的な推進	(1) 健康づくりの推進 (2) 総合事業の推進 (3) 生きがいづくりや社会参加の推進
2 介護・福祉サービスの充実	(1) 相談・支援体制の強化 (2) 高齢者福祉サービスの充実 (3) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (4) 介護・福祉人材の確保及び育成の支援
3 安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 地域支え合い活動の推進 (2) 高齢者権利擁護の推進 (3) 地域の医療・介護連携の推進 (4) 安心できる住まいの確保 (5) 災害や感染症対策の基盤整備
4 認知症にやさしいまちづくりの推進	(1) 認知症の正しい理解の促進 (2) 地域における医療・介護の連携の推進 (3) 認知症の人と介護者への支援
5 介護保険制度の円滑な運営と質の向上	(1) 介護保険事業の適正な運営 (2) 介護・福祉サービスの質の向上

5 重点的に取り組む事項

ワーキンググループ（以下「WG」）で議論された内容をもとに、本計画期間中は次の事項に重点的に取り組みます。

（1）基盤整備WG

現状の介護サービス基盤を踏まえ「整備が必要なサービス」「整備に伴う給付費及び保険料のシミュレーション」「介護人材の確保」などについて、検討を行いました。

【主な意見等】

- 介護サービスについて、広大な市域を網羅しようとしても地域によってサービスの多寡が生じ、不公平感が残る。
- 市内でも中心部から遠い地域に訪問系サービスを提供する場合、事業者の採算性を考慮し、交通費の財政支援が必要ではないか。
- 人口減少に伴い、高齢者人口も減少していく。同時に生産年齢人口も減少する。介護人材だけでなく、様々な分野の人材確保が最も大きな課題である。
- 特養待機者数が多い状況にあるが、本質的な待機者がどのくらいの人数になるのか把握が必要である。同様にグループホームの入所待機者もいることから、総合的に判断して介護サービスの需要を検討するべきである。
- 近隣他市に介護医療院等の新設の情報があるが、市内にどのくらいの利用ニーズがあるのか。
- 介護人材が不足する中、入所系施設の新設は運営上厳しいことが予想される。介護人材の確保策の推進により、市内の既存の入所系施設（グループホーム等）の再開や業態変更、利用定員の拡大などを図ることができれば、介護サービスの確保・増加も可能になるものと思われる。
- 優先順位としては、まずは介護人材の育成確保に力を入れ、既存の介護サービス基盤の維持・充実を目指すべきではないか。
- 介護職に外国人材を活用する事例が見られるが、受け入れに要する費用が高額であり、事業者の負担が大きい。また、就労滞在期間が定められており、期限後の継続雇用や人員のローテーションが難しい。
- 将来を担う子どもたちに介護福祉分野の仕事に興味を持ってもらうための機会が必要ではないか。
- 介護人材の育成確保のため、市内の高校に「介護部」を創設して、介護職員初任者研修の資格取得を促してはどうか。

- 高齢者住宅を一定のエリアに集約した高齢者のためのコンパクトシティ化を実現することで、訪問介護等居宅系サービスの効率的な提供ができるのではないか。
- 介護人材の高齢化や身体的負担を理由とした離職防止のため、機械導入等による介護手法のあり方の検討が必要ではないか。
- 第9期は人材確保を重点目標として取り組み、施設整備については居宅系サービスを含めた介護サービス全体の取組成果の検証を踏まえた上で、第10期に備えてはどうか。
- 既存施設のフル活用や休止事業所の再開を考えた場合、新たに介護人材を50人確保する必要がある。また、新規で特養100床を整備するとなると、その運営に60人は必要となるため、第9期では100人の人材を純増で確保する必要がある。

【主な取組事項】

- ①介護人材の不足については以前から問題となっており、第8期でも主な取組事項として標榜してきたところであるが、引き続きよりよい介護事業・介護サービスの提供を行うため、介護人材の育成・確保に努めます。
- ②将来の介護福祉人材の確保につながるように小中学生が「介護・高齢者」に興味を持ってもらえる機会の創出や、市内高校において生徒の卒業後の進路の選択肢の一つとして「介護」を選んでもらえるような施策の展開に努めます。
- ③介護職の人材確保のため、国・県の補助金を活用し、外国人材の活用拡大に向けて、取り組みます。
- ④介護人材の確保に取り組みつつ、介護サービス基盤の確保・拡大に向け、休止している介護サービスの再開の準備を進め、利用定員の増などに取り組みます。
- ⑤人材確保のための取組と並行して特養施設等入所系施設介護の新設等を希望する事業者を広く募集するとともに、既存介護施設の業態変更など希望する場合は事業者と調整し、介護サービスの充実を図ります。
- ⑥介護職員の身体的負担を軽減するため、介護手法の検討や介護ロボット等の導入を促進し、介護職員の離職防止に取り組みます。

(2) 介護予防WG

住み慣れた地域で安心して生活を送るために、「生活上での困り事」「困り事に対する支援」「介護予防を軸とした通所型サービスの在り方」など、既存の在宅福祉サービスの見直し、総合事業の新たなサービスなどについて検討を行いました。

【主な意見等】

- 総合事業の検討の前に、既存事業の対象者要件や内容、費用負担の在り方について介護保険制度との整合性を再度検討する必要があるのではないか。
- 緊急通報装置による対応について、身寄りのない方などは緊急連絡先がない場合もある。この課題に対する対応策が必要である。
- 利用者の負担軽減のために各種生活支援サービスの利用に関する手続き、様式を簡素にするなどの見直しはできないか。
- 「住民主体の通いの場」を拡大するために、実施団体の備品購入を支援できないか。
- 「住民主体の通いの場」をより始めやすい環境となるようにするため、周知方法を工夫した方がよいのではないか。
- 家族介護用品支給事業について、地域支援事業交付金の対象事業とならない場合も、市の単独費用によって実施してほしい。
- 軽度生活援助事業について、料金設定、時間設定などを他の類似するサービスと比較し、見直す必要があるのではないか。
- 軽度生活援助事業について、利用者の利便性が増すように支援メニュー、内容を見直してはどうか。
- サービスを提供する側の人材不足や予算的な制限がある中、各種事業の利用者の要件について整理して見直すことにより、効率的な運用ができるのではないか。
- 現在の利用者負担の考え方を所得に応じた負担とすることはできないか。

【主な取組事項】

- ①ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業、軽度生活援助事業、外出支援サービス事業、生きがい活動支援通所事業（デイサービス型、サテライト型）については対象者要件、支援内容、利用者負担を見直し、関係機関との調整を行う。調整次第、令和7年度又は令和8年度から新事業を開始します。
- ②「住民主体の通いの場」は、更なる自主的な活動を推進するため新たな取組への周知を行い、継続団体の支援方法を検討します。
- ③家族介護用品支給事業は、第10期計画で地域支援事業の交付対象から計画的に除外されることから、事業の廃止・縮小を含めた検討を行います。
- ④在宅福祉サービス全般で手続き面での見直しを行います。（簡素化の方向性）
- ⑤各事業の対象者の要件の見直しを行い、利用者の介護度等に応じて事業を分けるなど介護保険制度との整合性を図ります。目標年度は①と同じ。

(3) 地域包括ケアWG

人生の最終段階における医療と介護の自身による選択の重要性「ACP＝人生会議」の普及啓発及び推進を図るため、具体的な取組について検討を行いました。

【主な意見等】

- 少子高齢化、高齢者世帯の増加に伴い、終末期まで含め自分がどのように生きていくかをあらかじめ考え、決めることはとても大切なことである。
- 判断能力がある年代から考え、取り組むことが必要。現状は取組を始めるきっかけがない。
- 本人の意思を理解することで、終末期に関わる医療従事者、介護職員も本人の意思に沿ったケアを行うことができる。
- 人生の終わりについて積極的に話せない環境、ネガティブな印象を持つ人が多いのではないか。
- 自分の希望よりも家族へ負担をかけたくない、迷惑をかけたくないと考える方も少なくないのではないか。
- 終末期の希望はあっても望む資源（施設、環境）がない場合もあるのではないか。
- 終末期の治療方法（延命治療等）の選択について、知識がないと自身も家族も判断ができないのではないか。
- 身寄りがいない方などは、亡くなった後に生じる問題（相続、遺産、遺品の整理、登記等）もあるのではないか。

【主な取組事項】

- ①住民を対象とした普及啓発に関する広報、周知方法の検討、勉強会、研修会を継続的に開催します。
- ②ACPノートの普及と活用を推進します。
- ③保健・医療・介護・福祉等関係者対象とした情報共有、情報交換の場の設定、普及啓発に関する研修会を開催します。
- ④在宅における看取り対応が可能な医療機関や、介護施設における看取り対応状況を把握し、医療・介護・福祉関係機関等で情報共有を図ります。
- ⑤救急、県立病院、医師会、在宅医療サービスとの連携体制の構築を推進します。
(終末期搬送について、医師会と県立病院、市、救急との対応マニュアルの検討)
- ⑥人生の最終段階における新たな住民ニーズに対する民間サービスを含めた支援について、検討を継続します。

6 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、その地域に住む市民が日常生活を営む地域を、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市が定める地域のことをいいます。

本市は、広大な面積を有していますが、人口が少なく、介護等サービスを提供する施設も限られており、その多くは市内中心部に集中しています。第4期計画（平成21年度～23年度）から市全体で1つの日常生活圏域と設定してきました。

本計画においても日常生活圏域を市全体で1圏域とします。

第5章 施策の展開

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

(1) 健康づくりの推進

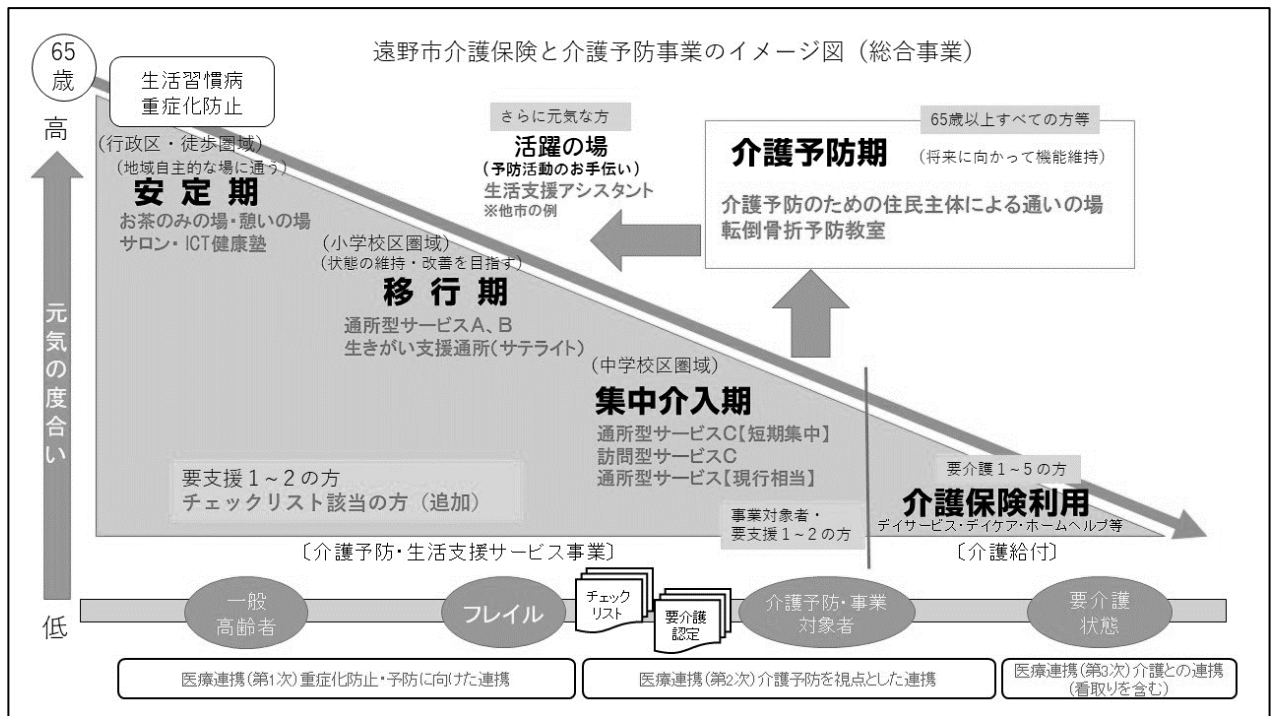
誰もが住み慣れた地域で生涯にわたり可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、また、健やかで豊かな人生の実現に向け、健康の保持増進や疾病の予防、重症化予防、介護予防に取り組みます。

特に、脳卒中や心疾患、人工透析を伴う糖尿病などの重症疾患は、自立を妨げ、生活の質の低下、医療費や介護費の負担増などにつながります。また、加齢等に伴い心身の活力が低下した状態は、引きこもりや心身機能の低下を加速させ、介護を要する状態を招くだけでなく、健やかで豊かな人生を妨げる要因ともなります。

これらの状態を抑止するために、健康無関心層も含めた多くの市民が、元気なうちから健康や介護予防に対する意識を高め、自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう、正しい知識の普及啓発に努め、健康づくりサポーターや関係機関等と連携のもと推進します。

①健康寿命の延伸

- 健やかな生活の維持のために、自らが選択し実践できる健康増進に関わる学習や体験・習得の機会を創出し、主体的かつ持続的な健康づくりができるよう支援します。
- 各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を実施し、疾病の予防、早期発見・治療を目指します。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業により、脳卒中や心疾患、人工透析など要介護状態を招く要因ともなる疾病の重症化を予防します。
- 健幸ポイント（インセンティブ）を活用した健幸ちゃれんじ応援事業により、楽しみながら自然と健康づくりに取り組むことができる環境をつくり、健康無関心層を含む多くの市民が健康意識の向上と運動習慣を定着することができるよう努めます。
- フレイル予防の3本柱である、運動、栄養（口腔ケア、オーラルフレイル含む）、社会参加に対し、「住民主体の通いの場」の育成・継続支援、健幸ちゃれんじ応援事業においては健康相談や運動教室等を実施します。



②こころの健康づくり

- こころの健康づくりの一環として、メンタルヘルスに関する健康教育・啓発活動を実施します。
- 相談機関や医療機関などの関係機関と連携を図り、支援体制を強化します。
- ゲートキーパー、傾聴ボランティア等の養成及び育成を行います。

③生涯スポーツの推進

- 健康の保持増進に向けてスポーツの必要性を啓発するとともに、市民センター等を活用した運動教室を開催し、定期的に運動する機会を市民に提供します。

(2) 総合事業の推進

平成29年度から総合事業が開始され、利用者の視点に立った地域住民主体による多様なサービスの創出が可能となりました。特に「住民主体の通いの場」は、人と人とのつながり・支え合いが生まれ、個人の身体機能が向上（維持）するだけでなく、人も地域も心を豊かにする貴重な資源の一つとなっています。引き続き関係機関と連携の上、この「住民主体の通いの場」の支援に努めていきます。

更なるサービスの創出につなげるためには、病気や加齢に伴う身体機能の低下などによる生活上の困り事など、地域のニーズの把握とサービス提供主体の発掘・育成を含む調整が必要です。地域ケア会議を含む各種会議や検討の場を最大限に生かし、引き続き、自立支援・重度化防止を重点とした介護予防事業と、地域を主体とした支え合い活動の推進による生活支援サービスの充実に努めます。

①総合事業の対応

- 現行相当サービス（第1号通所、第1号訪問サービス）に加え、要支援認定者や事業対象者のそれぞれの状態に応じた支援の在り方、サービス提供体制の整備について検討します。
- 現行の在宅福祉サービスについての見直し等を行い、総合事業への移行を含めた検討を図ります。
- 訪問型・通所型A～Cについては、総合事業及び在宅福祉サービス全体の整理・統合等を進めた上で更に必要と判断された場合、改めてその整備を検討します。

②一般介護予防事業

- 全ての高齢者がいつまでも自分らしく生きがいと役割を持って生活できるよう、介護予防に資する「住民主体の通いの場」を中心とした一般介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- 介護予防把握事業では、関係機関と連携を図り、支援を必要とする高齢者等の把握と対応に努めます。
- 介護予防普及啓発事業では、フレイル予防の3本柱である「運動」「栄養（口腔ケア等含む）」「社会参加」の普及啓発を目的に、介護予防教室の開催、地域の集会等での健康教育や健康相談を行います。また、市民が主体的に持続可能な介護予防活動を展開できるよう、地域と連携し「住民主体の通いの場」の周知を図ります。
- 地域リハビリテーション活動支援事業では、リハビリテーション専門職に「住民主体の通いの場」等への参画を求め、介護予防事業の充実・強化を図ります。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、ポピュレーションアプローチ、低栄養などでフレイルリスクが高い人へハイリスクアプローチを「住民主体の通いの場」や健幸ちゃれんじ応援事業等と連動して実施し、将来の疾病リスクや介護リスクの軽減につなげます。
- 健康づくりサポーターやリハビリテーション専門職及び生活支援コーディネーター等関係機関との連携により、フレイル対策に取り組みます。

③市民の自主活動支援

○地域住民が持続的かつ主体的に介護予防を行う「住民主体の通いの場」の拡大を目指し、育成及び継続の支援を行います。「いきいき百歳体操」に週1回以上取り組む団体に対し、初回重点支援（4回、3か月後支援2回）、継続支援（年1～2回）、また、定期的な体力測定による評価・セルフモニタリング支援、体操に使用する重り等の貸出支援を行います。

●介護予防に資する「住民主体の通いの場」の実施グループ数の実績及び計画

(単位:団体、人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	16	22	30	35	40	42
参加実人数	281	365	300	350	400	420

④指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント

○地域包括支援センターは介護予防支援事業所として、要支援1・2の認定者に対し介護予防支援を、総合事業対象者に対し介護予防ケアマネジメントをそれぞれ行い、自立支援に向けたサービス調整と生活支援のためのマネジメントを実施します。

(3) 生きがいつくりや社会参加の推進

高齢者が意欲を持って住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、各種活動を通じた健康づくりや生きがいつくりを支援します。また、高齢者がこれまで培ってきた能力や技能を次世代に引き継ぐ場や高齢者を中心とした世代間交流、地域活動やボランティア活動など、高齢者を主役とした社会参加・貢献ができるように支援を行います。更に、人口減少により各分野の働き手も減少することから、就業意欲のある高齢者の多様な働き方に対応した、就業機会の創出についても支援します。

①老人クラブ活動の支援

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブのより一層の活性化を図り、健康・生きがいつくりを促進します。
- 地域での友愛訪問やボランティア活動の啓発を図り、高齢者の社会参加・貢献を促進します。
- 高齢者の豊富な知識や経験、技能等を次世代に継承する生涯学習の場や指導者としての活躍の場の創出を図ります。

②ふれあい・いきいきサロン事業

- 遠野市社協が高齢者の孤独感の解消や生きがいつくりのために実施する「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援します。

③高齢者慶祝事業

- 長年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、長寿を祝うため、各地域において実施される慶祝事業に要する経費の一部を負担します。
- 喜寿、米寿、百歳到達者を対象に記念品を贈り、長寿を祝います。

④シルバー人材センターへの支援

- 高齢者がその意欲や能力に応じ、地域の担い手として生きがいを持って就労できる雇用機会の創出と多様化する就業形態に対応した雇用の促進と就業開拓の取組に対し支援を行います。
- 市民に対して、シルバー人材センターの活動について周知を図り、会員の加入促進の支援を行います。

2 介護・福祉サービスの充実

(1) 相談・支援体制の強化

地域包括支援センターは、これまでも多様化、複雑化する相談内容に対し、専門的な視点で適切な対応に努めてきました。令和3年度からは、重層的支援体制整備事業により、属性や世代を問わない包括的な相談・支援体制に改めています。これにより、障がい分野や児童福祉分野など他分野と連携を図り、適切にその役割を果たすことができるようになりました。

また、市民の身近な地域に丸ごと相談員を配置し、関係機関との連携強化、相談・支援体制の充実に努めます。

①地域包括支援センターの体制強化

- 地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとされています。複雑化する相談や業務に対応するため、適切な職種や人員体制を確保していきます。
- 支援困難な事例については、多職種によるチームアプローチが展開できるよう、各種専門機関・団体と情報共有を図り、役割分担を行いながら対応します。
- 細やかな相談に対応していくため、市内9人11か所に丸ごと相談員を配置しました。丸ごと相談員は、出張相談、訪問や巡回、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）などの「アウトリーチ」型の活動を行い、地域づくりに関わる機関・団体や市関係部署等と連携を図り、住民とともにその解決に向けた取組を進めていきます。

②地域ケア会議の機能充実

- 地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの実現、包括的・継続的ケアマネジメントの手法の一つである地域ケア会議を「地域ケア個別会議（自立支援型ケア会議も含む）」、「地域ケア推進会議（地域包括支援センター主催、市町村主催で開催。市町村主催の当会議は遠野健康福祉の里運営審議会に位置付け）」の2つに位置付け、地域ケア会議推進事業を展開します。
- 地域づくり団体や行政区自治会などの単位で、地域住民が主体となって地域課題に取り組むことを目的として開催する「小地域ケア会議（地区センター圏域の協議体）」については、丸ごと相談員が会議の運営や取組を支援していきます。
- 地域ケア会議の個別検討から抽出された地域課題を、関係機関や活動団体と検討し、住民同士が支え合う仕組みづくりにつなげていきます。更に、個別課題を継続的に評価・見直し・分析し、地域に共通した課題の対応策を地域包括支援セン

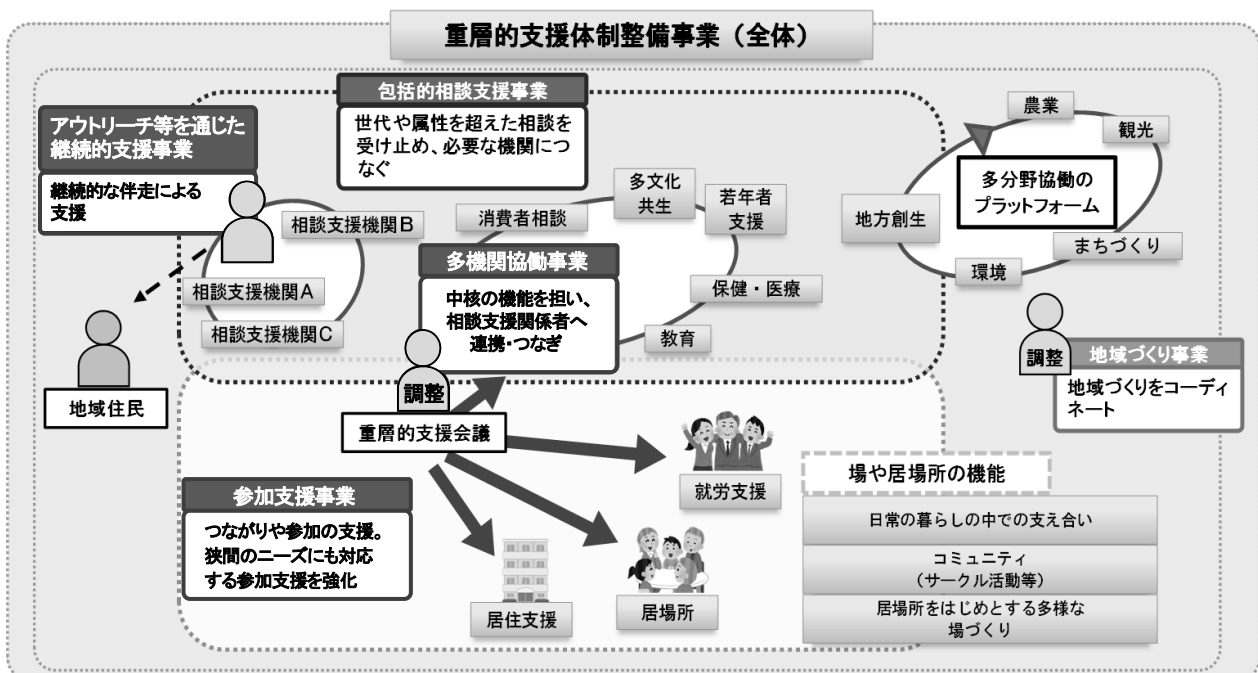
ター主催の地域ケア推進会議での検討、また市主催会議として位置付けている遠野健康福祉の里運営審議会に政策提案するよう努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

- 高齢者が本人の機能や能力を最大限に活かし、その人らしい生活を継続するためには、本人の意欲や適応能力の維持、回復を援助するとともに、複合的な課題を解決するためにあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし（包括的）、本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助していく（継続的）、これらのマネジメントが重要となります。地域包括支援センターが中心となり、主治医、介護支援専門員、介護保険サービス事業所等の多職種、地域の関係機関との連携を図るとともに、居宅介護支援事業所に対する個別相談、支援困難事例への助言、伴走支援を行います。
- スキルアップや技術支援を目的に、各専門職団体・協議会等と連携のもと研修会を開催します。

④重層的支援体制整備事業

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、世帯全体が孤立している状態への対応が重要です。重層的支援体制整備事業とは、高齢者、障がい者、生活困窮などの属性を問わず、複雑化・複合化する課題に対して、関係する組織が包括的に支援する体制を市町村の任意事業として整備する事業で、令和3年度に国が創設したものです。
- 本市では、①相談支援（包括的相談支援事業）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。



(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう多様な在宅サービスを提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

日常生活の困り事や生活交通の確保については、遠野市社協やシルバー人材センター等と連携して、生活支援サービスを提供します。

また、第9期期間中では、「5 重点的に取り組む事項」の介護予防WG (P49) にあるとおり、既存のサービスについて事業内容、対象者等の見直しを実施します。

①要援護高齢者等実態把握事業

○高齢者の生活上の課題や心身の状態を確認し、孤立化の予防や早期発見・対応につなげるため、在宅介護支援センター職員（丸ごと相談員）による実態把握調査を行います。これに基づき、民生児童委員、自治会その他地域住民と連携し、高齢者のニーズに合った介護予防等の支援につなげます。

●要援護高齢者等実態把握事業の実績及び計画 (単位:件)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実態把握数	1,085	972	1,030	1,030	1,030	1,030

②「食」の自立支援（配食サービス）事業

○高齢者のみの世帯等で調理が困難、栄養状態の改善が必要な者に対し、訪問による安否確認を行いながら食事を配達します。

●「食」の自立支援（配食サービス）事業の実績及び計画 (単位:人、食)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	98	98	100	100	100	100
配食数	4,896	4,439	4,600	4,500	4,500	4,500

③在宅要援護高齢者等訪問歯科診療事業

○歯科医院を受診することが困難な寝たきり等の要援護高齢者を対象に、歯科医師が在宅において義歯の不具合、歯周疾患、残存歯の治療を行います。

●在宅要援護高齢者等訪問歯科診療事業の実績及び計画 (単位:人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	3	1	5	5	5	5
延べ利用人数	3	1	7	7	7	7

④生きがい活動支援通所事業

- 要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、デイサービスセンター、地区センター、集会所等を活用し、毎月1～2回、通所による軽運動やレクリエーション、食事の提供などを行い、利用者の社会参加や生きがいの創出に努めます。
- 健康チェック、趣味活動、日常生活動作訓練及びスポーツ活動等を定期的を実施し、閉じこもり予防、うつ予防のほか介護予防を行います。

●生きがい活動支援通所事業の実績及び計画 (単位:人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	442	394	349	350	350	350
延べ利用人数	4,451	4,193	5,500	5,500	5,500	4,000

⑤外出支援サービス事業

- 受診のために医療機関へ行く場合など、寝たきり等により一般の交通機関を利用することが困難な要援護高齢者を対象に、移送車両(リフト付き車両、ストレッチャー付き車両)による送迎を行います。

●外出支援サービス事業の実績及び計画 (単位:人、回)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	153	143	137	140	140	140
延べ利用回数	1,057	602	603	600	600	600

⑥軽度生活援助事業

○高齢者が在宅で自立した生活が持続できるよう、家屋内の整理整頓、庭の清掃や草取り、除雪等日常生活上の軽度な援助を行います。

●軽度生活援助事業の実績及び計画 (単位:人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	233	245	248	250	250	250
延べ利用人数	344	378	415	450	450	450

⑦生活管理指導短期宿泊事業

○養護老人ホーム長寿の森吉祥園などの施設に一時的に宿泊させ、在宅生活の継続に向けた基本的な生活習慣の指導や退院直後の体調調整などを行います。

●生活管理指導短期宿泊事業の実績及び計画 (単位:人、日)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	6	4	7	7	7	7
延べ利用日数	49	56	100	100	100	100

⑧ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業

○高齢者の見守りの一環として、病弱な一人暮らし高齢者等に対し、急病等の緊急事態が発生した場合、簡易な操作で速やかに通報することができる緊急通報装置を貸与します。また、専門職による救急出動要請や相談対応が可能な体制を合わせて整備します。

●ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業の実績及び計画 (単位:人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規利用者数	8	31	2	20	20	20
利用者数	140	163	220	220	220	220

⑨日常生活用具給付等事業

○低所得の一人暮らし高齢者の在宅生活を支援するため、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付、老人用（福祉）電話の貸与を行います。

●日常生活用具給付等事業の実績及び計画 (単位:件)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付数	2	0	5	3	3	3
老人用電話設置数	0	0	1	1	1	1

⑩生活支援ハウス運営事業

○体調不良や冬季の積雪、寒冷などの理由により在宅での生活が困難となった60歳以上の一人暮らし高齢者等に、一時的に生活支援ハウスを利用（利用期間6カ月以内）させ、支援員による指導援助や在宅生活へ向けてのサービス調整等の支援を行います。

○設置場所は、特別養護老人ホーム遠野長寿の郷内とし、居室9室（個室8室、2人居室1室）により最大10人の入所が可能です。

○冬期間の利用希望者が定員を超える場合は、利用希望者の心身の状態及び居住環境、地理的要因等を総合的に検討し、利用者の決定を行います。

●生活支援ハウスの実績及び計画 (単位:人、日)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	12	12	20	20	20	20
延べ利用日数	1,222	769	2,000	2,000	2,000	2,000

(3) 介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者が住み慣れた自宅で生活を続けるためには、家族等の介護が重要であることから、介護者の身体的、精神的、経済的な負担軽減や介護をしながら仕事を続けられるような支援などを実施します。また、ヤングケアラーの実態がある場合には、既存事業を活用しつつ、関係部署・機関と連携して個別に支援を実施します。

①家族介護教室開催事業

○介護をする家族又は援助者を対象に、介護方法や介護予防、健康づくり等に関する知識・技術を習得するための教室を開催し、身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び質の向上に努めます。

●家族介護教室開催事業の実績及び計画 (単位:回、人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	11	14	20	20	20	20
参加者数	105	183	250	260	270	270

②家族介護者交流事業(元気回復事業)

○介護者を一時的に介護から解放することでリフレッシュを図るほか、介護者相互の情報交換や支援の場となるよう交流会を開催します。

●家族介護者交流事業の実績及び計画 (単位:回、人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	0	0	0	2	2	2
参加者数	0	0	0	50	50	50

③家族介護用品支給事業

○要介護1以上かつ一定の要件を満たす在宅の高齢者で、常時おむつを使用する者を対象に介護用品(紙おむつ、尿とりパッド等)を年2回支給します。

○ただし、国の支援の対象外となる見込みから、介護保険特別会計の運営健全化を踏まえ、第9期中に事業の見直しを検討します。

●家族介護用品支給事業の実績及び計画 (単位:人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1～5	712	671	676	650	650	650
要介護4・5 (非課税世帯)	197	158	158	150	150	150

(4) 介護・福祉人材の確保及び育成の支援

介護・福祉分野では、人材不足が続いており、確保と育成が急務となっています。事業者独自の人材の確保のみならず、市としても採用に向けた取組の検討や従事者の資質、能力向上に向けた取組を実施します。

①介護・福祉人材確保及び育成

- 保健・医療・介護・福祉人材の確保に向け、職業訓練校で行っている介護、福祉人材向けの資格取得講習への講師派遣による支援を行います。
- 新たな人材の確保に向けて、国、県の補助金の活用を検討し、市内介護事業所からの必要に応じた外国人材の活用拡大に向けた支援を行います。
- 教育委員会と連携し、将来の人材育成に向けたキャリア教育の実践カリキュラムである「遠野市キャリア・パスポート」を活用し、小中学生等義務教育期からの段階的なキャリア形成に取り組みます。
- 地域の施設等の各種行事を通じ、高齢者や介護・福祉職員と触れ合うことで、介護・福祉の仕事や職に興味や理解を深める福祉教育の場を増やします。
- 遠野ケアイノベーション会議等、事業者間の連携による独自の取組を支援し、介護従事者の研修の場の確保、人材の確保に向けて取り組みます。
- シルバー人材センターと介護・福祉で働く人材確保に向けた協議を行うほか、関係機関から職員の定着支援や働きやすい職場環境整備に関する情報収集を行い、その提供に努めます。
- 介護福祉専門学校の誘致、若しくはその機能の整備について検討します。
- 市就労支援担当課と連携し、就労や就労後の定着支援に向け、奨学金返還支援、若年者定着促進家賃補助、外国人材受入企業等支援などの周知を図ります。

②介護・福祉人材育成の支援

- 専門性を高めるため、介護サービス事業所職員への研修費助成を検討するほか、市主催の研修会や他団体主催の研修会について周知を図ります。
- 介護分野の従事者の負担軽減やサービスの向上等につなげるため、介護ロボットの導入について、補助制度の情報提供など制度活用の支援を行います。

3 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 地域支え合い活動の推進

住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者等のニーズがある一方で、少子高齢化が進行し、地域の人口や各分野での労働力も減ってきていることから、住民同士の支え合いがより一層重要となっています。

そのためには、住民一人ひとりが自身の生活する地域に興味・関心を持ち、地域の高齢者等を気かけたり、地域活動に参加したりすることが大切です。地域づくりの中核となる小さな拠点（地区センター）を中心に、丸ごと相談員がまとめ役となって、これまで活動に携わる機会のなかった住民の参加を促し、持続可能な仕組みづくりに努めます。

①生活支援体制整備事業

- 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、丸ごと相談員を地域 11 か所（達曽部、鱒沢地区は他地区との兼務）に配置し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築を推進します。
- 丸ごと相談員は、地域活動のネットワークづくり、支援を求める側と支援する側とのマッチング、地域に必要な資源の創出（開発）を進めます。
- 地域の活動に多くの住民が参加することで、地域の様々な課題に対する住民の相互理解が進み、住民自らが新しい資源の創出に取り組むきっかけとなることから、この一連の取組を、新たな地域人材の発掘・育成につながるよう支援します。

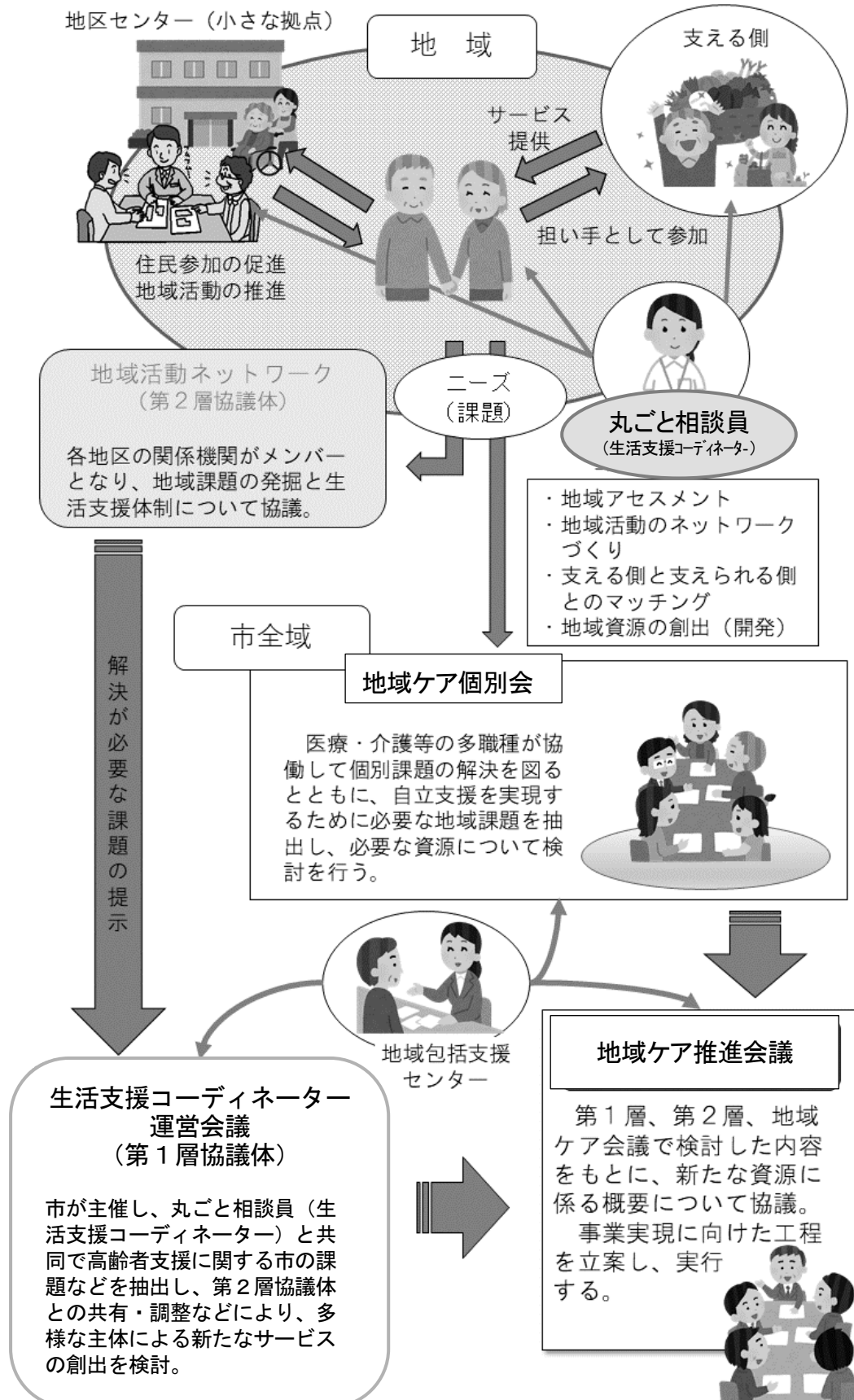
●生活支援体制整備事業の実績及び計画

（単位：か所）

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丸ごと相談員	9	11	11	11	11	11
第1層協議体	1	1	1	1	1	1
第2層協議体	2	2	2	2	2	2

協議体：生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図るためのネットワーク。第1層は市全域（地域包括支援センター所管）、第2層は地区センター圏域（丸ごと相談員が所管）とする。

生活支援体制整備事業のイメージ



(2) 高齢者権利擁護の推進

地域包括支援センターが中心となり、判断能力が不十分な認知症高齢者などに対する成年後見制度の相談支援や利用促進に取り組んでいます。また、日常生活自立支援事業を行う遠野市社協や、法律相談を担うひまわり基金法律事務所、成年後見センター、盛岡家庭裁判所遠野支部などの関係機関と連携し、高齢者の権利擁護支援の充実に努めます。

① 高齢者虐待防止の対応

- 高齢者の虐待は、様々な要因が複雑に絡み合って発生しますが、未然に防止すること、早期発見・対応が重要です。初期対応に時間を要すると、高齢者本人の生命や身体への危険性が高まることから、迅速な情報収集と医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員及び警察署等と連携を図っていきます。
- 高齢者虐待防止の対応にあたり、児童、障がい者への虐待、配偶者等に対する暴力の事実を把握した場合、速やかに被害者の安全確保に向けた対応を行い、これら被害者の支援及び保護を行う機関へ情報提供します。

② 成年後見制度の利用促進

- 認知症や精神障がい等により、判断力・意思決定能力が不十分な高齢者等に契約行為や財産管理等の必要が生じた場合は、地域包括支援センターと成年後見センターが連携し、成年後見制度の相談や手続きを支援します。
- 成年後見センターと協力して担い手となる「市民後見人」を養成し、実際の実務に携わることができるようフォローに努めます。
- 家庭裁判所に成年後見制度の申立てを行う親族等がない場合は、市長が申立人となって手続きを行います。
- 低所得者に対する成年後見人への報酬助成等を行う「成年後見制度利用支援事業」を実施します。
- 遠野市社協の日常生活自立支援事業（高齢者や障がい者等を対象にした金銭管理支援）利用者のうち、認知能力や判断能力の低下が進み、同事業での継続支援が困難な事例にあっては、成年後見制度への移行を促します。

● 成年後見制度利用支援事業の実績及び計画

(単位:件)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数	1	2	2	2	2	2
後見人等報酬扶助	2	5	2	2	2	2
申立手数料等扶助	1	2	2	2	2	2

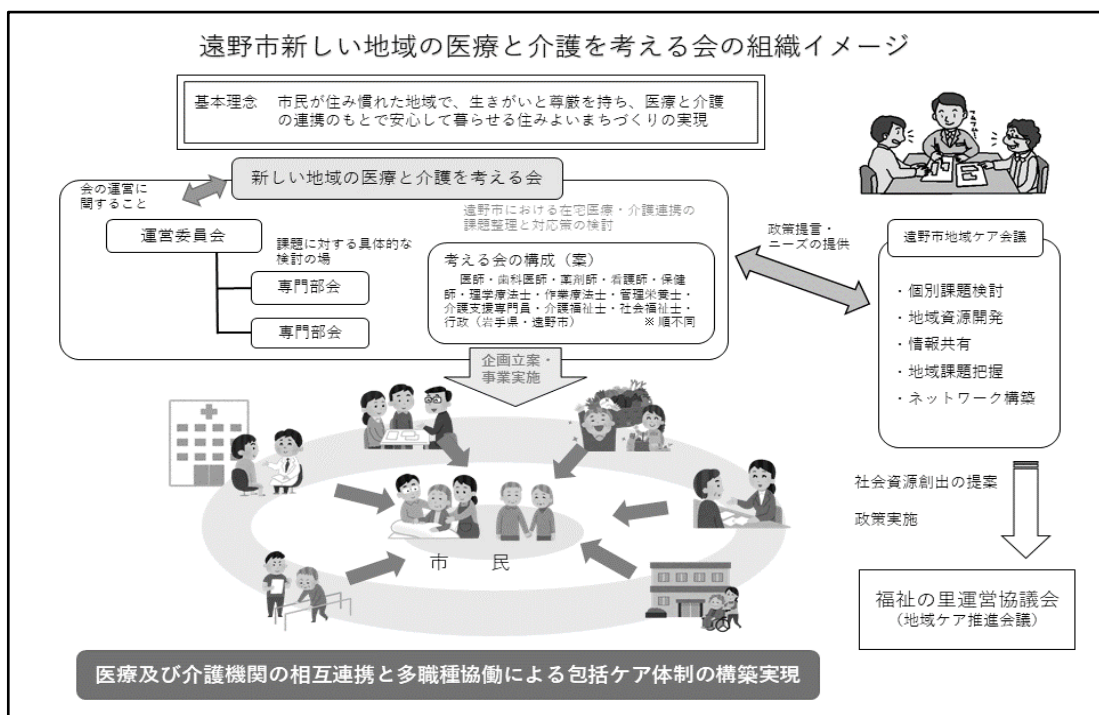
③消費者被害防止

悪質商法や特殊詐欺による被害防止のため、警察、消費生活センターなどの関係機関と連携し、高齢者等が集う場や訪問時に、商法・詐欺の手口やその対処法を広く周知し、市民の権利擁護の推進に努めます。

(3) 地域の医療・介護連携の推進

「高齢者が住み慣れた地域で安心して人生の最期まで暮らし続けられる社会」の実現に向け、切れ目なく医療・介護サービスを受けることができるよう連携体制を構築し、地域包括ケアシステムの深化につなげます。

- 医療・介護それぞれの現場で生じている課題を把握し、その課題解決に向けた方策を検討していきます。
- 円滑な連携を実現するために、医療・介護関係者相互の専門性や役割を理解する研修会を開催します。
- 本計画期間中に、ACPについて、市民への意識啓発を行うとともに、市内におけるACP推進の検討を進めます。
- 考える会で検討された医療・介護の連携課題の具体的対応策を実践につなげます。



(4) 安心できる住まいの確保

地域生活の基盤となる住まいについて、高齢者のニーズや状況に応じた多様な住まいを民間事業者や関係機関と連携し、整備・確保を推進します。

①公営住宅の供給

- 老朽化した市営住宅の改修等、高齢者や障がい者が安心して生活できる住宅の整備を進めます。
- 相談業務を通じて公営住宅の利用支援を行うほか、民間賃貸住宅の情報提供等を関係機関と連携して行います。

②高齢者住宅支援

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者を対象とした住まいについて、情報の収集と発信を行うとともに、経済状況、生活環境、家族環境等の相談に対応していきます。
- 心身の状態の変化により住み替えが必要な高齢者のニーズを把握・分析し、既存の公営住宅や廃業などで遊休となっている民間の宿泊施設や空き家を活用した住まいの確保に向けた取組を進めます。

③養護老人ホーム入所措置

- 身体的、環境的、経済的理由等により、在宅で安心した生活を送ることが困難な高齢者等を養護老人ホームへ入所させ、安全な暮らしを提供します。

●養護老人ホーム入所措置の実績及び計画

(単位:人)

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数	54	53	55	55	55	55

令和5年度中の入所施設

- 長寿の森吉祥園(遠野市) ○宝寿荘(花巻市) ○祥風苑(大船渡市)
- 清寿荘(宮古市)

④高齢者等生活支援(住宅改修支援)事業

- 在宅の要支援・要介護認定者が、手すりの取付けや段差解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替え等、身体状況に合わせた住宅改修を行う際に必要となる理由書の作成支援を行い、在宅生活の継続を図ります。

(5) 災害や感染症対策の基盤整備

近年の災害の発生状況を踏まえ、各種計画に基づき、市災害対策本部や自治会、自主防災組織、消防・消防団、警察、介護事業所などの関係機関と連携し、地域の高齢者等の安全確保に努めます。

また、感染症対策に関しては、介護事業所等と連携し、周知啓発、研修、想定訓練の推進を図ります。

災害や感染症の流行が発生しても、可能な限りサービスが提供できるよう体制整備に取り組みます。

①災害及び感染症対策の周知・啓発の推進

- 地域密着型サービス事業所の实地調査は市（保険者）が、県指定介護保険事業所等の实地調査は県が行うことになっています。災害・感染症予防対策の周知啓発や想定訓練の実施、災害時等業務継続計画（BCP）や衛生管理等に係る实地調査で取組状況を確認するほか、関係機関と連携して必要な研修、具体的な訓練等を開催します。
- 水防法に基づく浸水想定区域に立地又は土砂災害防止法に基づく急傾斜地等に立地する介護保険事業所等（要配慮者利用施設）にあつては、BCPの策定、避難訓練の実施が義務化されていることから、その指導・助言を行います。
- 感染症について、介護保険事業所では従来から季節性インフルエンザへの予防対策を通じて衛生管理等が行われています。新型コロナウイルス感染症では、早い段階で介護保険事業所等の関係者が集まり、予防対策に関する情報交換等により初期の適切な準備・対応がなされたことから、必要に応じて情報共有の場を設けます。

②災害発生時の対応と備え

- 台風など発生を事前に予測することが可能な災害については、市災害警戒本部の指示及びタイムラインに基づき、必要に応じて介護保険事業所等への注意喚起など具体的な準備を進めます。また、予測不可能な災害については、災害発生時に設置される市災害対策本部の指示や初動時の迅速な被害状況などの情報収集・集約、応急対策を行います。
- 災害発生に備えた食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達について、介護保険事業所等が対応及び体制整備を進めるとともに、地域防災計画に基づき市関係部局と連携して物資の備蓄・調達を図り、介護保険事業所等への対応・支援を行います。
- 介護保険事業所等は、感染症の発生を想定した訓練や感染拡大防止策を平時から講じておくほか、感染症発生時においてはサービス継続や代替サービス確保に向けた連携体制の構築が求められるため、その支援に努めます。

③災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築

- 災害や感染症が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、遠野市地域防災計画等に基づき県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害・感染症の拡大抑止に努めます。なお、市は事前に県内市町村、県外都市等と相互応援協定を締結し、災害・感染症発生時の応援協力体制を構築しており、随時体制を強化していきます。

4 認知症にやさしいまちづくりの推進

(1) 認知症の正しい理解の促進

高齢化の進展に伴い、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるといわれ、認知症は誰もがなりうる身近な病気となっています。

本市では、国の「認知症基本法」等に基づき、認知症に関する正しい知識と理解、住民同士の支え合いを促進し、「認知症にやさしいまちづくり」を推進します。

①認知症サポーター養成事業

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする「認知症サポーター」を養成します。
- 学校や児童館・児童クラブ等と連携を図り、「キッズサポーター」を養成します。
- 地域全体で認知症の人やその家族を見守り支えるため、地域の商店、企業などを対象とした養成講座の実施の働き掛けを行います。
- 生活支援コーディネーター等と連携し、地域の集まる機会を活用した出前講座に取り組みます。

●認知症サポーター養成事業

(単位:人)

	実績(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画値)
新規サポーター数	368	288	240
累積サポーター数	4,068	4,356	4,596
新規メイト数	2	4	3
メイト数	89	66	69

※メイト数は令和4年度に意向確認を行い再登録した人員の実数

●認知症サポーター養成講座の受講者計画数

(単位:人)

	計画(年度)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター受講者数	250	260	260
新規メイト数	2	2	2

●サポーター受講者の重点的に取り組む対象者について

住民	住民組織(自治会、老人クラブなど)、民生委員・児童委員、保健推進委員、ボランティア団体等
地域の生活関連企業・団体活動等に携わる人	市内企業、団体(銀行等の金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、商店街等)など
学校	小・中・高等学校の児童・生徒

②認知症キャラバン・メイトの養成と活用

- 認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトの養成を計画的に実施します。
- キャラバン・メイトは講師役のほか、認知症に関する正しい知識などを身近な人に伝える役割を持っています。キャラバン・メイトが十分にその役割を担えるよう支援するほか、メイト同士が交流を図り地域で活躍することができるよう補助します。

③世界アルツハイマーデーへの取組

- 認知症に関する啓蒙活動の一つとして、「世界アルツハイマーデー」「世界アルツハイマー月間」があります。この活動に合わせ、認知症を正しく理解してもらうための周知活動を行うほか、宮守町のめがね橋を認知症支援の色であるオレンジ色にライトアップする取組を行い、認知症への理解を呼び掛けます。

(2) 地域における医療・介護の連携の推進

認知症は早期に医師の診断を受けることで、正しい病気の診断や認知機能の改善、重篤化の防止につながります。認知症の早期発見・治療のため、訪問やイベント等を活用したスクリーニング（検診、健診）プログラムの実施や、医療と介護が連携した体制づくりを推進していきます。

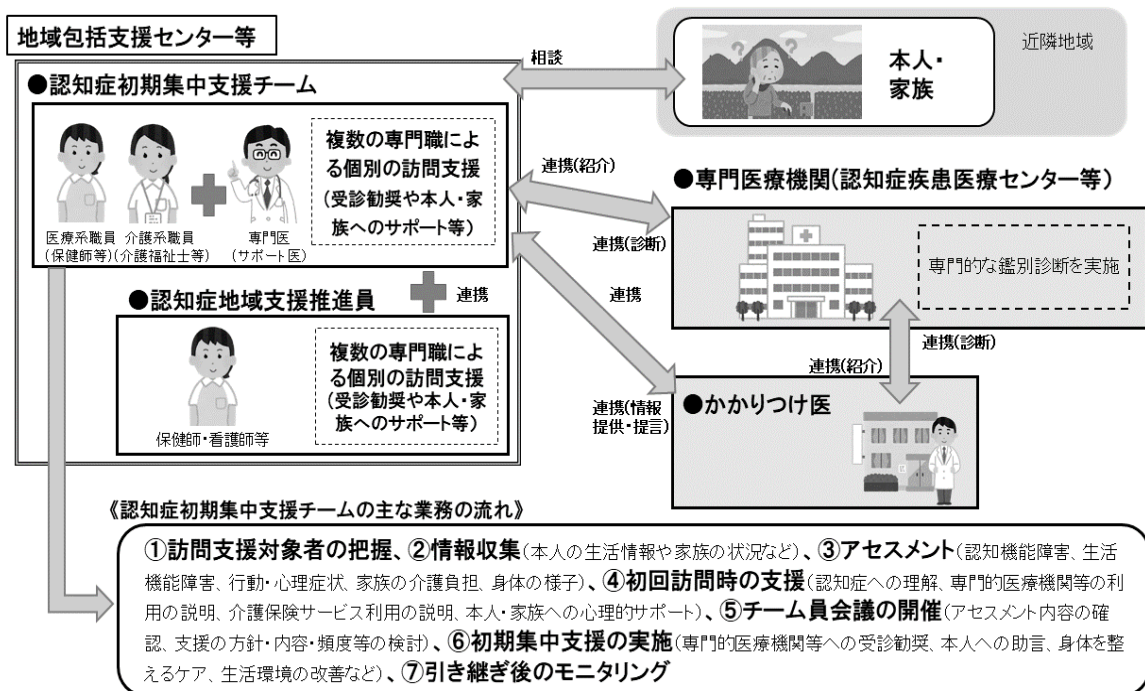
①認知症ケアパスの普及と情報提供

○認知症の発症から進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを示した「認知症ケアパス」を作成しています。社会資源の変化に応じた定期的な内容の見直しを行い、必要な情報を提供できるよう努めます。

②認知症初期集中支援チーム

○認知症の初期段階での受診や介護等の必要な方に対して、認知症サポート医を含めた専門職によるチームにより初期集中型の支援を実施します。

■認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員のイメージ



- 地域包括支援センターに配置した「認知症地域支援推進員」により、認知症の人やその家族への相談、支援の実施、また、普及・啓発を通じて地域住民への認知症の正しい理解を図ります。
- 認知症に関する相談が増加していることから、様々な専門職と地域住民等がチームとなって認知症の人を支えることができるよう仕組みを構築します。
- 認知症の早期発見・治療につなぐため、訪問やイベント等において認知症の心配がある方に対して「物忘れ相談プログラム」（スクリーニングプログラム）を実施します。
- 認知症により自身での服薬管理が困難な方に対し、見守り機能付き服薬支援装置を貸与します。また、主治医、薬剤師、介護支援専門員等の専門職と連携を図りながら在宅生活を支援します。

（3）認知症の人と介護者への支援

認知症になっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らしていけることが大切です。また、介護する家族の不安や負担についてもケアしていく必要があります。

認知症の人の意思や介護する家族等の意見を尊重しながら対策を講じるとともに、地域全体で支え合う取組を推進します。

①認知症高齢者等SOSネットワーク事業

- 徘徊の危険性がある認知症高齢者等の氏名や家族への連絡先等の情報を事前に登録し、登録者が行方不明になったときに登録情報をもとに、警察署や消防署、遠野市社協等が協力し、早期発見・保護につなげます。

●認知症高齢者等SOSネットワーク事業

（単位：人）

	実績(年度)			計画(年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	54	62	60	65	65	65

②認知症の人を介護している家族の交流事業

- 認知症の人を介護している家族等を対象に、同じ悩みを持つ介護者間での語り合いの場、交流の場を設けます。また、県内で活動をしている「認知症の人と家族の会」からアドバイザーを招き、認知症についての介護や病気に関するアドバイスを受ける機会をつくります。

③認知症カフェ（オレンジカフェ）

- 認知症の人、介護をしている家族、地域の支援者やボランティア等が、お互いの悩みなどを打ち明け、互いに支え合う「認知症カフェ」（通称：オレンジカフェ）の開催を支援します。また、「住民主体の通いの場」や「ふれあい・いきいきサロン」等を活用し、身近な場所で同じような交流の場が提供できるよう検討します。

④チームオレンジの活動

- チームオレンジとは、地域で暮らす認知症の人やその家族の困り事をサポートするため、認知症サポーターを中心に結成された団体のことです。今後、認知症サポーター養成講座修了者を対象にスキルアップ研修を実施し、チームオレンジへの加入を勧めます。
- チームオレンジが、認知症の人やその家族に対し具体的なサポートが行えるよう仕組みの構築に努めます。
- 各地域の自治会活動等を通じて認知症への正しい知識と理解を広め、生活支援コーディネーターやチームオレンジ等が地域と協力しながら活動することができるよう取り組みます。

⑤若年性認知症への支援

- 若年性認知症は、周りが変化に気付いていても医療機関への受診が遅れ、症状が進んだ状態で診断される事例が多い傾向にあります。このことから、地域や企業での認知症サポーター養成講座等の機会を通して疾患の理解を図るなど、本人と家族が適切な情報を得て、早期発見・治療につながるよう啓発活動を実施していきます。

5 介護保険制度の円滑な運営と質の向上

(1) 介護保険事業の適正な運営

介護給付を必要とする受給者の適時・適切な認定とケアプラン等の点検を行うことで、受給者が真に必要とするサービスを、事業者が適切に過不足なく提供するように促します。また、市内介護保険事業者への指導・支援を行い、サービスの質の向上に取り組めます。これらにより適切なサービスの確保と適正な介護給付を行い、介護保険制度への信頼の向上と持続可能な運営に努めます。

①要介護認定の適正化

- 要介護認定申請にあたり実施される要介護認定調査について、適切かつ公平な認定を行うため、点検・確認の人的体制を確保します。
- 要介護認定調査の点検・確認は、指定居宅支援事業所等に委託するもの及び保険者が直接実施するもの、全ての件数を行います。

②ケアプラン点検の実施及び住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査

- 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画について点検を行い、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを、保険者が介護支援専門員とともに検証確認し、介護支援専門員の資質向上に努めます。
- 住宅改修の申請については、施工前に受給者宅の実態確認や工事見積書等の点検と施工後に訪問調査等による確認を行います。このことにより、適切な給付と受給者の状態に応じた在宅生活を支援します。
- 必要に応じて、福祉用具購入・貸与の利用者等に対する訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を点検し、受給者の身体の状態に応じた適切な福祉用具の利用を勧めます。

③縦覧点検・医療情報との突合

- 受給者ごとに複数月に及ぶ介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を縦覧点検で確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。
- 受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

④介護保険サービス利用者支援事業

- 介護保険サービス利用の推進・支援のために低所得者を対象者とした利用料の軽減措置を介護保険制度施行時から講じています。市独自対策として、国の制度における軽減率に2%の上乗せを図り、低所得者が経済的理由で介護保険サービス利用を自己制限することがないように、本計画においても引き続き実施します。

⑤市町村特別給付

- 条例で定める市町村特別給付として住宅改修、在宅介護支援福祉用具購入費について、継続実施します。
- 住宅改修について、通常給付の支給基準額（20万円以内）に独自給付（20万円以内）を上乗せして上限40万円以内とし、自己負担割合に応じて、その7～9割を住宅改修費として支給します。
- 在宅介護福祉用具購入費の対象用具を拡充し「在宅介護支援福祉用具購入費」として支給します。支給基準額を年間5万円以内とします。

【支給対象用具】

- ・滑り止めマット（屋内において利用するもの）
- ・踏み台（段差の緩和を目的とした固定しない台）

（2）介護・福祉サービスの質の向上

支援を必要とする高齢者等に対して、介護保険や高齢者福祉サービスの情報発信や相談窓口の体制を維持します。また、利用者やその家族の安心につなげるため、介護・福祉サービス提供事業者への適切な支援・助言を行い、サービスの質の向上を図ります。

①介護・福祉サービスの質の向上に向けた事業者への支援

- 事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情への適切な処理、相談対応の充実、事故防止に向けた適切な助言等を行い、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- 介護サービス事業者の技術向上を図るため、研修会の実施や先進的な取組について紹介するなど、積極的な情報提供を行います。
- 地域密着型サービス事業者に対して、実地指導等を行い、サービスの質の向上を図ります。

②市民へのわかりやすい情報提供

- 保健・医療・福祉制度が複雑化し情報量が増えていることから、利用者や家族が必要なサービスに関する情報を正しく理解し、相談・利用することができるようわかりやすい情報提供に努めます。制度改正に対応し、市公式ホームページ等を活用して制度周知、関係様式の提供に努めます。

第6章 介護サービスの見込み量と介護保険料

1 介護保険サービスの整備計画

本計画期間の基盤整備については、以下を目標とします。

(1) 介護人材の確保育成

介護サービスの維持向上のため、介護人材の育成・確保を図ります。

(2) 地域密着型サービスの基盤整備

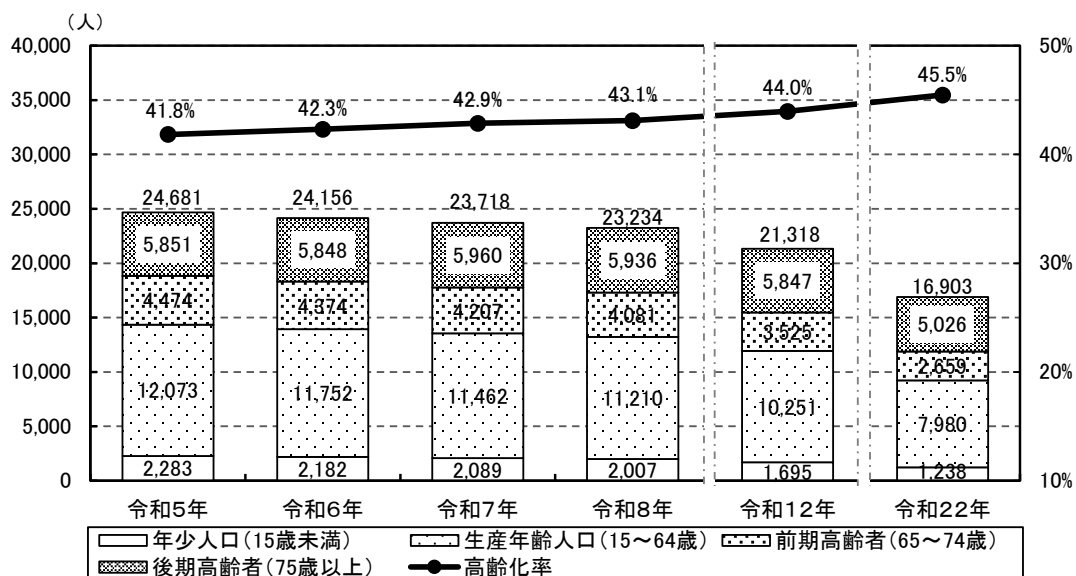
住み慣れた地域で生活するために、「地域密着型特別養護老人ホーム」の整備に向け、支援を進めます。

2 介護サービス量の見込み

(1) 被保険者の推計

被保険者数の推計では、コーホート変化率法による市の人口推計(外国人含む)をもとに、高齢者数を推計します。

■前期高齢者、後期高齢者の推計人口の推移

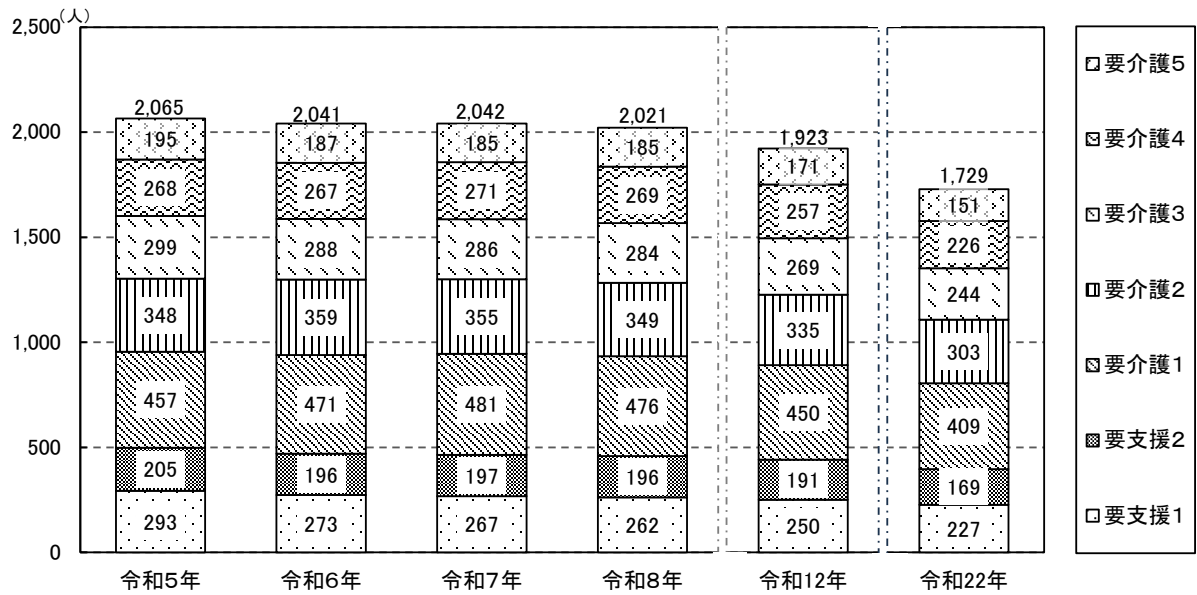


資料: 令和5年は住民基本台帳 令和6年以降以降はコーホート変化率法による推計値

(2) 要支援・要介護認定者の推計

要介護・要支援認定者数について、各年の性別・年齢階級別被保険者数の見込みをもとに、全国の自治体が共通に利用している地域包括ケア「見える化」システムより推計します。

■要支援・要介護者の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 介護保険サービスの見込み量

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）は、要介護者等の家庭を訪問し、できるだけ居宅で本人の能力に応じ、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）、調理・買い物・掃除・その他の日常生活の世話（生活援助）を行うサービスです。

●訪問介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,401	2,290	2,250	2,292	2,398	2,232
介護給付利用回数 (回数/年)	37,211	35,310	37,500	35,296	36,929	34,372

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

●訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	242	236	270	372	360	312
介護給付利用回数 (回数/年)	1,093	1,025	1,230	1,674	1,620	1,404
予防給付利用者数 (人/年)	0	1	10	3	3	3
予防給付利用回数 (回数/年)	0	4	30	12	12	12

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護は、症状の安定した要介護者等の家庭を訪問し、看護師等がかかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の世話や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

●訪問看護・介護予防訪問看護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,284	1,244	1,220	1,332	1,344	1,260
介護給付利用回数 (回数/年)	5,470	5,469	5,700	5,860	5,913	5,544
予防給付利用者数 (人/年)	99	62	250	312	312	312
予防給付利用回数 (回数/年)	389	228	920	1,154	1,154	1,154

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士などの専門家が家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	384	390	320	432	444	408
介護給付利用回数 (回数/年)	2,195	1,951	1,600	2,246	2,308	2,121
予防給付利用者数 (人/年)	115	96	70	96	96	96
予防給付利用回数 (回数/年)	555	440	320	981	981	981

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が要介護等の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行うサービスです。

●居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	707	866	890	720	744	720
介護給付利用回数 (回数/年)	1,244	1,565	1,584	1,281	1,324	1,281
予防給付利用者数 (人/年)	100	96	160	100	100	100
予防給付利用回数 (回数/年)	168	135	248	155	155	155

⑥通所介護

通所介護（デイサービス）は、利用者が食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●通所介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	5,759	5,628	6,200	5,052	5,220	5,052
介護給付利用回数 (回数/年)	51,240	49,269	52,800	43,447	44,892	43,447

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や病院・診療所等において、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	1,670	1,556	1,700	1,704	1,716	1,680
介護給付利用回数 (回数/年)	13,444	11,565	13,500	13,416	13,556	13,272
予防給付利用者数 (人/年)	353	395	430	408	396	396
予防給付利用回数 (回数/年)	1,648	1,849	2,200	1,876	1,821	1,821

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）は、家族介護者等が疾病や介護疲れ等家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設等において、短期の入所を受け入れ、家族介護者に代わって入浴・排せつ・食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスです。

●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,037	1,995	2,100	1,896	1,920	1,848
介護給付利用日数 (日数/年)	20,816	20,915	19,200	18,770	19,008	18,295
予防給付利用者数 (人/年)	51	65	60	60	60	60
予防給付利用日数 (日数/年)	398	397	350	350	350	350

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）は、介護老人保健施設において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行い、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	518	558	565	516	528	504
介護給付利用日数 (日数/年)	4,274	4,658	4,950	4,282	4,382	4,183
予防給付利用者数 (人/年)	4	3	25	5	5	5
予防給付利用日数 (日数/年)	30	35	85	20	20	20

⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）は、病院等において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行うサービスです。

●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	0	80	5	5	5	5
介護給付利用日数 (日数/年)	0	195	40	40	40	40

⑪特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスに入居の要介護者が、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事など日常生活の介護や機能訓練を行い、能力に応じた生活が可能となるよう支援するサービスです。なお、入居定員が29人以下である場合は、地域密着型施設となります。

●特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	417	508	430	516	528	528
予防給付利用者数 (人/年)	12,426	15,208	12,500	15,376	15,734	15,734

⑫福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、要介護者等利用者の心身の状態、希望を踏まえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえなどを貸与するサービスです。

●福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	6,297	6,024	6,300	6,273	6,360	6,144
予防給付利用者数 (人/年)	1,275	1,390	1,200	1,572	1,596	1,572

⑬特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入は、要介護者等利用者の心身の状態、希望を踏まえ、腰掛便座、入浴補助用具など6種類について、購入費を支給するサービスです。

なお、国の制度改正により、一部の福祉用具（固定用スロープ、歩行器、単点つえ、多点つえ）については、令和6年度から購入または貸与の選択式に移行します。

●特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	102	73	115	108	108	108
予防給付利用者数 (人/年)	32	36	30	24	24	24

⑭住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修・介護予防住宅改修は、住環境の整備が必要な要介護者等に、自宅の廊下やトイレ等に手すりの取付けや段差を解消など、住宅改修にかかった費用を支給するサービスです。

●住宅改修・介護予防住宅改修の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	59	68	75	36	36	36
予防給付利用者数 (人/年)	28	26	30	24	24	24

⑮居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護・介護予防支援（ケアプラン作成等支援）は、介護支援専門員が要介護等の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、適切な居宅介護サービスを受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

●居宅介護支援・介護予防支援の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	10,254	9,893	10,350	10,176	10,296	10,020
予防給付利用者数 (人/年)	1,762	1,942	1,650	2,004	1,992	1,968

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	0	12	12	12	12	12

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護サービスです。

なお、本市には該当サービスを提供する事業者がなく、新規開設を見込んでいません。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者等に入浴・食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等が含まれているサービスです。

● 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	298	339	310	276	288	276
介護給付利用回数 (回数/年)	2,894	3,079	2,850	2,566	2,678	2,566
予防給付利用者数 (人/年)	13	2	25	10	10	10
予防給付利用回数 (回数/年)	58	3	110	50	50	50

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、あらかじめ登録された利用者が、デイサービス等「通い」を中心としますが、利用者の希望により「泊まり」や「訪問」も行うサービスです。

●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	644	750	710	684	672	660
予防給付利用者数 (人/年)	88	64	60	60	60	60

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、比較的安定した状態にある認知症の要介護者等を共同で生活できる場において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

●認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	510	619	650	672	660	660
介護予防給付利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅へ入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

なお、利用対象となる要介護 1 から 5 までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の特別養護老人ホームへ入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

令和8年度から、29人以下の地域密着型特別養護老人ホームを1施設、供用開始することを目標として整備を支援します。なお、利用に当たっては令和8年度から、一月当たり15人の利用を見込んでいます。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付利用者数 (人/年)	36	12	14	12	12	192

⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスです。

なお、利用対象となる要介護1から5までの認定者の利用については、計画期間内では見込んでいません。

⑨地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所で地域密着型サービスに位置付けられています。利用者がデイサービスセンターで食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

●地域密着型通所介護の利用計画

	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付利用者数 (人/年)	750	699	900	1,236	1,248	1,224

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあり、自宅で介護を受けながら生活を続けることが困難な要介護者等を対象として、施設において介護を受けるサービスです。

●介護老人福祉施設の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,512	2,515	2,650	2,760	2,760	2,760

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入院治療により症状が安定した要介護者等に対して、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の介護を受け、在宅生活への移行を促進するサービスです。

●介護老人保健施設の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	2,644	2,673	2,290	2,664	2,664	2,664

③介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行う新たなサービスです。

近隣の市に新たに設置が見込まれることから、第9期からの一月当たり10人の利用を見込みました。

●介護医療院の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付利用者数 (人/年)	0	0	0	120	120	120

(4) 市町村特別給付等

市町村特別給付は、介護保険法による居宅介護サービス費の支給限度基準額に上乗せした額を市の条例で定めるものです。本計画においても、以下の事業において継続実施します。この給付は、第1号被保険者の保険料のみを財源としています。

①住宅改修

在宅の要介護者が住宅の手すりの取付けや段差解消など一定の住宅改修を行った場合、支給限度額20万円を上限として支給するものを更に20万円上乗せし、支給限度額を40万円とします。

②在宅介護支援福祉用具購入

特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入は対象品目を拡充して実施しています。なお、支給限度額は5万円です。

●在宅介護支援福祉用具の対象用具

種 類	機能又は構造等
①滑り止めマット	屋内において利用するもの
②段差解消（緩和）踏み台	段差の緩和を目的とした固定しない台

●住宅改修・福祉用具の利用実績及び計画

	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
住宅改修利用者数 (人/年)	30	20	12	20	20	20
福祉用具利用者数 (人/年)	40	37	31	26	26	26

(5) 総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

●総合事業の利用実績及び計画

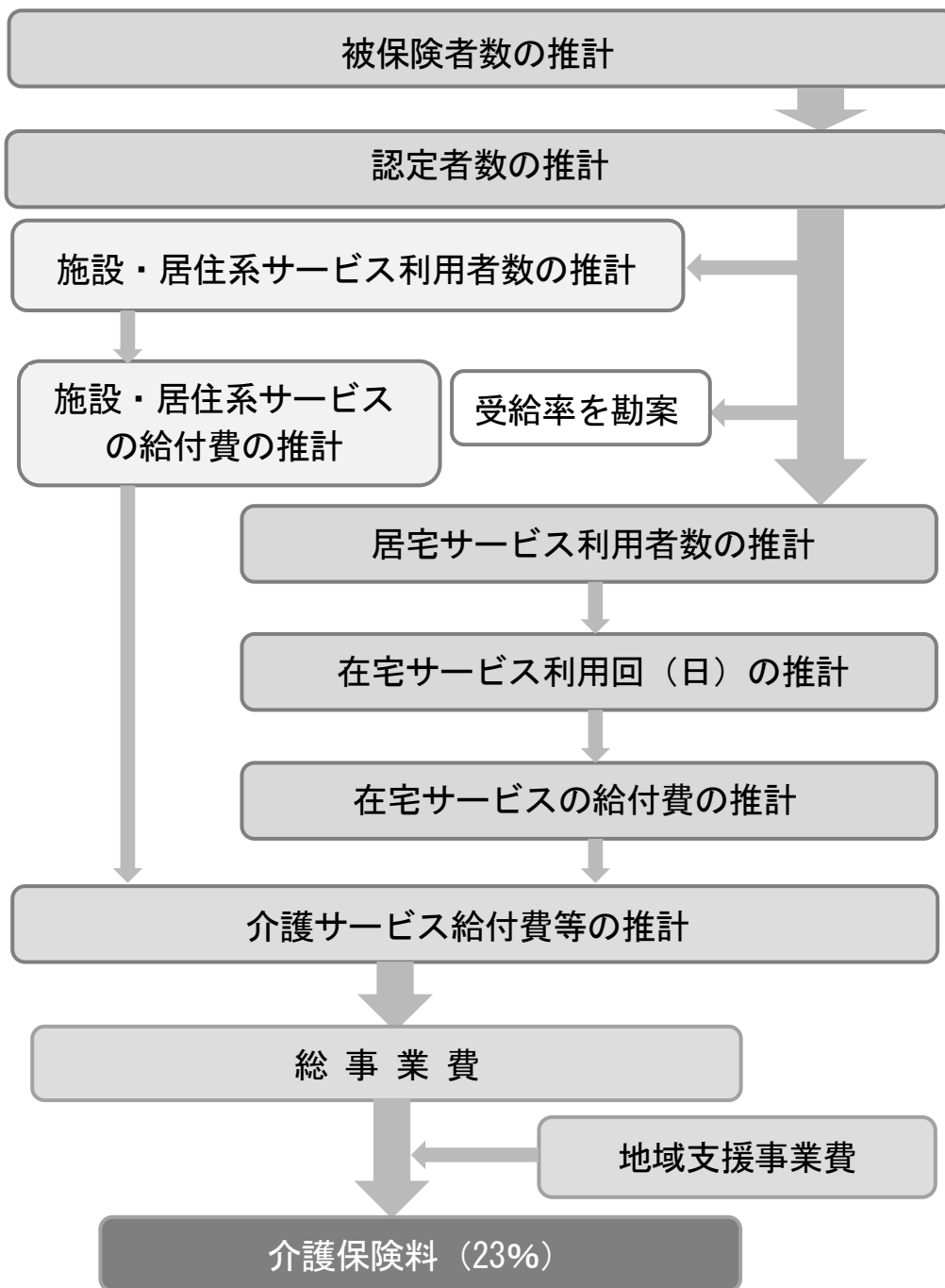
	実 績			計 画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問型サービス(現行相当) (人/年)						
訪問型サービスA	多様なサービス事業の実施に向けた 検討及び体制整備期間					
訪問型サービスB						
訪問型サービスC						
訪問型サービスD						
通所型サービス(現行相当) (人/年)						
通所型サービスA	多様なサービス事業の実施に向けた 検討及び体制整備期間					
通所型サービスB						
通所型サービスC						
生活支援サービス						
介護予防ケアマネジメント事業(人/年)						

4 介護保険サービスの事業費

(1) 介護保険事業費算定手順

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みにあたっては、国の指示に従い、以下の手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。

■算定手順



(2) 介護サービスの事業費

介護予防給付費、介護給付費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、地域支援事業費を合わせたものがサービス総費用となり、本計画3年間（令和6年度～令和8年度）の総費用額は11,259,602千円となります。

●介護給付費

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1) 居宅サービス	1,123,481	1,143,590	1,093,048	3,360,119
訪問介護	195,525	197,656	185,325	578,506
訪問入浴介護	17,782	17,307	15,317	50,406
訪問看護	41,412	41,813	38,487	121,712
訪問リハビリテーション	12,017	12,389	11,152	35,558
居宅療養管理指導	6,252	6,477	6,317	19,046
通所介護	352,074	362,247	346,047	1,060,368
通所リハビリテーション	121,600	122,364	119,848	363,812
短期入所生活介護	155,139	158,063	151,995	465,197
短期入所療養介護（老健）	48,653	49,936	47,664	146,253
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	82,088	83,576	83,576	249,240
福祉用具貸与	83,183	84,006	79,564	246,753
特定福祉用具購入費	3,952	3,952	3,952	11,856
住宅改修費	3,804	3,804	3,804	11,412
(2) 地域密着型サービス	425,980	421,519	468,395	1,315,894
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,392	1,394	1,394	4,180
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	27,996	29,020	28,031	85,047
小規模多機能型居宅介護	151,018	147,985	144,216	443,219
認知症対応型共同生活介護	167,206	164,067	164,067	495,340
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	3,679	3,683	56,624	63,986
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	74,689	75,370	74,063	224,122
(3) 施設サービス	1,585,007	1,585,982	1,585,982	4,756,971
介護老人福祉施設	784,473	784,473	784,473	2,353,419
介護老人保健施設	770,534	771,509	771,509	2,313,552
介護医療院	30,000	30,000	30,000	90,000
(4) 居宅介護支援	162,272	164,343	159,553	486,168
(5) 市町村特別給付	4,442	4,448	4,406	13,296
介護給付費計（小計）→（I）	3,301,182	3,319,882	3,311,384	9,932,448

●介護予防給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1) 介護予防サービス	40,951	40,871	40,715	122,537
介護予防訪問入浴介護	107	107	107	321
介護予防訪問看護	6,158	6,166	6,166	18,490
介護予防訪問リハビリテーション	2,611	2,615	2,615	7,841
介護予防居宅療養管理指導	365	365	365	1,095
介護予防通所リハビリテーション	14,060	13,808	13,808	41,676
介護予防短期入所生活介護	2,911	2,914	2,914	8,739
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	695	696	696	2,087
介護予防福祉用具貸与	10,613	10,769	10,613	31,995
特定介護予防福祉用具購入費	931	931	931	2,793
介護予防住宅改修	2,500	2,500	2,500	7,500
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,519	3,522	3,522	10,563
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,518	3,522	3,522	10,562
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	9,189	9,145	9,035	27,369
介護給付費計(小計)→(Ⅱ)	53,659	53,538	53,272	160,469

●標準給付費見込額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(a) 総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	3,354,841	3,373,420	3,364,656	10,092,917
(b) 特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	127,802	127,986	126,760	382,548
(c) 高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	74,124	74,231	73,519	221,874
(d) 高額医療合算介護サービス費等給付額	5,694	5,702	5,648	17,044
(e) 算定対象審査支払手数料	2,974	2,979	2,950	8,903
(A) 標準給付費見込額	3,565,435	3,584,318	3,573,533	10,723,286

●地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(a) 介護予防・日常生活支援総合事業費	109,007	109,007	109,007	327,021
(b) 包括の支援事業及び任意事業費	53,779	53,779	53,779	161,337
(c) 包括の支援事業(社会保障充実分)	15,986	15,986	15,986	47,958
(B) 標準給付費見込額	178,772	178,772	178,772	536,316

●総費用額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総費用額(A)+(B)	3,744,207	3,763,090	3,752,305	11,259,602

5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護保険給付費については、利用者負担（原則1割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分から被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者（65歳以上の者）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう、1号と2号の負担割合が定められています。

第1号被保険者の保険料負担割合は介護給付費の23%、第2号被保険者は27%、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。

国、県、市の負担割合は、居宅サービス給付費と施設サービス給付費で若干異なっています。なお、国負担部分である居宅サービス給付費の25%、同じく国負担部分の施設サービス給付費の20%についてそれぞれ5%にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を増減します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

(2) 所得段階別被保険者数

介護保険料は、所得段階によって異なることから、所得段階別被保険者数を算出するため、所得段階別被保険者の構成比を求めることが必要となり、令和5年度当初の所得段階別被保険者数を基本数値としています。

また、法改正に伴い本計画から段階設定が13段階となります。

(3) 低所得者の介護保険料の軽減

介護保険料の上昇に伴う低所得者の負担増を軽減するため、介護保険料の軽減を実施します。なお、軽減した介護保険料分の財源については、国、県、市の公費により補てんします。

(4) 介護給付費準備基金取り崩し

介護保険給付費準備基金は、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたって基金を取り崩すことになっています。

本計画期間においては、介護保険料の上昇による第1号被保険者の負担を抑えるため、令和6年度に53,000千円、令和7年度に63,000千円、令和8年度に70,800千円の基金を活用する見込みです。

(5) 基準月額保険料と所得段階別年額保険料

本計画の調整交付金の見込み等から、令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者（65歳以上の方）の基準（第5段階）月額保険料は**5,883円**となります。

■所得段階別年額保険料

所得段階	対象となる方	負担割合	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	生活保護受給の方、老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円以下</u> の方	0.285 (0.455)	1,675	20,100 (32,100)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円を超え120万円以下</u> の方	0.485 (0.685)	2,850	34,200 (48,300)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>120万円を超える方</u>	0.685 (0.69)	4,025	48,300 (48,700)
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円以下</u> の方	0.90	5,291	63,500
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80万円を超える方</u>	1.00	5,883	70,600
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円未満</u> の方	1.20	7,058	84,700
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120万円以上210万円未満</u> の方	1.30	7,641	91,700
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>210万円以上320万円未満</u> の方	1.50	8,825	105,900
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>320万円以上420万円未満</u> の方	1.70	10,000	120,000
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>420万円以上520万円未満</u> の方	1.90	11,175	134,100
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>520万円以上620万円未満</u> の方	2.10	12,350	148,200
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>620万円以上720万円未満</u> の方	2.30	13,525	162,300
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>720万円以上</u> の方	2.40	14,116	169,400

※カッコ内は、国・県・市による低所得者保険料軽減措置前の年額保険料を参考として掲載したものです。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

本市では、介護保険サービス利用の推進・支援のために低所得者を対象とした利用料の軽減措置を介護保険制度施行時から講じています。市独自対策として、国制度における軽減率に2%上乘せし、低所得者が介護保険制度の1割利用者負担により利用が制限されることなく、誰もが必要な介護保険サービスを利用できるよう本計画においても引き続き実施します。

■社会福祉法人等による利用者負担軽減

サービス種類	利用者負担 (10%⇒5.5%※)	対象範囲
①訪問介護（予防）	国の対策（国・県・市・法人で負担）で7.5%に 市独自対策（市で負担）で5.5%に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税世帯非課税者 ・ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること等
②通所介護（予防）		
③短期入所生活介護（予防）		
④訪問入浴介護（予防）	市独自対策（市・法人で負担）で5.5%に	
⑤訪問看護（予防）		

※国の対策で2.5%、市独自対策で2%、合わせて4.5%の軽減。

第7章 計画の推進体制

本市では、今後も高齢化の進行が見込まれていることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすための支え手や資源の不足が懸念されています。そのため、高齢者を対象とした自立支援・重度化防止に向けた体制の充実、地域を主体とした支え合い活動の推進、医療と介護の連携、そして複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が求められます。

これらを踏まえ、本計画の推進にあたっては、市民、地域をはじめ、医療、保健、福祉などの関係機関、行政がそれぞれの立場で役割を果たしながら力を合わせ、一体となって取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

①市民

- 市民一人ひとりが、住み慣れた地域で可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らすことができる健やかで豊かな人生の実現に向けて、ライフステージに対応した生涯設計を立てることが望まれます。
- 脳卒中や心疾患、人工透析を伴う糖尿病など重症疾患は、自立を妨げ、生活の質の低下、医療費や介護費の負担増などにつながります。また、加齢等に伴い心身の活力が低下した状態は、引きこもりや介護を要する状態を招くなど、健やかで豊かな人生を妨げる要因となります。積極的な健康の保持増進や疾病の予防、重症化予防、介護予防を意識することが重要です。
- 住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしくよりよく生きるために、自身が望む最期の迎え方の選択と家族や周りの人々にそれを伝えておくことが大切です。

②地域社会

- 高齢者の生活課題や福祉ニーズの多様化に対応するために、高齢者、障がい者、生活困窮などの属性を問わない包括的な支援体制の構築に本市では取り組んでいます。公的なサービスで補えない部分は、住民同士の支え合いによる役割が大きくなってきています。
- 生活上の困り事などの個々のニーズに対し、豊富な経験や技能を持つ地域の支え手となる人が、その能力を発揮し活躍できる地域を主体とした支え合い活動の推進による生活支援サービスの創出が期待されます。

③医療・介護・福祉関係者

- 遠野市社協と市は、福祉を推進する「車の両輪」として、これまで協力・連携してきました。地域生活課題を抱える住民及びその世帯に対する支援体制並びに住民等による地域福祉の更なる推進のために、令和2年8月に締結した「新たな地域支え合い」の連携協定に基づく丸ごと相談員の配置を継続し、地域の連帯と協働の輪を広げることが望まれます。
- 民生児童委員は、地域住民と行政のパイプ役として大きな役割を果たしています。行政、丸ごと相談員、地域づくり団体との連携により、地域福祉活動の意識向上に向けた取組が期待されます。
- 医師会、歯科医師会等は、地域包括ケアシステムの実現に向けた「高齢者が住み慣れた地域で安心して人生の最期まで暮らし続けられる社会」を目指して、行政、介護との連携による切れ目のない地域の医療、介護の提供体制の構築が望まれています。
- サービス事業者は、支援を必要とする高齢者等が、安心してサービスを利用できるよう職員研修等によりサービスの質の向上を図り、良質なサービスを提供することが求められています。

④行政

- 市民の福祉の向上を目指し、市民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進行管理などを通して、本計画に位置付けられた施策・事業を総合的・一体的に推進していきます。
- 令和4年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえつつ、住民との関わりの中で、生活状況の変化や福祉ニーズを把握し、本人やその家族などへの必要な情報、日常における生活支援サービスを提供します。
- 地域における高齢者の就労の機会の提供に向けた支援、介護予防に向けた独自の取り組み、地域における活動の場づくりを促進し、つながりを持続させる支援を行います。
- 本計画の推進のため、市民、地域、医療福祉関係機関との連携を図るとともに「遠野健康福祉の里運営審議会」から意見をいただきながら、計画目標の着実な達成と円滑な運営を図ります。

2 計画に関する啓発・広報の推進

本計画並びに基本施策については、市民への周知・啓発を図るため、概要版を作成し全世帯に配布します。

また、広報や市公式ホームページへの掲載、市の行事、関係する各種団体・組織等が参集する機会を活用し、市民に幅広く周知・啓発を行います。

3 計画の進捗状況の把握と評価

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図り、高齢者福祉、介護保険事業サービス利用者の満足度調査等を実施し、計画実施状況評価などを行う進行管理体制を整備します。

また、次期計画策定に向けた目標設定等の協議を行います。

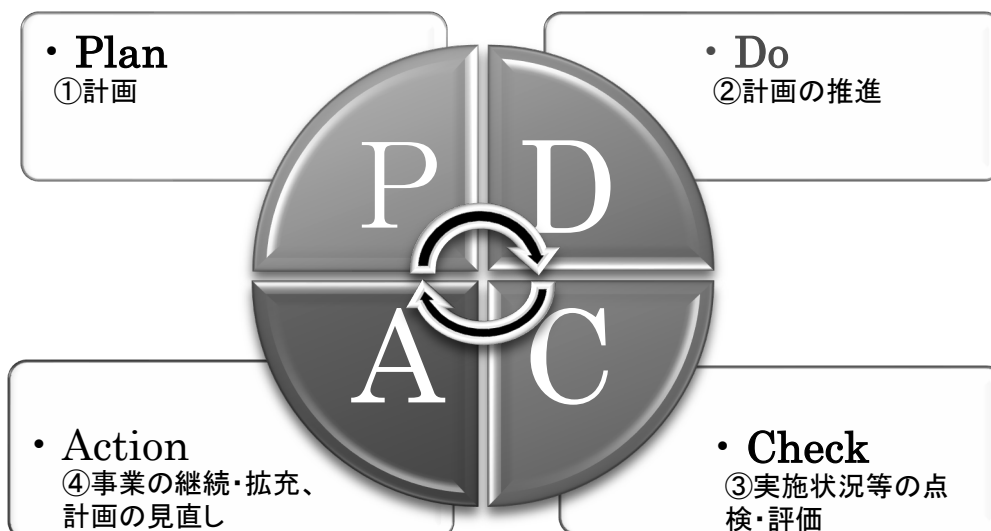
(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業運営管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図るため、本計画の実施状況の進捗管理を「遠野健康福祉の里運営審議会」において行います。

(2) 計画の評価

本計画で定めた内容を年度ごとに点検・評価し、その結果を「遠野健康福祉の里運営審議会」に報告します。また、いただいた提言を事業に反映させるため、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルにより、計画の進行管理を行います。

■PDCAサイクルの概念図



- ① **Plan（計画）**：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
 - 計画の策定
 - 目標の設定

- ② **Do（実施・実行）**：計画に沿って業務を行う
 - 様々な主体との連携・協働による事業の実施

- ③ **Check（点検・評価）**：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
 - 事業の実施状況を毎年点検・評価

- ④ **Action（処置・改善）**：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置する
 - 予算編成過程における事業検討
 - 必要に応じて、計画中間年を目処に量の見込み・確保方策の見直し

資料編

1 計画策定委員会設置要綱

遠野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき策定する遠野市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき策定する遠野市介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民の意見及び関係機関の意向を反映させるため、遠野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の基本的事項に係る意見及び提言に関すること。
- (2) その他計画の素案のとりまとめに関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体の代表者
- (2) 関係機関及び団体から推薦された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、市長が招集し、会議の議長は委員長とする。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第8条 計画の素案のとりまとめに当たり、計画の分野ごとに実務上の協議及び検討を行うため、策定委員会に遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループを置く。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長と委員長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。
- (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

2 計画策定委員会委員名簿

(任期：令和5年11月1日～令和6年3月31日)

No.	推薦機関・団体	職名	氏名
1	遠野市医師会	会長	菊池 俊彦
2	遠野歯科医師会	会長	佐藤 圭士郎
3	遠野市民生児童委員協議会	会長	佐藤 正市
4	公益社団法人遠野市シルバー人材センター	理事長	荻野 優
5	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	在宅福祉課長	菊池 亮公
6	遠野市老人クラブ連合会	会長	中浜 清輝
7	社会福祉法人とおの松寿会	統括施設長	菊池 浩之
8	特別養護老人ホームみやもり荘	施設長	多田 浩
9	介護老人保健施設やまゆりの里	施設長	鎌田 桂
10	在宅介護支援センター松崎	市民代表	菊池 秀尚
11	在宅介護支援センター宮守	市民代表	小原 由美子

(敬称略)

3 計画策定ワーキンググループ設置要領

遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループ設置要領
(趣旨)

第1条 遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱（令和2年遠野市告示第162号）第7条に規定する遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(ワーキンググループ)

第2条 設置するワーキンググループは、次のとおりとする。

- (1) 生活支援・介護予防・高齢者の社会参加ワーキンググループ
- (2) 介護サービスの基盤整備等（サービス量・保険料）ワーキンググループ
- (3) 地域包括ケアシステムの推進ワーキンググループ

(所掌事項)

第3条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等が慣れ親しんだ地域で生活を継続していくための地域課題を抽出すること。
- (2) 地域課題の解決に向けた具体的方策及び新たなサービスの検討を行うこと。
- (3) 新たなサービスの担い手の育成及び確保に向けた方策の検討を行うこと。
- (4) 前3項の検討結果を遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に報告すること。

(組織)

第4条 各ワーキンググループは、それぞれ7名以内のメンバーにより構成する。

- 2 各ワーキンググループに座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- 3 座長は、ワーキンググループの会務を総理する。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は、各座長が召集する。

(意見の聴取)

第6条 座長は、必要と認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、健康福祉部長と各座長が協議し定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

4 計画策定ワーキンググループメンバー名簿

(任期：令和5年10月13日～令和6年3月31日)

No.	WGの別	所属・職名	氏名
1	基盤整備WG	特別養護老人ホーム遠野長寿の郷 生活相談員	小笠原 嵩
2		居宅介護支援事業所とおの 所長	阿部 めぐみ
3		介護老人保健施設やまゆりの里 介護福祉士	小向 和幸
4		株式会社工房 ZERO 代表取締役	店場 晃
5		ケア・グラント株式会社 代表取締役	唯是 光裕
6		訪問看護ステーションとおの 主任作業療法士	菊池 孝
7	介護予防WG	遠野市シルバー人材センター 事務局次長	堀内 和枝
8		遠野市社会福祉協議会地域福祉課 丸ごと相談員	菊池 静子
9		在宅介護支援センター松崎（推薦）	石田 静枝
10		遠野市民生児童委員協議会 理事	糠森 俊子
11		遠野市社会福祉協議会地域福祉課 丸ごと相談員	久慈 学
12		遠野市社会福祉協議会地域福祉課 丸ごと相談員	菊池 直美
13	地域包括ケアWG	在宅介護支援センター宮守 地域活動相談員	熊谷 達也
14		小規模多機能型居宅介護事業所長寿庵 管理者	石原 茂美
15		遠野市社会福祉協議会ふれあいホーム薬研淵 所長	菊池 郁子
16		ヘルパーステーション長寿の森 サービス提供責任者	佐藤 牧
17		デイサービスシリウスつちぶち 施設長	小水内 幸枝
18		介護老人保健施設やまゆりの里 作業療法士	小野寺 晃

(敬称略)

5 計画策定の経過

年 月 日	内 容	概 要
令和4年12月21日 ～ 令和5年2月10日	介護保険事業者あて各種実態調査を実施	○利用者の現状と介護人材等に関する課題把握のための実態調査
令和5年1月6日 ～ 令和5年3月19日	住民アンケート調査及び分析の実施	○高齢者の意識やニーズ調査・分析 ○福祉・介護サービスの利用動向調査・分析
令和5年4月28日 ～ 令和5年6月2日	計画期間中における介護保険サービス等意向を調査	○介護サービス事業量を推計する基礎資料とするため、事業所へ計画期間中の新設又は定員等の変更に係る意向を調査
令和5年6月1日	遠野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱及びワーキンググループ設置要領を制定	○市民・関係機関からの意見の反映及び地域課題等を抽出し、解決に向けたサービスや方策を検討
令和5年10月13日	第1回ワーキンググループの開催 14人出席	○計画策定にあたっての留意事項 ○今後のスケジュール ○分野別グループワーク
令和5年11月1日	第1回策定委員会の開催 9人出席	○計画策定にあたっての留意事項 ○今後のスケジュール ○ワーキンググループでの検討内容
令和5年11月7日	第2回ワーキンググループの開催 17人出席	○計画の骨子案 ○分野別グループワーク
令和5年11月21日	第3回ワーキンググループの開催 18人出席	○策定委員会の意見に係る検討 ○分野別グループワーク
令和5年12月5日	第2回策定委員会の開催 6人出席	○ワーキンググループの検討結果 ○計画素案、介護保険料の基準額(見込み)
令和5年12月22日	第2回遠野健康福祉の里運営審議会	○計画素案の概要説明
令和6年1月16日 ～ 令和6年1月26日	パブリックコメントの実施	○計画素案に対する市民からの意見募集

資料編

令和6年2月5日	地域経営会議協議	○計画素案及び介護保険料基準額算定方針
令和6年2月7日	第3回策定委員会の開催 11人出席	○第2回策定委員会における計画に対する意見への回答 ○パブリックコメントへの回答 ○介護保険料の基準額の改定 ○今後のスケジュール
令和6年2月13日	市議会への説明	○計画案と介護保険条例の一部改正案について
令和6年2月15日	第3回遠野健康福祉の里運営審議会	○計画案及び介護保険料基準額案の審議
令和6年2月20日	市議会3月定例会に議案上程（議案第14号）	○介護保険条例の一部改正について
令和6年3月8日	市議会3月定例会（本会議）	○介護保険条例の一部改正案の可決
令和6年3月	計画決定	
令和6年4月	第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険計画概要版全戸配布	

**第九次遠野市高齢者福祉計画
第9期遠野市介護保険事業計画
遠野ハートフルプラン 2024
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)**

発行年月 令和6年3月
発行 遠野市
編集 遠野健康福祉の里 健康長寿課
〒028-0541
岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4-1
TEL 0198-62-5111
FAX 0198-62-1599
ホームページアドレス
<https://www.city.tono.iwate.jp/>
